## 令和6年度 決算特別委員会資料請求一覧

	节和 6 年度 决算特別委員会資料請求		I
資料番号	件 名	請求者	所管
1	扇町クリーンセンタードッグランアンケート結果(項目別集計、利用者の声など)	原	環境保護課
2	令和5年度エリアブランディング構想策定業務委託仕様書(写)	城戸	政策調整課
3	令和5年度ブロック塀等撤去補助金申請数(他市の申請件数)	池田	防災対策課
4	大型ごみコール制収集運搬業務(令和3年度~令和5年度)の入札調書 (写)	杉山	環境事業センター
5	ごみ収集運搬業務委託(平成26年度~令和5年度)の予算額、契約金額 及びその他比率	杉山	環境事業センター
6	ごみ収集運搬業務の令和5年度の仕様書(写)	杉山	環境事業センター
7	ごみ収集運搬業務の令和5年度の毎月の収集状況等報告書	杉山	環境事業センター
8	AIチャットボットの利用状況(問合せ回数、評価、カテゴリ別Q&Aの利用割合)	鈴木	広報広聴室
9	ポイント事業運営及びポイントアプリケーション開発の契約金額及び仕様書(写)	北森	政策調整課
10	スマートポールの1基ごとの機能及び金額並びに仕様書(写)	北森	政策調整課
11	AIチャットボットの利用状況(データベース入力件数(令和3年度~令和5年度)、仕様書(写)、利用回数(令和3年度~令和5年度))	北森	広報広聴室
12	タウン誌の費用(平成30年度から令和5年度)及び広報紙発行事業費(平成30年度から令和5年度)	井上	広報広聴室
13	焼却灰処分委託先概要	鈴木	環境政策課
14	斎場費における1市5町の負担金の推移(平成31年度~令和5年度)	原	環境保護課
15	2市5町の利用件数(斎場)	原	環境保護課
16	2市5町の協定書(写)(斎場事務委託金)	原	環境保護課
17	契約書(写)(斎場PFI)	原	環境保護課
18	応募要領(斎場PFI)	原	環境保護課
19	指定ごみ袋入札(平成30年度~令和5年度)結果一覧(落札金額、落札 業者、指定業者)	杉山	環境政策課
20	女性相談主訴別相談件数	原	人権·男女共同参画課
21	マイナンバーカード発行件数(開始~令和5年度)	北森	戸籍住民課
22	窓口別証明発行件数(H30年度~令和5年度の窓口別の証明発行件数と郵便局及びコンビニでの証明発行件数)	北森	戸籍住民課
23	タウンセンター3館における施設管理運営業務の契約状況(令和元年度 ~令和5年度の契約金額、契約の相手方、契約方法(指名業者)、それぞ れの主な業務内容、人員配置)	杉山	地域政策課
24	タウンセンター3館の利用人数(令和元年度~令和5年度の各タウンセンターの合計利用人数)	杉山	地域政策課
25	地域水源林の森林整備実績(令和元年度~令和5年度の森林整備面積 と市が支出した金額、委託業者名)	荒井	農政課
26	遊休農地に関する措置の状況に関する調査における遊休農地面積等(令和3年度~令和5年度)	杉山	農業委員会事務局
27	耕作放棄地解消事業費補助金の実績(平成24年度~令和5年度)	杉山	農政課

# 令和6年度 決算特別委員会資料請求一覧

	市和10年度 决异特别安良云真科铜水	一見	
28	課税・非課税証明書発行所別一覧(平成30年度~令和5年度の各発行所の推移及びコンビニ・郵便局の発行状況)	北森	資産税課
29	政策監のスケジュール(令和5年9月分)及び政策監の旅費(令和6年2月 ~3月分)	北森	政策調整課
30	職員数(会計年度任用職員を含む)の推移(令和2年度~令和5年度)	北森	職員課
31	イノベーション推進事業施設月別使用実績(令和4年度~令和5年度)	中野	政策調整課
32	おだわら市民学校参加者の声(令和元年度~令和5年度の受講報告やアンケート一覧)	中野	生涯学習課
33	重層的支援に関する利用実績(令和元年度~令和5年度における地域福祉相談数、包括的支援・多機関協働相談数、成年後見制度相談数)	中野	福祉政策課
34	令和5年度性教育講演会開催一覧	原	保健給食課
35	STEAM教育の内容	城戸	教育指導課
36	令和5年度アーバンデザインセンター小田原収支決算内訳	城戸	都市政策課
37	帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業における令和5年度の件数及び金額(ワクチン別)	荒井	健康づくり課
38	自治会への各種委託料・謝礼の令和5年度の決算額	井上	地域政策課
39	令和5年度の部活動の地域指導者数・内訳	中野	教育指導課
40	データ連携基盤に係るシステム構成図(令和5年度末)	原	政策調整課
41	令和4年度所管課執行業務委託等の市内業者受注状況調査の回答取り まとめのうち、単年度の随意契約で契約金額1億円以上のもの	杉山	契約検査課
42	生活保護利用者の国ごとの在日外国人の内訳(令和元年度から令和5年度)	鈴木	生活援護課
43	HPVワクチン年齢別累積初回実施割合	原	子ども若者支援課
44	連携環境整備事業費の内容と内訳	北森	商業振興課
45	小田原市エリアマネジメント組織等構築支援業務委託の契約書及び仕様 書	池田	都市政策課
46	小田原市国民健康保険第2期データヘルス計画に基づくデータ分析及び保健事業業務(単価契約)仕様書	原	健康づくり課
47	小中学校の特別教室空調設備設置状況	北森	教育総務課
48	平成30年度~令和5年度小田原こどもの森公園わんぱくらんどの駐車場 利用台数(市内・市外)・月別利用台数(令和4年度分・令和5年度分)	北森	みどり公園課
49	平成30年度以降の地下街の売上と特別会計決算の単年度実質収支額 及び空き区画数の推移	井上	商業振興課
50	平成26年度~令和5年度子ども会会員数と加入率の推移	北森	青少年課
51	令和5年度の学区・単位子ども会名の一覧	北森	青少年課
52	過去5年間の車券売上金、入場者数及び過去2年間のミッドナイト競輪 の売上、本市収益	杉山	事業課
53	予防接種健康被害救済制度にかかる給付件数及び金額	城戸	健康づくり課
54	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱 (現行・改正前)	城戸	健康づくり課
55	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱 (令和4年度~令和5年度)	城戸	健康づくり課

# 令和6年度 決算特別委員会資料請求一覧

		<u> </u>	
56	感染症予防事業における広告掲載料とその回数及び新型コロナワクチン接種券の作成・封入封緘業務委託料、新型コロナワクチン接種券の郵送料(令和4年度~令和5年度)	城戸	健康づくり課
57	令和5年度当初予算における新規事業に占める国·県支出金の 財源内訳(商工費)	城戸	観光課 小田原 城 総合管理 事務所
58	ステップアップ調査と同様の調査を令和5年度に実施した自治体一覧	城戸	教育指導課
59	家族介護用品支給事業(紙おむつ)支給実績一覧(過去5か年度分)	北森	高齢介護課
60	令和5年度小田原市国民健康保険事業協力補助金実績報告書	城戸	保険課
61	データヘルス計画関連事業及び受診行動適正化事業の対象者と 実施者数(令和3年度〜令和5年度)	原	保険課
62	「消防力適正配置調査業務報告資料」 (令和6年3月一般財団法人消防防災科学センター)	城戸	消防総務課

## 決算特別委員会請求資料 19 環境政策課

指定ごみ袋入札(平成30年度~令和5年度)結果一覧(落札金額、落札業者、指名業者)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
落札金額 (税抜)	38, 686, 000 円	34, 910, 400 円	29, 937, 000 円	35, 691, 500 円	40, 558, 500 円	41, 345, 600 円
落札業者	オークラパッ クス(株)	オークラパッ クス(株)	サーモ包装㈱	オークラパッ クス(株)	サーモ包装㈱	オークラパッ クス(株)
指名業者	アルフォーイ ンターナショ ナル(株)	アルフォーイ ンターナショ ナル(株)	アルフォーイ ンターナショ ナル(株)	サーモ包装㈱	オークラパッ クス(株)	サーモ包装㈱
	サーモ包装㈱	サーモ包装㈱	オークラパッ クス(株)	大倉工業(株)	大倉工業(株)	(株)G-Place
	山岸(株)	山岸(株)	山岸㈱	㈱内田化工	㈱内田化工	大倉工業(株)
	大倉工業(株)	大倉工業(株)	大倉工業(株)	千葉紙工(株)	千葉紙工(株)	千葉紙工(株)
	㈱内田化工	丸硝(株)	丸硝(株)	(株)トータル・ オフィス・サ ービス	山岸(株)	山岸(株)
			株)G-Place	(有)アルテセト フサ	(有)ハーバック 化成	(株)トータル・ オフィス・サ ービス

## 決算特別委員会請求資料20 人権・男女共同参画課

## 女性相談主訴別相談件数

(単位:人)

				) V 等	÷			人間	関係			生活	困窮			医療	関係	:	住	帰	
		夫等からの暴力等	子どもからの暴力等	親・親族からの暴力等	交際相手からの暴力等	その他の者からの暴力等	男女問題	ストーカー 被害	家庭不和	その他	生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他	居問題	住先なし	合計
令	来所	78	5	11	1				3	1	1		1					1	3		105
令和元年度	うち18歳未満																				
元年	うち65歳以上 電 話	7 132	7	19	1		1	2	5	4			1	1				1	4		8 178
度	計	210	12	<b>30</b>	2	0	1	2	8 8	<b>4 5</b>	1	0	2	1	0	0	0	2	7		283
	来 	85	3	19	_		-	_	1		•		_	1				_	2		111
令 和	うち18歳未満																				
2	うち65歳以上	9	2																		11
年度	電話	117	10	16	2	3	1		1	2			2	1	2	1		1	2		161
及	計	202	13	35	2	3	1	0	2	2	0	0	2	2	2	1	0	1	4		272
令	来所	91	4	16		2		2	3	1				1	1	2	2		2		127
令和。	うち18歳未満																				
3 在	うち65歳以上 電 話	5	1	47	_	•	4	_	_	_					4						6
年度	电 前 計	128 <b>219</b>	6 <b>10</b>	17 <b>33</b>	2 <b>2</b>	6	1	5 <b>7</b>	6 <b>9</b>	3 <b>4</b>	0	0	0	2	2	2	3	0	2		175 <b>302</b>
$\supset$	 来 所	70	2	18	1	1		1	J	7		0	1				J	V	1		94
令 和	うち18歳未満	,,	_	10	-	-															<del></del>
4	うち65歳以上	4	1																		5
年度	電話	117	6	27		1	1		5		2		2		1						162
皮	計	187	8	45	1	2	1	0	5	0	2	0	3	0	1	0	0	0	1		256
令	来所	93	4	24		3		2			1										127
令 和	うち18歳未満																				
5	うち65歳以上	8	1	1																	10
年度	電話	144	7	27	2	2			1	4	4	2	1	3	_			•	3		196
	計	237	11	51	2	5	0	2	1	4	1	2	1	3	0	0	0	0	3	0	323

#### マイナンバーカード発行枚数 (開始~令和5(2023)年度まで)

年度	交付枚数 (単位:枚)	交付枚数累計 (単位:枚)	基準人口 (単位:人)	累計交付率 (単位:%)
平成27年(2015年)度	3, 943	3, 943	195, 643	2. 02
平成28年(2016年)度	16, 032	19, 975	195, 259	10. 23
平成29年(2017年)度	4, 933	24, 908	193, 836	12. 85
平成30年(2018年)度	6, 328	31, 236	192, 695	16. 21
令和元年(2019年)度	6, 958	38, 194	191, 557	19. 94
令和2年(2020年)度	21, 232	59, 426	190, 580	31. 18
令和3年(2021年)度	26, 959	86, 385	189, 425	45. 60
令和 4 年 (2022年) 度	36, 464	122, 849	188, 739	65. 09
令和5年(2023年)度	22, 786	145, 635	187, 880	77. 51

- ※平成27年度は平成28年1月末から3月末までの実績
- ※交付枚数:再交付、更新を含むこれまでに交付されたカードの枚数
- ※基準人口は、年度末の前年の1月1日時点の人口
- ※令和5年5月より、総務省公表数値が交付枚数及び保有枚数となった。令和5年(2023年)度の保有枚数は136,056枚、保有率
- 77.40%。 72.40%。 なお、保有枚数とは現に保有されているカードの枚数(交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数 を除いたもの)。

# 窓口別証明発行件数(H30年度~令和5年度の窓口別の 証明発行件数と郵便局及びコンビニでの証明発行件数)

証明書コンビニ交付サービス、証明書郵便局交付サービスにおける証明書交付件数 (郵便局交付サービスは郵便局ごとの交付件数) (2018年以降) 各住民窓口、市民窓口における交付件数 (2018年以降)

本庁(戸籍住民課) 109,940 118,125 113,049 110,653 110 内 マロニエ住民窓口 40,995 49,878 48,406 43,249 41	
本庁(戸籍住民課)     109,940     118,125     113,049     110,653     110       マロニエ住民窓口     40,995     49,878     48,406     43,249     41	, 910 107, 571 , 877 37, 519 , 770 13, 274
内 マロニエ住民窓口 40,995 49,878 48,406 43,249 41	, 877 37, 519 , 770 13, 274
M · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, 770 13, 274
	820 4 930
訳 こゆるぎ住民窓口 5,959 6,029 6,296 5,432 5	,
アークロード市民窓口 20,585 25,547 22,795 20,429 20	, 632 19, 161
廃止窓口 37,865 0 0 0	0 0
大窪支所 3, 437	
早川支所 2, 255	
豊川支所 6,392	
上府中支所 2,736	
下曽我支所 2,256	
片浦支所 483	
訳 曽我支所 1,352	
中央連絡所 7,887	
国府津駅前窓口コーナー 3,335	
酒匂窓口コーナー 2,324	
桜井窓口コーナー 5,408	
郵便局10局 253 2,304 1,990 1,674 1,	, 286 1, 063
小田原板橋郵便局 40 360 253 233	196 198
小田原早川郵便局 31 224 219 175	132 122
小田原成田郵便局 40 396 307 253	179 143
内 下曽我郵便局 27 325 239 199	142 81
根府川郵便局 17 162 137 111	109 139
曽我郵便局     12     41     35     25       訳     10     10     170     111	23 12
小田原郵便局 20 181 170 111	93 69
小田原国府津郵便局 9 181 154 156	96 57
酒匂郵便局 19 149 115 106	87 56
栢山駅前郵便局   38   285   361   305	229 186
, ,	, 541 32, 324
M (8.30~17.00)	, 235 16, 959
訳 本庁サービス時間外 237 1,948 3,214 6,937 10	, 306 15, 365
計 229, 890 222, 788 218, 295 211, 871 217	, 836 215, 842

※旧支所等は平成31年(2019年)3月15日をもって業務終了

<sup>※</sup>郵便局・コンビニ交付サービスは平成31年(2019年)1月15日から開始 ※郵便局・コンビニエンスストアは課税(非課税)証明書を除く件数

#### 窓口別証明書発行件数

戸籍住民課窓口別証明書発行件数

平成30年(2018年)度 (単位:件)

[	区 分	本庁	ムロニエ	いずみ	こゆるぎ	アーク ロード市 民窓口	小計	郵便局	コンビニ	合計
写し	住民票	44, 654	18, 841	5, 916	2, 433	10, 479	82, 323	128	249	82, 700
70	戸籍の附票	8, 031	189	75	34	176	8, 505	3	11	8, 519
印鑑証明		17, 838	15, 820	5, 198	2, 116	6, 368	47, 340	99	170	47, 609
戸籍	謄本	16, 009	3, 326	1, 421	705	1, 795	23, 256	20	52	23, 328
广相	抄本	2, 758	1, 133	442	195	654	5, 182	3	***************************************	5, 185
除籍	謄本	18, 348	1, 340	639	407	917	21, 651	***************************************	***************************************	21, 651
休和	抄本	138	21	1	4	8	172		***************************************	172
	戸籍	8	0	0	0	0	8		***************************************	8
戸籍証明	除・原	0	0	0	0	0	0		***************************************	0
广和证明	受理証明	636	57	5	5	18	721	***************************************	***************************************	721
	記載事項証明	62	4	2	0	2	70		***************************************	70
諸証明		1, 458	264	112	60	168	2, 062	aurraurraurraurraurraurraurraurraurraur	REAL PROPERTY OF THE PARTY OF T	2, 062
	合計		40, 995	13, 811	5, 959	20, 585	191, 290	253	482	192, 025

#### 廃止窓口別証明書発行件数

[	区 分	大窪	早川	豊川	上府中	下曽我	片浦	曽我	中央	国府津 駅前	酒匂 窓口	桜井 窓口	合計
写し	住民票	1, 383	918	2, 736	1, 089	907	182	567	2, 701	1, 520	1, 061	2, 223	15, 287
70	戸籍の附票	35	15	35	13	14	0	8	303	26	6	73	528
印鑑証明	•	1, 269	795	2, 613	1, 001	790	164	467	2, 156	1, 074	830	1, 908	13, 067
戸籍	謄本	382	283	524	326	261	73	146	1, 296	376	215	648	4, 530
广相	抄本	133	54	143	83	60	10	37	163	134	82	161	1, 060
除籍	謄本	208	178	250	209	201	50	118	1, 193	164	114	333	3, 018
小木	抄本	0	0	2	0	3	0	0	2	2	0	0	9
	戸籍	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
戸籍証明	除・原	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
广相证明	受理証明	2	1	3	1	2	0	0	4	2	0	1	16
	記載事項証明	0	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	5
諸証明		24	9	84	14	18	4	8	69	37	16	61	344
	合計	3, 437	2, 255	6, 392	2, 736	2, 256	483	1, 352	7, 887	3, 335	2, 324	5, 408	37, 865

#### 郵便局別証明書発行件数

[平成31年(2019年) 1月15日から3月31日取扱分]

区 分		板橋	早川	成田	下曽我	根府川	曽我	小田原	国府津 駅前	酒匂	栢山駅前	合計
写し	住民票	21	16	22	10	5	7	14	3	9	21	128
	戸籍の附票	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	3
印鑑証明	•	13	13	14	16	8	5	4	5	7	14	99
= 44	謄本	5	1	1	1	4	0	2	1	3	2	20
戸籍	抄本	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
	合計	40	31	40	27	17	12	20	9	19	38	253

#### 窓口別証明書発行件数

戸籍住民課窓口別証明書発行件数

令和元年(2019年)度 (単位:件)

[	区 分	本庁	<b>ムロニエ</b>	いずみ	こゆるぎ	アーク ロード 市民窓口	小計	郵便局	コンビニ	合計
写し	住民票	45, 678	21, 823	6, 926	2, 361	12, 351	89, 139	1, 094	2, 020	92, 253
<del>9</del> 0	戸籍の附票	8, 008	263	204	54	375	8, 904	6	46	8, 956
印鑑証明		20, 557	19, 214	6, 412	2, 297	7, 938	56, 418	981	1, 515	58, 914
戸籍	謄本	17, 998	4, 728	1, 903	697	2, 522	27, 848	166	366	28, 380
尸箱	抄本	2, 780	1, 329	499	191	699	5, 498	57		5, 555
除籍	謄本	20, 663	2, 112	855	378	1, 426	25, 434			25, 434
休精	抄本	169	22	3	1	11	206			206
	戸籍	16	0	0	0	0	16			16
戸籍証明	除・原	0	0	0	0	0	0			0
尸精证明	受理証明	758	63	9	0	11	841			841
	記載事項証明	45	0	0	0	2	47			47
諸証明	者証明		324	147	50	212	2, 186			2, 186
	合計		49, 878	16, 958	6, 029	25, 547	216, 537	2, 304	3, 947	222, 788

	E-71 E 70 11 11 20											
ı	区 分	板橋	早川	成田	下曽我	根府川	曽我	小田原	小田原 国府津	酒匂	栢山 駅前	合計
写1.	住民票	154	76	194	158	51	23	109	103	80	146	1, 094
争し	戸籍の附票	2	0	1	0	0	0	0	2	1	0	6
印鑑証明		176	120	179	127	91	12	51	62	53	110	981
戸籍	謄本	21	23	14	33	15	4	17	6	14	19	166
厂箱	抄本	7	5	8	7	5	2	4	8	1	10	57
	合計	360	224	396	325	162	41	181	181	149	285	2, 304

<sup>※「</sup>国府津駅前郵便局」は、令和2年(2020年)3月16日移転により「小田原国府津郵便局」に局名変更。

#### 窓口別証明書発行件数

戸籍住民課窓口別証明書発行件数

令和 2 年 (2020年) 度 (単位:件)

Ţ.	区 分	本庁	<b>ムロニエ</b>	いずみ	こゆるぎ	アーク ロード 市民窓口	小計	郵便局	コンビニ	合計
写し	住民票	44, 027	21, 237	7, 477	2, 373	11, 292	86, 406	955	4, 118	91, 479
争し	戸籍の附票	8, 130	254	168	45	316	8, 913	5	58	8, 976
印鑑証明		21, 590	18, 609	6, 881	2, 358	7, 233	56, 671	856	3, 215	60, 742
戸籍	謄本	15, 658	4, 635	1, 751	793	2, 221	25, 058	127	614	25, 799
尸箱	抄本	1, 844	931	379	128	402	3, 684	47		3, 731
除籍	謄本	19, 440	2, 264	935	515	1, 169	24, 323			24, 323
休箱	抄本	188	15	6	3	5	217			217
	戸籍	0	0	0	0	0	0			0
戸籍証明	除・原	0	0	0	0	0	0			0
尸耤証明	受理証明	609	55	13	3	12	692			692
	記載事項証明	42	2	0	0	0	44			44
諸証明	•	1, 521	404	144	78	145	2, 292			2, 292
	合計	113, 049	48, 406	17, 754	6, 296	22, 795	208, 300	1, 990	8, 005	218, 295

4K/3/11E/3130111 X												
I	区 分	板橋	早川	成田	下曽我	根府川	曽我	小田原	小田原 国府津	酒匂	栢山 駅前	合計
写し	住民票	125	90	128	106	54	20	119	72	63	178	955
争し	戸籍の附票	0	2	0	1	0	0	1	1	0	0	5
印鑑証明		111	107	151	111	60	11	42	67	48	148	856
戸籍	謄本	12	14	21	15	12	4	6	11	4	28	127
厂箱	抄本	5	6	7	6	11	0	2	3	0	7	47
	合計	253	219	307	239	137	35	170	154	115	361	1, 990

<sup>※「</sup>国府津駅前郵便局」は、令和2年(2020年)3月16日移転により「小田原国府津郵便局」に局名変更。

## 窓口別証明書発行件数

戸籍住民課窓口別証明書発行件数

令和3年(2021年)度 (単位:件)

[	区 分	本庁	<b>ムロニエ</b>	いずみ	こゆるぎ	アーク ロード 市民窓口	小計	郵便局	コンビニ	合計
写し	住民票	43, 891	19, 368	6, 585	2, 259	10, 319	82, 422	751	7, 641	90, 814
争し	戸籍の附票	8, 632	245	164	61	244	9, 346	2	137	9, 485
印鑑証明		18, 662	16, 170	5, 928	1, 828	6, 274	48, 862	766	5, 514	55, 142
戸籍	謄本	15, 423	4, 172	1, 917	678	1, 927	24, 117	122	1, 182	25, 421
广相	抄本	1, 495	804	273	90	319	2, 981	33	$\backslash$	3, 014
除籍	謄本	20, 019	2, 016	937	448	1, 154	24, 574			24, 574
休箱	抄本	171	15	7	0	3	196			196
	戸籍	0	0	0	0	0	0			0
戸籍証明	除・原	0	0	0	0	0	0			0
尸耤証明	受理証明	697	42	13	5	6	763			763
	記載事項証明	61	10	1	0	0	72			72
諸証明		1, 602	407	135	63	183	2, 390			2, 390
	合計	110, 653	43, 249	15, 960	5, 432	20, 429	195, 723	1, 674	14, 474	211, 871

I	区 分	板橋	早川	成田	下曽我	根府川	曽我	小田原	小田原 国府津	酒匂	栢山 駅前	合計
写し	住民票	118	64	112	99	36	12	64	56	55	135	751
<del>J</del> U	戸籍の附票	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
印鑑証明		94	98	123	87	61	12	30	78	42	141	766
戸籍	謄本	14	10	15	8	13	0	14	20	7	21	122
尸箱	抄本	7	3	3	5	1	1	3	2	2	6	33
	合計	233	175	253	199	111	25	111	156	106	305	1, 674

<sup>※「</sup>国府津駅前郵便局」は、令和2年(2020年)3月16日移転により「小田原国府津郵便局」に局名変更。

#### 窓口別証明書発行件数

戸籍住民課窓口別証明書発行件数

令和4年(2022年)度 (単位:件)

[	区 分	本庁	<b>ムロニエ</b>	いずみ	こゆるぎ	アーク ロード 市民窓口	小計	郵便局	コンビニ	合計
写し	住民票	41, 517	18, 273	5, 952	2, 183	10, 145	78, 070	570	11, 853	90, 493
争し	戸籍の附票	9, 803	222	171	80	304	10, 580	3	230	10, 813
印鑑証明		17, 276	15, 475	5, 144	1, 973	5, 883	45, 751	581	8, 414	54, 746
戸籍	謄本	16, 986	4, 363	1, 929	843	2, 319	26, 440	111	2, 044	28, 595
尸箱	抄本	1, 827	901	298	106	415	3, 547	21		3, 568
除籍	謄本	20, 725	2, 226	1, 093	573	1, 342	25, 959			25, 959
休箱	抄本	328	18	5	1	6	358			358
	戸籍	0	0	0	0	0	0			0
戸籍証明	除・原	0	0	0	0	0	0			0
尸耤証明	受理証明	726	30	9	5	22	792			792
	記載事項証明	144	3	3	0	0	150			150
諸証明	•	1, 578	366	166	56	196	2, 362			2, 362
	合計	110, 910	41, 877	14, 770	5, 820	20, 632	194, 009	1, 286	22, 541	217, 836

	A COME OF SOLITION											
	区 分	板橋	早川	成田	下曽我	根府川	曽我	小田原	小田原 国府津	酒匂	栢山 駅前	合計
写し	住民票	76	40	94	58	33	10	49	51	40	119	570
<del>4</del> 6	戸籍の附票	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
印鑑証明		84	73	80	76	65	9	24	38	42	90	581
戸籍	謄本	30	16	4	7	9	4	18	5	3	15	111
厂箱	抄本	4	3	0	1	2	0	2	2	2	5	21
	合計	196	132	179	142	109	23	93	96	87	229	1, 286

<sup>※「</sup>国府津駅前郵便局」は、令和2年(2020年)3月16日移転により「小田原国府津郵便局」に局名変更。

## 窓口別証明書発行件数

戸籍住民課窓口別証明書発行件数

令和5年(2023年)度 (単位:件)

Į.	区 分	本庁	<b>ムロニエ</b>	いずみ	こゆるぎ	アーク ロード 市民窓口	小計	郵便局	コンビニ	合計
写し	住民票	38, 496	15, 352	4, 910	1, 799	8, 603	69, 160	416	15, 697	85, 273
<del>J</del> U	戸籍の附票	9, 677	250	236	66	360	10, 589	5	282	10, 876
印鑑証明		16, 203	13, 837	4, 606	1, 711	5, 443	41, 800	496	12, 936	55, 232
戸籍	謄本	17, 872	4, 822	2, 015	756	2, 640	28, 105	119	3, 409	31, 633
尸箱	抄本	1, 377	561	201	64	269	2, 472	27		2, 499
DA 255	謄本	20, 063	2, 086	1, 101	438	1, 537	25, 225			25, 225
除籍	抄本	258	8	0	0	3	269			269
全国	広域戸籍	424	82	28	12	51	597			597
王国	広域除籍	849	87	27	16	41	1, 020			1, 020
	戸籍	0	0	0	0	0	0			0
戸籍証明	除・原	0	0	0	0	0	0			0
尸精证明	受理証明	729	54	12	1	20	816			816
	記載事項証明	90	9	1	1	0	101			101
電で 計明	戸籍	0	0	0	0	0	0			0
電子証明	除籍	0	0	0	0	0	0			0
諸証明	•	1, 533	371	137	66	194	2, 301			2, 301
	合計	107, 571	37, 519	13, 274	4, 930	19, 161	182, 455	1, 063	32, 324	215, 842

Į	区分	板橋	早川	成田	下曽我	根府川	曽我	小田原	小田原 国府津	酒匂	栢山 駅前	合計
写し	住民票	70	38	55	45	60	6	26	23	20	73	416
争し	戸籍の附票	0	0	0	0	0	0	1	1	0	3	5
印鑑証明		86	70	80	29	58	5	34	20	27	87	496
戸籍	謄本	26	13	8	5	20	1	7	11	7	21	119
厂箱	抄本	16	1	0	2	1	0	1	2	2	2	27
	合計	198	122	143	81	139	12	69	57	56	186	1, 063

<sup>※「</sup>国府津駅前郵便局」は、令和2年(2020年)3月16日移転により「小田原国府津郵便局」に局名変更。

タウンセンター3館における施設管理運営業務の契約状況(令和元年度~令和5年度の契約金額、契約の相手方、契約方法(指名業者)、それぞれの主な業務内容、人員配置)

## 1 マロニエ総合管理運営業務

年度	契約額(円)	受注者	執行方法
R1	56, 911, 316	(一財)小田原市事業協会	随意契約(単独見積)
R2	57, 433, 445	(一財)小田原市事業協会	随意契約(単独見積)
R3	58, 705, 445	(一財)小田原市事業協会	随意契約(単独見積)
R4	59, 195, 400	(一財)小田原市事業協会	随意契約(単独見積)
R5	60, 970, 800	(一財)小田原市事業協会	随意契約(単独見積)

#### 2 マロニエ施設設備総合維持管理業務

年度	契約額(円)	日維持官理未務 受注者	—————————— 執行方法	指名数	指名業者
R1	30, 692, 640	㈱市川総業	指名競争入札	6	<ul> <li>(株)オーじ・-エム管財</li> <li>(株)美装フジ・モト</li> <li>(株)市川総業</li> <li>(株)大相ピ゛ルサーピ゛ス</li> <li>(株)トラルライフサーピ゛ス</li> <li>(株)東海ピ゛ルメンテナス</li> </ul>
R2	30, 973, 800	㈱市川総業	指名競争入札	6	<ul> <li>(株オーじ - エム管財</li> <li>(株) 美装フジ もり</li> <li>(株) 市川総業</li> <li>箱根登山トータルサービ ス(株)</li> <li>(株) トータルライフサービ ス</li> <li>日東カストディアル・サービ ス(株)</li> </ul>
R3	31, 743, 756	㈱市川総業	指名競争入札	6	<ul> <li>(株オーじ・-エム管財</li> <li>(株) 美装フジ・モト</li> <li>(株) 市川総業</li> <li>箱根登山トータルサーじ、ス(株)</li> <li>(株) 無海じ、ルメンテナス</li> <li>(株) 湘南サービ、スセンター</li> </ul>
R4	32, 274, 000	㈱市川総業	指名競争入札	6	<ul> <li>(株オーじ・-エム管財</li> <li>(株美装フジ・モト</li> <li>(株市川総業</li> <li>箱根登山トータルサーピス(株)</li> <li>(株東海ピルメンテナス</li> <li>(株創伸</li> </ul>
R5	33, 000, 000	(株)市川総業	指名競争入札	6	<ul> <li>(株オーじ・-エム管財</li> <li>(株美装フジ・Eト</li> <li>(株市川総業</li> <li>箱根登山トータルサーじ・ス(株)</li> <li>(株)創伸</li> <li>(株)湘南サービ・スセンター</li> </ul>

## 3 いずみ管理運営業務・こゆるぎ管理運営業務

年度	いずみ 契約額(円)	こゆるぎ 契約額(円)	受注者	執行方法
R1	_	26, 897, 844	(一財)小田原市事業協会	随意契約(単独見積)
R2	_	27, 144, 618	(一財)小田原市事業協会	随意契約(単独見積)
R3	30, 864, 900	27, 172, 618	(一財)小田原市事業協会	随意契約(単独見積)
R4	31, 502, 700	28, 015, 200	(一財)小田原市事業協会	随意契約(単独見積)
R5	32, 057, 300	28, 855, 200	(一財)小田原市事業協会	随意契約(単独見積)

※ いずみ:令和2年度までは本市の直営業務であり、委託業務としての発注は令和3年度からとなる。

#### 4 主な業務内容

業務名	マロニエ 総合管理運営業務	マロニエ施設設備 総合維持管理業務	いずみ 管理運営業務	こゆるぎ 管理運営業務
主な業務内容	(1) 管理・貸館業務(受付、集会室等関係、施選債の 整備、防災対策、統計) (2) 図書室業務(管理、レファレンス業務) (3) 避難場所の運営補助(パ*リアフリー型風指定) に伴う従事)	(1) 設備 (1) 設備 (1) (2) 清 (1) (2) 清 (1) (2) 清 (1) (3) 未 (4) 機 (5) (3) 未 (4) 機 (5) (5) 機 (6) フロ (7) (7) (6) フロ (7) (6) フロ (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)	(1) 管理 ・集及防ニュートー ・集及防常コニットー書 ・大きに ・大きに ・大きに ・大きに ・大きに ・大きに ・大きに ・大きに	(1) 管理・集で 内、設定 (1) 管理・集び (2) 図書コーナー館 選供 (3) 定機械等の (4) 機研・点数の (5) 保が、シャッター、、シャッター、、シャッター、、シャッター、、シャッター、、カー・ア・ストー・ア・ストー・ア・ストー・ア・ストー・ア・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー・ストー
人員配置	管理・貸館業務 07:30~08:30 1 名以上 08:30~21:45 2 名以上 図書室 08:30~17:00 1 名以上	設備運転及び保守点検 08:00~22:00 有資格者 2名以上 清掃管理等 08:00~18:00 衛生管理 技術者含む2名以上	08:30~21:452名以上	08:30~21:452名以上

タウンセンター3館の利用人数(令和元年度~令和5年度の各タウンセンターの合計利用人数)

## 1 施設別利用者数

(単位:人)

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ムロニエ	203, 293	59, 216	107, 704	134, 377	146, 157
いずみ	55, 589	20, 608	30, 435	39, 114	49, 086
こゆるぎ	25, 910	8, 824	16, 071	16, 727	18, 582

#### 決算特別委員会請求資料 25 農政課

## 地域水源林の森林整備実績(令和元年度~令和5年度)

	整備面積	事業費	
年度			請負業者等
	(ha)	(円)	
			小田原市森林組合
			(有)石井測量設計事務所
令和元年度	21. 89	80, 607, 600	㈱アトラス
			<b>⁄ 有</b> )西湘造林
			<b>旬巻上造林</b>
			小田原市森林組合
			(有)飯山工務所
令和2年度	35. 79	87, 027, 020	(株)小田原測量設計
			㈱木村林業
			(有)西湘造林
			小田原市森林組合
A	34. 11	07 050 000	(株)コクーン
令和3年度		87, 259, 890	㈱城山測量設計
			(有)奥津造園 (1)
			小田原市森林組合
			三洋測量設計㈱
令和4年度	28. 14	88, 932, 900	(株)小田原測量設計
		, <u>-,</u>	(有)黒柳測量設計事務所
			㈱きりかぶ
			小田原市森林組合
			(株)城山測量設計
   令和5年度	32. 05	96, 000, 090	(株) (株) 本 本 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
アから 平茂	ა∠. ∪ე	90, 000, 090	
			㈱きりかぶ
			<b>旬奥津造園</b>

#### 決算特別委員会請求資料 26 農業委員会事務局

#### 遊休農地に関する措置の状況に関する調査における遊休農地面積等 (令和3年度~令和5年度)

	田 (㎡)	畑 (m²)	他(樹園地)(m <sup>2</sup> )	計 (m²)
R3	227, 206	93, 628	1, 590, 920	1, 911, 754 (191ha)
R4	211, 427	95, 432	1, 552, 979	1, 859, 838 (186ha)
R5	224, 139	111, 038	1, 566, 849	1, 902, 026 (190ha)

## 決算特別委員会請求資料27 農政課

## 耕作放棄地解消事業費補助金の実績(平成24年度~令和5年度)

年度	予算額(円)	交付額(円)	件数(件)	対象面積(㎡) (解消面積)
平成24年度	800, 000	550, 000	3	4, 047
平成25年度	500, 000	420, 000	2	2, 203
平成26年度	1, 000, 000	450, 000	2	7, 035
平成27年度	950, 000	948, 400	5	17, 182
平成28年度	750, 000	425, 000	4	8, 584
平成29年度	1, 000, 000	247, 300	4	5, 223
平成30年度	2, 200, 000	250, 000	1	1, 160
令和元年度	1, 150, 000	535, 000	3	7, 718
令和2年度	1, 150, 000	495, 000	3	6, 684
令和3年度	750, 000	250, 000	1	3, 303
令和4年度	900, 000	575, 000	3	5, 765
令和5年度	900, 000	105, 000	1	2, 179
計	12, 050, 000	5, 250, 700	32	71, 083

#### 決算特別委員会請求資料28 資産税課

#### 課税・非課税証明書発行所別一覧 (平成30年度~令和5年度の各発行所の推移及びコンビニ・郵便局の発行状況)

(単位:件)

						<u>(単位:件)</u>
発行所	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本庁資産税課	10, 174	8, 991	7, 426	7, 363	8, 369	6, 688
大窪支所	390					
早川支所	143					
マロニエ住民窓口	4, 992	5, 236	4, 393	4, 119	4, 105	3, 175
桜井窓口コーナー	682					
豊川支所	711					
上府中支所	373	$\setminus$			$\setminus$	$\setminus$
下曽我支所	329	$\setminus$			$\setminus$	$\setminus$
国府津駅前窓口コーナー	376	$\setminus$			$\setminus$	/
酒匂窓口コーナー	327	/			/	/
片浦支所	39	/			/	/
曽我支所	133	$\setminus$			$\setminus$	$\setminus$
こゆるぎ住民窓口	815	730	616	629	659	449
中央連絡所	532	$\setminus$			$\setminus$	$\setminus$
いずみ住民窓口	1, 845	1, 778	1, 606	1, 438	1, 505	1, 052
アークロード市民窓口	1, 909	2, 111	1, 664	1, 516	1, 773	1, 431
コンビニエンスストア	14	130	269	571	1, 028	1, 312
小田原板橋郵便局	0	10	7	6	8	6
小田原早川郵便局	0	5	3	3	7	2
小田原成田郵便局	4	16	8	7	6	4
下曾我郵便局	0	15	9	9	2	4
根府川郵便局	0	4	7	2	0	3
曾我郵便局	0	1	1	0	0	0
小田原郵便局	0	1	3	1	5	2
小田原国府津郵便局	3	10	11	4	5	4
酒匂郵便局	3	10	5	4	5	6
栢山駅前郵便局	0	19	17	12	14	22
合 計	23, 794	19, 067	16, 045	15, 684	17, 491	14, 160

#### 決算特別委員会請求資料29 政策調整課

#### 政策監のスケジュールメモ(予定) 【令和5年9月分】及び 政策監の旅費(令和6年2月~3月分) について

日付	内容
2023年9月1日	特別職MTG
2023年9月1日	来客対応
2023年9月4日	特別職MTG
2023年9月4日	来客対応
2023年9月4日	企画部との打合せ
2023年9月4日	出張(県職員との面談)
2023年9月6日	企画部との打合せ
2023年9月6日	文化部との打合せ
2023年9月6日	企画部との打合せ
2023年9月6日	特別職MTG
2023年9月6日	企画部との打合せ
2023年9月6日	環境部との打合せ
2023年9月8日	福祉健康部との打合せ
2023年9月11日	来客対応
2023年9月11日	デジタル化推進本部会議
2023年9月11日	総務部との打合せ
2023年9月12日	特別職MTG
2023年9月12日	広報広聴室との打合せ
2023年9月13日	企画部との打合せ
2023年9月13日	文化部との打合せ
2023年9月14日	来客对応
2023年9月15日	企画部との打合せ
2023年9月19日	企画部との打合せ
2023年9月25日	企画部との打合せ
2023年9月25日	特別職MTG
2023年9月27日	企画部との打合せ
- 2023年9月27日	ふるさと納税若手PT
2023年9月27日	企画部との打合せ
2023年9月29日	来客対応
2023年9月29日	経済部との打合せ
2023年9月29日.	企画部&都市部との打合せ

## 政策監のスケジュールメモ(予定)【令和5年9月分】及び 政策監の旅費(令和6年2月~3月分)について

年度	日程	出張理由	出張先	旅費(円)					
令和6年度	R6. 2. 5	公民連携による港湾施設等の整備手法に関する 意見交換会及び民間企業との連携に関する意見 交換会への出席	①福島県いわき市役所 ②宮城県仙台市役所 ③岩手県盛岡市役所	65, 390					
令和5年度	R6. 2. 8	県議会議員面談のため	神奈川県庁	2, 440					
令和5年度	R6, 2, 29	ICT団体事務局面談のため	八重洲加藤ビルディング	6, 560					
令和5年度	R6. 3. 12	<b>県職員面談</b>	神奈川県庁	2, 440					
令和5年度	R6, 3, 13	国会議員面談	衆議院議員会館	7, 220					
令和5年度	R6. 3. 19	国会議員面談	衆議院議員会館	7, 220					
	合計								

#### 決算特別委員会請求資料 30 職員課

## 職員数(会計年度任用職員を含む)の推移(令和2年度~令和5年度)

(単位:人)

区分	年度 <sup>※1</sup>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会計	年度任用職員以外の職員	2, 314	2, 311	2, 304	2, 329
	うち常勤職員	2, 239	2, 234	2, 226	2, 245
	うち短時間勤務職員	75	77	78	84
会計	年度任用職員	1, 465	1, 251	1, 270	1, 385
	うちフルタイム勤務	46	71	70	74
	うちパートタイム勤務	1, 419	1, 180	1, 200	1, 311 <sup>**2</sup>

- ※1 各年度4月1日現在
- ※2 令和5年4月執行の選挙に係る事務に臨時的に従事した職員を除く

#### イノベーション推進事業施設月別使用実績(令和4年度~令和5年度)

#### 令和4年度

機能	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
イベントスペース	45	126	269	275	374	359	264	273	362	277	395	241	3, 260
打ち合わせスペース	222	133	138	150	136	181	153	150	177	119	146	189	1, 894
コワーキングスペース	57	49	42	50	35	35	37	25	20	26	19	33	428
市職員(サテライト利用)	3	5	5	13	12	4	2	4	0	6	2	2	58
計	327	313	454	488	557	579	456	452	559	428	562	465	5, 640

#### 令和5年度

機能	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
イベントスペース	133	186	198	311	392	268	300	315	202	158	362	242	3, 067
打ち合わせスペース	186	147	136	114	144	113	172	104	208	176	211	248	1, 959
コワーキングスペース	20	28	35	25	13	14	23	19	18	24	32	56	307
市職員(サテライト利用)	1	9	8	0	2	3	10	10	8	14	23	8	96
計	340	370	377	450	551	398	505	448	436	372	628	554	5, 429

<sup>※</sup>利用者数は、延べ人数で集計。

## おだわら市民学校参加者の声 (令和元年度~令和5年度の受講報告やアンケート一覧)

#### 1 受講状況 (アンケート回答者)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	88	75	82	89	80
回答者数	66	55	68	68	58
(回答率)	75.0%	73.3%	82.9%	76.4%	72.5%

#### 2 おだわら市民学校の内容は期待どおりだったか

	令和	元年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
期待以上	21	31.8%	22	40.0%	21	30.9%	26	38.2%	19	32.8%
期待どおり	20	30.3%	15	27.3%	23	33.8%	26	38.2%	14	24.1%
ほぼ期待どおり	18	27.3%	15	27.3%	20	29.4%	14	20.6%	20	34.5%
やや期待はずれ	4	6.1%	3	5.5%	1	1.5%	1	1.5%	3	5.2%
期待はずれ	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
未回答	2	3.0%	0	0.0%	3	4.4%	1	1.5%	2	3.4%

#### 3 おだわら市民学校修了後の活動予定(複数回答可)

	令和	元年度	令和	2年度	令和	3年度	令和	4年度	令和	5年度
	人数	割合								
既存団体に参加	13	19.7%	10	18.2%	22	32.4%	26	38.2%	22	37.9%
新グループを結成	6	9.09%	3	5.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%
自身の活動に生かす	18	27.3%	10	18.2%	11	16.2%	9	13.2%	8	13.8%
実践的な講座を受講	6	9.09%	2	3.6%	7	10.3%	6	8.8%	9	15.5%
検討中	16	24.2%	21	38.2%	29	42.6%	32	47.1%	29	50.0%
活動予定なし	6	9.09%	6	10.9%	9	13.2%	7	10.3%	8	13.8%
その他	1	1.52%	3	5.5%	2	2.9%	4	5.9%	7	12.1%
未回答	0	0.00%	0	0.0%	3	4.4%	0	0.0%	0	0.0%

#### 決算特別委員会請求資料 33 福祉政策課

重層的支援に関する利用実績(令和元年度~令和5年度における地域福祉相談数、 包括的支援・多機関協働相談数、成年後見制度相談数)

#### 1 地域福祉相談支援相談数 (令和2年10月事業開始)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別支援	14 件	41 件	81 件	141 件
地域支援	231 件	578 件	1,325件	2,002件
相談員数	2 人	2 人	3 人	4 人

個別支援…地域で把握した生活課題を抱える方への訪問相談(アウトリーチ) 地域支援…地区社協など福祉的活動団体への支援(活動参加、助言など)

#### 2 包括的支援・多機関協働相談数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新	規	90 件	122 件	135 件	171 件	169 件
継	続	1,143件	1,166件	949 件	1,322件	1,889件
相談員数				2人		

#### 3 おだわら成年後見支援センターにおける成年後見制度相談数(令和4年10月事業開始)

	令和4年度	令和5年度			
相談件数	52 件	96 件			
相談員数	2 人				

#### 決算特別委員会請求資料34 保健給食課

#### 令和5年度性教育講演会開催一覧

対象中学校	対象	学校からの希望講演内容	令和	月	日	時間	講師名
泉中学校	2年生:174名 教師:12名	<ul><li>・第二次性徴に伴う男女の心と体の変化と思いやり</li><li>・性感染症とその予防</li><li>・妊娠と出産</li><li>・性の多様化</li><li>・デートDV</li></ul>	5	6	23	14:15 ~ 15:00	小田原市立病院 産婦人科医師(主任部長) 平吹 知雄
鴨宮中学校	3年生:170名 教師:9名 保護者:10名	<ul><li>・第二次性徴から出産</li><li>・性感染症とその予防</li><li>・性の多様性</li><li>・デートDV</li></ul>	5	6	27	13:15 ~ 14:00	小田原市立病院 鈴木 由香 助産師
橘中学校	2年生:75名 教師:6名	<ul><li>・思春期の性</li><li>・性感染症とその予防</li><li>・SNSに関する性の問題</li></ul>	5	6	29	14:45 ~ 15:35	小田原市立病院 滝本 美和 助産師
国府津中学校	2年生: 78名 教師: 8名 保護者: 2名	<ul><li>第二次性徴に伴う心や体の変化と思いやり</li><li>性の多様性とデートDV</li></ul>	5	7	3	13 : 35 ~ 14 : 25	小田原市立病院 鈴木 由香 助産師
城山中学校	3年生: 78名 教師: 9名 保護者: 2名	<ul><li>・望まない妊娠について</li><li>・産婦人科に寄せられる相談事例</li><li>・多様な性について</li><li>・性感染症</li><li>・デートDV、性暴力について</li></ul>	5	7	4	14:25 ~ 15:10	小田原市立病院 産婦人科医師(主任部長) 平吹 知雄
千代中学校	3年生:160名 教師:10名 保護者:2名	<ul><li>・思春期の性</li><li>・望まない妊娠</li><li>・多様な性</li><li>・性感染症</li></ul>	5	7	18	9:40 ~ 10:20	小田原市立病院 産婦人科医師(主任部長) 平吹 知雄
城南中学校	2 年生: 37名 教師: 7名	・第二次性徴に伴う男女の心や体の変化と思いやり ・性に対する正しい知識	5	7	19	9:40 ~ 10:25	小田原市立病院 佐々木 文香 助産師
城北中学校	3年生:143名 教師:7名	・思春期の性(心や体の変化や思いやり) ・望まない妊娠等の事例 ・性感染症とその予防 ・性の多様化 ・命の大切さ	5	9	19	14:20 ~ 15:00	小田原市立病院 産婦人科医師(主任部長) 平吹 知雄
酒匂中学校	2年生:130名 教師:15名	・二次性徴に伴う男女の心や体の変化と思いやり ・性感染症とその予防 ・妊娠と出産 ・性の多様化 ・デートDV 等	5	10	18	13:15 ~ 14:00	小田原市立病院 鈴木 由香 助産師
白鷗中学校	3年生:105名 教師:10名	<ul><li>・生命の大切さ</li><li>・男女の心の変化と思いやり</li><li>・性感染症とその予防</li><li>・妊娠と出産</li></ul>	6	2	20	9:45 ~ 10:30	小田原市立病院 滝本 美和 助産師
白山中学校	3年生:187名 教師:10名	・性感染症とその予防 ・性の多様化 ・リベンジポルノ等SNSの使い方 ※緊急避妊薬にも触れてほしい	6	3	4	8:45 ~ 10:35	小田原市立病院 滝本 美和 助産師

#### STEAM教育の内容

#### ○令和5年度の取組(モデル校:城山中学校)

#### (1) 職員研修(8月)

探究的・創造的な学びの重要性を理解し、グループワークを通してその学びの 良さを実感すると共に、生徒主体の学びを引き出す指導法を習得する。

#### (2) 授業導入支援(9~12月)

1年生の総合的な学習の時間で、探究学習(地域の伝統の魅力発信)を行った。 委託業者は、授業プログラム提案、地元企業等との外部連携、教材作成支援、生 徒の学習の様子の観察と生徒への指導助言サポート、授業後のフィードバック等 を行った。

	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月
1年生	本探	・ 究に向け <sup>・</sup> ーマ等設り	>	職員研修	ミニ探! 4コマ	<i>&gt;</i>	本探究 10 コマ	<i>&gt;</i>

#### 〇内訳金額(1校分)

職員研修 100,000円

授業プログラム提案 1,620,000 円 14 コマ分

授業支援サポート 600,000 円 10 コマ分

#### ○探究活動実施後の感想

<生徒の振り返りの声>

- 目的や課題を表せられて、それに向けた改善策を打ち出すことができた。
- ・自分たちの新しいアイデアをグループで考えることができた。

#### <教員の振り返りの声>

- ・探究的な学びがどういうものであるか実際に体験することができた。
- ・専門業者の支援を受け、基礎知識や効果的な指導方法を習得し、授業実践ができるようになり、学びのよさが感じられるようになった。

## 令和5年度アーバンデザインセンター小田原収支決算内訳

**【収入】** (単位:円)

	予算額	決算額	差額	摘要
負担金	5,770,000	4,570,000	1,200,000	小田原市(1,200,000円は市に戻入)
寄付金	0	0	0	
雑収入	0	27	-27	預金利子
合計	5,770,000	4,570,027	1,199,973	

【支出】 (単位:円)

	予算額	決算額	差額	摘要
幸民酉州	780,000	780,000	0	・センター長 300,000(@25,000×12カ月) ・副センター長 240,000(@20,000×12カ月) ・エグゼクティブアドバイザー 240,000(@20,000×12カ月)
調査研究活動費	2,351,000	2,350,608	392	・ワークショップ、現地調査謝礼等 1,333,008 《内訳》 >西海子小路周辺地区のまちづくり支援: 235,600 >エイジフレンドリーシティの研究: 265,000 >アーバンデザインワークショップ: 500,000 >都市形成に関する研究: 90,000 >機器等: 242,408 ・西海子小路周辺地区関係冊子・模型製作 605,000 ・成果報告シンポジウム講師謝礼等 292,600 ・活動報告書執筆謝礼 120,000
交通費	600,000	104,840	495,160	ワークショップ出席、全国大会参加
消耗品費	250,000	243,255	6,745	OA物品等
委託料	800,000	448,766	351,234	・デザイン(ロゴ、イラスト)93,250 ・パンフレット等印刷委託料 265,516 ・情報発信業務 90,000
使用料・手数料	700,000	283,447	416,553	・成果報告シンポジウム会場使用料等 228,612 ・振込手数料 54,835
予備費	289,000	0	289,000	
合計	5,770,000	4,210,916	1,559,084	

収入合計額 4,570,027 支出合計額 4,210,916

【収支差引額】 359,111 円 (→令和6年度UDCOD予算に繰越)

# 決算特別委員会請求資料 37 健康づくり課

## 帯状疱疹ワクチン接種費用助成事業における令和5年度の件数及び金額(ワクチン別)

		予算		決算		差額	
4067	助成件数	17	件	64	件	47	件
生ワクチン	金額	68, 000	円	256, 000	円	188, 000	円
	助成件数	153	件	553	件	400	件
不活化ワクチン	金額	1, 530, 000	円	5, 530, 000	円	4, 000, 000	円
合 計	助成件数	170	件	617	件	447	件
	金額	1, 598, 000	円	5, 786, 000	円	4, 188, 000	円

# 自治会への各種委託料・謝礼の令和5年度の決算額

名称	内容	令和 5 年度 決算額
地区行政事務 委託料 (地域政策課)	自治会総連合が市と契約した行政文書の配布・回覧・ポスターの 掲示、その他市の事業への協力に 対する委託料。	23, 032, 230 円
広報小田原 配布業務委託料 (広報広聴室)	自治会総連合が市と契約した「広 報小田原」の年 12 回の配布に対す る委託料。	5, 385, 942 円
議会だより配布 業務委託料 (議会総務課)	自治会総連合が市と契約した「議会だより」の年4回の配布(5,8,11,2月)に対する委託料。	1, 948, 881 円
県のたより配布 謝礼金 (県・広報広聴室)	自治会総連合が県との取り交わ しによる「県のたより」年 12 回の 配布に対する謝礼金。	5, 992, 112 円
分別収集奨励及び 集積場所管理協力金 (環境事業センター)	集積場所に出されたごみの整理 整頓、清掃管理等に対する謝礼。	5, 611, 840 円

## 決算特別委員会請求資料 39 教育指導課

## 令和5年度の部活動の地域指導者数・内訳

学校名	部活動名
城山中学校	・軟式野球部 (4名)・吹奏楽部 (1名)・陸上競技部 (1名)
白山中学校	・剣道部(3名)・サッカ一部(2名)
	・バドミントン部 (1名)・ソフトテニス部 (1名)
	・卓球部(1名)
城南中学校	・サッカ一部(1名)・女子バスケットボール部(1名)
鴨宮中学校	・卓球部(2名)・剣道部(2名)・サッカー部(1名)
	・男子バスケットボール部(1名)
	・女子バスケットボール部(1名)
千代中学校	・剣道部(1名)・男子ソフトテニス部(1名)
	・女子ソフトテニス部(1名)・軟式野球部(1名)
	・男子バレーボール部(1名)・女子バレーボール部(1名)
国府津中学校	・陸上競技部 (1名)・吹奏楽部 (1名)
	・女子ソフトテニス部 (1名)
酒匂中学校	・男子バスケットボール部(3名)
泉中学校	・バドミントン部(2名)・ソフトテニス部(2名)
	・男女バスケットボール部(1名)・サッカー部(1名)
橘中学校	・バドミントン部 (3名)・卓球部 (1名)
城北中学校	・陸上競技部 (2名)
合計	4 7 名

総務省「R4地域果題解決のためのスマートシティ推進事業」で構築 観光アプリ(小田原さんぼ) システム保有者【小田原巾】 システム保有者「小田原市」 人流情報混雜情報 物を通りを自己の問題を対けなのスページと合用無罪しの確認 データ管理 (蓄積管理) API データマネジメント API 1-扩管理 遊難所情報 災害情報 システム保有者「小田原巾」 データ伸介(分散管理) システム保有者(オーナンストリート) 電動自転車 シェアサイクル 邓歌声報 システム保有者
「小田皇電鉄」 MaaS API 認証 非バーソナルデータ利活用基盤基本機能 認証·許可 システム保有者 [小田原巾] デッタルコージアム K3デジタル田園都市構想 データ伝送 システム依有者(小田原布) デジタルサイネージ TYPE1 C檔築 API 9連 API 外部デ 難・警戒システ システム保有者【小田・風布】 住民参加型 データ処理 API管理 K3デジタル田園都市 構想LYPE1で構築 システム保有者
「小田原市」 API 市民アプリ サービス連携 人流データ(年間・住場) API データ保有者 [小田原市] API 非ベーンナルデータ 開発ポータルサイト サービス利用 履歷管理 システム保有者【小田原布】 データ保有者 【小田原市】 施設管理システム サービスマネッメント GIS API API システム保有者(小田原市) マナンニケー医性療量 サービス管理 データ保有者 [小田原市] - パーンナビボーなものむ 市民通報システム API システム保有者【小田原布】 スマートボール API API 図書館カード システム データ保有者 [小田原市] パーソナルデータ利活用基盤 システム保有者(小田原市) 共有 ポイントアプ API 観光アプリID・位置情報 データ保有者 [小田原市] 基本機能 API, 蓝猫 全体システム構成図 避難行動 要支援システム ツステム保有者「小田原市」 人流解析システム 提供 システム保有権【小田原布】 データ保有者【小田原布】 沃塔・ポイントデーク API APL API アセットアータ・ サービス -夕連携基盤

データ連携基盤に係るシステム構成図(令和5年度末)

#### 決算特別委員会請求資料 41 契約検査課

## 令和4年度所管課執行業務委託等の市内業者受注状況調査の回答取りまとめのうち、 単年度の随意契約で契約金額1億円以上のもの

	半十度の随意失利で失利並領・協口以上のもの									
No	件名	落札業者	契約金額 (税込)	所属						
1	医薬品(令和4年度上半期単価契約)	(株)エフエスユニマ ネジメント	713, 000, 000 円	経営管理課						
2	医薬品(一般薬)令和4年度下半期単 価契約	(株)エフエスユニマ ネジメント	705, 500, 000 円	経営管理課						
3	医療材料(上半期)(単価契約)	(株)エフエスユニマ ネジメント	617, 812, 229 円	経営管理課						
4	ごみ収集・運搬業務	株式会社 小田原衛生 美化サービス	528, 660, 000 円	環境事業セン ター						
5	個別予防接種業務(その1)(単価契約)	一般社団法人 小田原 医師会	434, 245, 731 円	健康づくり課						
6	新型コロナウイルスワクチンコールセンター等構築及び運営業務(追加接種)	パーソルテンプスタッ フ(株)	396, 639, 100 円	健康づくり課						
7	令和4年度し尿収集業務(単価契約)	小田原衛生公社	307, 285, 550 円	環境保護課						
8	競輪の実施事務の委託	(公財)JKA	260, 467, 989 円	事業課						
9	特定健康診査等業務(単価契約)	一般社団法人小田原医 師会	249, 217, 728 円	健康づくり課						
10	新型コロナウイルスワクチン接種に係 る予診票等の確認、データ入力及び接 種費用の支払い等支援業務	パーソルテンプスタッ フ(株)	173, 725, 200 円	健康づくり課						
11	がん検診等業務(単価契約)	一般社団法人小田原医 師会	170, 684, 339 円	健康づくり課						
12	小田原地下街管理運営業務	湘南ステーションビル (株)	143, 821, 700 円	商業振興課						
13	小田原市立小中学校施設及び幼稚園施 設電気需給	湘南電力(株)	112, 394, 741 円	学校安全課						
14	小田原市民ホール管理業務	一般財団法人小田原市 事業協会	109, 822, 515 円	文化政策課						
15	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保等業務(追加接種)	一般社団法人 小田原 医師会	102, 597, 000 円	健康づくり課						

<sup>※</sup>所管課より提出されたデータから抽出

#### 決算特別委員会請求資料 42 生活援護課

## 生活保護利用者の国ごとの在日外国人の内訳(令和元年度から令和5年度)

国	籍	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
韓国・朝	鮮	30	28	26	28	27
中国		9	9	8	8	6
フィリピ	ン	11	11	11	8	9
上記以外 アジア	· の	1	3	0	2	1
アメリカ		1	1	1	0	0
ブラジル		8	8	7	7	8
ブラジル の中南米		1	1	1	2	2
合	計	61	61	54	55	53

(各年度末現在の数値)

## 決算特別委員会請求資料 43 子ども若者支援課

## HPVワクチン年齢別累積初回接種率(令和5年度末)

山北左帝	令和5年度に	累積初回接種率
出生年度	達する年齢	(%)
平成9年度	26	88. 1
平成 10 年度	25	81. 2
平成 11 年度	24	75. 2
平成 12 年度	23	16. 8
平成 13 年度	22	16. 3
平成 14 年度	21	17. 8
平成 15 年度	20	19. 9
平成 16 年度	19	28. 2
平成 17 年度	18	31. 2
平成 18 年度	17	29. 0
平成 19 年度	16	31. 6
平成 20 年度	15	22. 2
平成 21 年度	14	16. 0
平成 22 年度	13	12. 4
平成 23 年度	12	7. 7

※令和5年度キャッチアップ接種対象者 平成9年度~平成18年度生まれ

## 若者が創る、集う、にぎわいまちづくり推進事業 連携環境整備事業費の内容と内訳

(単位:円)

節・内容		決算額
連携環境整備事業費	799, 950	
「若者」と「働く場としての小田原」のつながり創出業務委託料		499, 950
「若者」と「新しい働き方の実践の場」のつながり創出業務委託料		300, 000
	計	799, 950

#### 1 「若者」と「働く場としての小田原」のつながり創出業務委託料

#### (1) 内容

- ①本市と縁のある起業家や、本市で活躍している人を招き、自身の体験をもとに、本市での起業や暮らすことの魅力、これまでに受けた起業家支援の取り組みについて語り合うトークセッションの開催
- ②小田原ならではの地場産品を楽しみながら交流するアフタートークセッションの開催
- **(2) 開催場所** WeWork 渋谷スクランブルスクエア
- (3) 開催日 令和6年3月13日(水) 午後6時から午後8時まで
- (4) 結果 来場者数:40名

#### 2 「若者」と「働く場としての小田原」のつながり創出業務委託料

(1) 内容

本市の若者が創る、集う、にぎわいまちづくり推進事業の一環として、市内外に住み、学び、働く若者同士が、新たなつながりを創出するため、小田原市の新しい働き方の拠点「Work Place Market ARUYO ODAWARA」にてマルシェの開催。

- (2) 実施場所 Work Place Market ARUYO ODAWARA LOUNGE Portal
- (3) 開催日 令和6年3月24日(日) 午後2時から午後8時まで
- (4) 結果 来場者数:150名

### 決算特別委員会請求資料 45 都市政策課

## 業務委託契約書

業	務	件	名	小田原市エリアマネジメント組織等構築支援業務委託					
業	務	場	所	発注者の指定する場所					
業	務	期	間	契約締結日から令和7年(2025年)3月17日まで					
		3		29, 992, 600 円					
契	約	金	額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,726,600円					
				「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の 規定により算出したもので、契約金額に 10/110 を乗じて得た金額であ る。					
支	払の	か 条	件	■ 別紙「契約金額の分割支払表」のとおり □ 無					
契	約6	呆 証	金	□ 現 金     円     □ 保険加入       □ 有価証券     円     ■ 免     除					

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、 次の条項によって業務委託契約書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものと する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。 ただし、これに代えて本書の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者がそれでれ電子署名を行い、各自電磁的記録を保持する。

令和5年(2023年)7 月25 日

発注者 小田原市荻窪 300 番地 小田原市長 守屋 輝彦

受注者 横浜市中区松影町3-11-2 コトラボ合同会社 代表社員 岡部 友彦

## 契約金額の分割支払表

## 【令和5 (2023) 年度】

区分	契約金額(消費税及び地方消費税込)		うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	
令和5年	5,998,080	B	545,280	В
(2023年) 8月	3,990,000	ΙJ	343,200	l J
令和6年		B	017 020	3
(2024年) 3月	8,997,120		817,920	Ħ
① 小計	14,995,200	円	1,363,200	円

## 【令和6 (2024) 年度】

<b>1</b> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 /24			
区分	契約金額(消費税及び地方消費税込)		うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	
令和6年 (2024年)4月	5,998,960	円	545,360	円
令和7年 (2025年)3月	8 008 110	円	818,040	円
② 小計	14,997,400	円	1,363,400	円
①+②合計	29,992,600	円	2,726,600	円

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別添の仕様書に従いこれを履行しなければならない。
- 2 この契約書に明示されていないものがあるときは、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受注者は、発注者又は第5条の規定による監督員(以下「監督員」という。)の指示に従うものとする。

(日程表等)

- 第2条 受注者は、この契約締結後直ちに日程表を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 受注者は、業務に着手したときは、直ちに業務着手届を発注者に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による 承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等)

- 第4条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、委託業務の一部を第三者に請け負わせるときは、書面による発注者の承諾を得なければならない。 (監督員)
- 第5条 発注者は、委託業務について、自己に代わって指揮・監督を行わせるための監督員を置くものとする。
- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて 監督員に委任したもののほか、仕様書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) 契約の履行についての受注者に対する指示、承諾又は協議。
  - (2) 仕様書に基づく履行のための資料等の作成及び交付又は受注者が作成したこれらの図書の承諾。
  - (3) 仕様書に基づく日程の管理、履行の状況の検査。

(委託業務の変更、中止等)

- 第6条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し又は委託業務を一時中止し若しくは打ち切ることができる。この場合、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、受注者が損失を受けたときは、発注者は、その損失を補償しなければならない。補償額は、発注者と受注 者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(期間の延長)

第7条 受注者は、その責に帰することができない理由その他正当な理由により契約期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して期間の延長を求めなければならない。その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(損失の負担)

第8条 委託業務の処理に関し生じた損失(第三者に及ぼした損失を含む。)は、この契約に定めがあるもののほか、受注者の負担とする。ただし、その損失の発生が発注者の責に帰する理由による場合は、この限りでない。

(検査及び引渡し)

- 第9条 受注者は、月間業務を終了したときは、月間業務報告書を、委託業務を全て完了したときは、業務完成届を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の報告書又は届を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、直ちにその引渡しを 受けるものとする。
- 3 前項の検査の結果、不合格となったときは、受注者は、発注者が指定した期間内に修補し、再検査を受けなければならない。 (契約金の支払)
- 第10条 受注者は、前条第2項に規定する検査に合格したときは、所定の手続きに従って、分割支払表の契約金の支払を請求する ことができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に前項に規定する契約金を支払うものとし、 契約保証金がある場合は契約履行後に返還する。

(履行遅滞の場合における違約金)

- 第11条 受注者の責に帰する事由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みがあるときは、発注者は受注者から違約金を徴収して契約期間を延長することができる。
- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年 法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。ただし、発注者が既成部分について検査を行い使用した部分があるときは、これに相応する金額を契約金額から控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。
- 3 違約金は、契約金額、契約保証金その他受注者に支払うべき一切の債務と相殺することができる。 (発注者の解除権)
- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (2) 委託期間内に業務が完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

- (3) 正当な理由なく、第20条の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 第3条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
  - (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
  - (3) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催促をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (7) 第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 3 発注者は、前2項の規定により契約を解除したときは、既成部分で検査に合格したものは引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高金額を受注者に支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、前払金があったときは、当該前払金の額を前項の既成部分に相応する契約金額から控除する。
- 5 第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額(第3項に規定する既成部分があったときは、これに相応する出来高金額を控除した額とする。)の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 第13条 発注者は、公用又は公益のため、その他やむを得ない理由により契約を履行させることができないときは、この契約を解除することができる。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損失を及ぼしたときは、その損失を補償しなければならない。この場合における補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (受注者の解除権)

- 第14条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- 2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 第6条第1項の規定により業務内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第6条第1項の規定による業務の履行の中止期間が委託期間の3分の2以上に達したとき。
- 3 第12条第3項及び第4項並びに前条第3項の規定は、前2項の規定により契約が解除された場合に準用する。 (暴力団等排除に係る解除)
- 第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、 解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
  - (1) 受注者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例(平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等(以下本条及び次条において「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき。
  - (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。
  - (3) 受注者又は役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)、又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を発注者に違 約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第16条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員等から不当に介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄 の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- 2 受注者は、暴力団員等から不当に介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当な介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被 害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 受注者又はその使用人は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第18条 受注者又はその使用人は、この契約による業務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第19条 受注者は、この契約書に明記していない場合であっても、この契約の履行上必要なものは、発注者の指示に従ってこれを 行い、その費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第20条 発注者は、引き渡しを受けた目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下本条において「契約不適合」という。)であるときは、その引渡しを受けた日から2年間、受注者に対して目的物の修補又は代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下本条において「請求等」という。)を行うことができる。
- 2 発注者は、前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下本項において「契約不適合責任期間」という。)の内に 契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法によ る請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大 な過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。 (補則)
- 第21条 この契約書に定めのない事項については、小田原市契約規則(昭和39年小田原市規則第22号)の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

#### 別 添 (第18条関係) 特記事項

(総則)

- **第1条** 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、前項の措置を講ずるため、この契約による業務に従事する者をあらかじめ明確にし、適切な指導及び監督を行わなければならない。
- 3 受注者は、個人情報の管理体制等を記載した書面を、業務開始前に発注者へ提出しなければならない。 (再委託の禁止)
- **第2条** 受注者は、この契約による個人情報の取扱いを自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、発注者が書面により許諾した場合は、この限りではない。

(個人情報の取得等)

**第3条** 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、その目的を明確にし、その範囲は、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

(個人情報の保管)

**第4条** 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管 を図らなければならない。

(秘密の保持等)

**第5条** 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人の権利利益の保護)

**第6条** 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのないように図らなければならない。

(複写及び複製の禁止)

- 第7条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、発注者の承諾なくして複写、又は複製してはならない。 (目的外使用の禁止)
- 第8条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供して はならない。

(個人情報の帰属及び提出、消去又は廃棄)

- **第9条** この契約による業務を処理するために、受注者が取得、作成、加工、複写、又は複製等した個人情報は、 発注者に帰属するものとする。
- 2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて前項の個人情報を発注者に提出するか、判読、復元できないように確実な方法で消去又は廃棄しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により提出、廃棄又は消去をした際には、情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法と年月日、責任者その他必要事項が記載された書面を発注者に提出しなければならない。

(事故報告義務)

第10条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を漏えい、毀損、又は滅失したときは、発注者に速やかに報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(調査)

**第11条** 発注者は、この契約により受注者(再委託がある場合は、再委託先を含む。)が取り扱う個人情報の管理状況について、随時に受注者を調査することができる。

(指示勧告)

第12条 発注者は、この契約により受注者(再委託がある場合は、再委託先を含む。)が取り扱う個人情報の管理状況に、不適切な点を認めたときは、受注者に対し、必要な指示勧告を行うことができる。

#### 小田原市エリアマネジメント組織等構築支援業務委託 仕様書

#### 第1章 総則

(適用)

- 第1条 本仕様書は、「小田原市エリアマネジメント組織等構築支援業務」(以下、「本業務」という。)に関して必要な事項を定めるとともに、受注者が実施しなければならない事項を定める。 (対象エリア)
- 第2条 本業務の対象となるエリアは、別紙(業務対象エリアについて)のとおりとする。 (履行期間)
- 第3条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和7年(2025年)3月17日までとする。

#### 第2章 業務内容

(業務目的)

第4条 本業務は、多くの交流人口を有する業務対象エリアにおいて、活動中心エリア内若しくは近隣に日常的な地域とのコミュニケーションを可能とする事務所を設置し、当該事務所を拠点とした地域とのコミュニティ形成やまちづくりに参画するキーパーソン(個人・法人等)の発掘・コーディネートするとともに、良質な景観、点在する公共空間や既存ストックを活用し、地域経済の活性化や生活の質の向上等、更なるエリアの価値の向上を図るため、地域特性を生かした地域主体の活動とその持続的な推進を可能とするエリアマネジメント体制の構築を目的とする。

(業務内容)

第5条 本業務の内容は以下のとおりとする。

【令和5年度(2023年度)】

(1)業務実施計画書の作成

受注者は、本業務の目的・趣旨及び業務内容を適切に理解した上で、次の事項について業務実施計画書を小田原市(以下、「発注者」という。)と協議の上、作成し、発注者に提出する。

- 業務概要
- 実施方針
- 業務工程
- 業務体制
- ・その他本業務の履行に必要となる事項
- (2) エリアの現地調査・分析

受注者は、本業務の目的・趣旨を把握した上で、業務対象エリアにおけるエリアマネジメントの活動舞台となる公共空間、空き家・空き店舗等の既存ストック、取組に参画するキーパーソン(個人・法人等)等に係る現地調査と分析を実施し、その内容を記録した報告書を発注者に提出する。

(3) 現地事務所の設置、管理・運営及び拠点配置主任従事者(現地)の配置

業務対象エリア内またはその近隣において業務の推進に適した位置に事務所を設置するとともに、1名以上の拠点配置主任従事者(現地)を配置し、年間を通して、日常的な地域とのコミュニケーションや事務所の管理運営を実施しながら、本業務に従事する。

ただし、事業進捗に伴い、より効果的な業務推進を図ることができる場合には、発注者と協議の上、拠点配置従事者の構成を含む事務所の運営体制を変更できるものとする。

なお、当該変更に当たっては、理由や目的、従事者に係る情報等、体制変更の方法等に ついて協議する。

- (4) 取組に関わるキーパーソン(個人・法人等)の発掘及びコーディネート 地域への取組内容の周知や課題抽出等のヒアリング、日常的なコミュニケーション等を 通じて取組に関わるキーパーソン(個人・法人等)を発掘し、キーパーソンが中心となる エリアマネジメント体制の構築に向けた意識の醸成や取組への参画を促す。
- (5) 人材育成、取組検討に係るワークショップの企画・実施 エリアの価値の向上に資する取組の具体化や地域による主体的な活動の実施を促すため、 地域課題の解決を目的とする既存ストック等を活用した実証実験の実施に向けたワーク ショップについて、発注者と協議して企画書を作成の上、実施する。
- (6) 既存ストック等を活用した実証実験等の企画・実施
  - (5) により検討した地域課題の解決を目的とする実証実験について、発注者と協議して 企画書を作成の上、実施し、その内容及び効果検証を記録した報告書を発注者に提出する。
- (7) ホームページの構築及び管理・運営、インターネット等による取組内容の広報、地域の 魅力の発信

本業務で実施するワークショップや実証実験、エリアマネジメントの活動を構築していく ための取組や地域の魅力等の情報について、ホームページを構築するとともに、SNS 等、 広報に効果的な手段を通じて情報発信を行う。

(8) 中間報告書の作成

令和5年度に進めた取組に対する評価や課題の整理を行うとともに、次年度に実施する 取組の方向性等を含め、中間報告書として作成する。

- (9) アーバンデザインセンター小田原(以下、「UDCOD」という。)との連携 公共空間や既存ストックの活用に都市デザインの視点を組み込むため、適宜、UDCOD との 情報共有を行い、成果報告のためのシンポジウムへ参加する。また、業務中は、以下の点 に留意する。
  - ア 本業務に参画する事業者や企業等と UDCOD がワークショップや実証実験等を通じて、 相互に情報共有や関係づくりが図れるよう努める。
  - イ 業務により発掘する人材や構築するエリアマネジメントの体制が、委託業務終了後にも、UDCOD との連携や参画等の関わりを持つ可能性を考慮する。
- (10) 市民会館跡地等活用事業等との連携 本業務の対象エリア内にある、市民会館跡地等活用事業と情報共有を図る等、適宜、連携 を図る。
- (11) 周辺エリアにおける地域活動との連携

本業務の取組と周辺エリアにおける既存の地域活動との効果的な連携を図るため、地域で活動に取り組む主体との意見交換や連携体制の検討を行う。

(12) 業務の打ち合わせ

業務着手時、業務完了時を含め、月1回を基本とするが、必要に応じて随時、発注者と協議するものとする。

#### 【令和6年度(2024年度)業務】

(1) 現地事務所の管理・運営及び拠点配置主任従事者(現地)の配置

令和5年度に設置した事務所の管理・運営をしながら、年間を通して、日常的な地域とのコミュニケーションやワークショップの開催、既存ストック等を活用した実証実験等を実施する。ただし、事業進捗に伴い、より効果的な業務推進を図ることができる場合には、発注者と協議の上、拠点配置従事者の構成を含む事務所の運営体制を変更できるものとする。なお、当該変更に当たっては、理由や目的、従事者に係る情報等、体制変更の方法等について協議する。

- (2) 取組に関わるキーパーソン (個人・法人等) のコーディネート 令和5年度に引き続き、地域への取組内容の周知や課題抽出等のヒアリング、日常的なコミュニケーション等を通じて取組に関わるキーパーソン (個人・法人等) を発掘し、キーパーソンが中心となるエリアマネジメント体制の構築に向けた意識の醸成や取組への参画を促す。
- (3) 人材育成、取組検討に係るワークショップの企画・実施 令和5年度の成果を踏まえた実証実験の実施に向けたワークショップについて、発注者と 協議して企画書を作成の上、実施する。
- (4) 既存ストック等を活用した実証実験等の企画・実施
  - (3) により検討した地域課題の解決を目的とする実証実験について、発注者と協議して企画書を作成の上、実施し、その内容及び効果検証を記録した報告書を発注者に提出する。
- (5) 既存ストック等を活用した実証実験等を通じた持続可能な組織・運営体制、事業スキームの設計
  - 令和5年度の成果及び(4)で作成する報告書等に基づき、既存ストック等を活用した 実証実験等を通じた持続可能な組織・運営体制、事業スキームを設計し、報告書として 発注者に提出する。
- (6) ホームページの管理・運営、インターネット等による取組内容の広報、地域の魅力の発信 令和5年度に構築したホームページを活用しながら、当該業務で実施するワークショップ や実証実験、エリアマネジメントの活動を構築していくために発信すべき取組の情報や 地域の魅力について、SNS等、広報に効果的な手段を通じて情報発信を行う。
- (7) エリアマネジメントの方針(案)の策定

令和5年度、6年度の成果を踏まえ、本業務により取組に参画した公民の主体が、当該エリアにおける関連事業(UDCOD の取組や市民会館跡地等活用事業等)との連携を含め、エリアマネジメントの活動を主体的に推進するための現実的な展望を示した方針の案を、

関係主体とともにまとめる。

(8) UDCOD との連携

公共空間や既存ストックの活用に都市デザインの視点を組み込むため、適宜、UDCOD との情報共有を行い、成果報告のためのシンポジウムへ参加する。また、業務中は、以下の点に留意する。

- ア 本業務に参画する事業者や企業等と UDCOD がワークショップや実証実験等を通じて、 相互に情報共有や関係づくりが図れるよう努める。
- イ 業務により発掘する人材や構築するエリアマネジメントの体制が、委託業務終了後にも、UDCOD との連携や参画等の関わりを持つ可能性を考慮する。
- (9) 市民会館跡地等活用事業等との連携

令和5年度に引き続き、市民会館跡地等活用事業と情報共有を図る等、適宜、連携を図る。

(10) 周辺エリアにおける地域活動との連携

当該事業の取組と周辺エリアにおける既存の地域活動との効果的な連携を図るため、地域で活動に取り組む主体との意見交換や連携体制の検討を行う。

(11) 業務の打ち合わせ

月1回を基本とするが、必要に応じて随時、発注者と協議するものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第6条 本業務の成果品は次のとおりとする。

#### 【令和5年度(2023年度)】

(1) 取組の中間報告書

5部

- (2)業務報告書(月報等の活動の状況報告含む)
- (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 1式
- (4) その他発注者が必要と認める書類
- (5) 上記電子データ (電子記録媒体) が格納された CD-R 等 1式
- ※成果品の電子データについては、Windows で確認、加工、編集ができる形式 (Word、Excel、PowerPoint 等) とする。
- ※成果品の著作権は、発注者に帰属するとともに、成果品を随時利用できるとともに、関係 機関への提供など、二次利用も可能とする。

#### 【令和6年度(2024年度)】

- (1) エリアマネジメントの方針(案)
- 15 部
- (2)業務報告書(月報等の活動の状況報告含む)
- (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 1式
- (4) その他発注者が必要と認める書類
- (5) 上記電子データ (電子記録媒体) が格納された CD-R 等 1式
- ※成果品の電子データについては、Windows で確認、加工、編集ができる形式 (Word、Excel、

PowerPoint 等)とする。

※成果品の著作権は、発注者に帰属するとともに、成果品を随時利用できるとともに、関係 機関への提供など、二次利用も可能とする。

(支払い)

第7条 発注者は、別紙「契約金額の分割支払表」に記載の金額を支払う。なお、本業務では 現地事務所の設置や改装、ワークショップ、実証実験を行うため、当該事業実施に係る準備金 を年度の初月に前払いする。

また、契約金額に係る消費税及び地方消費税については、業務完了日における消費税及び 地方消費税の税率が適用される。

(その他)

第8条 この仕様書に疑義のある場合及び仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、 発注者と協議の上、決定し、処理するものとする。

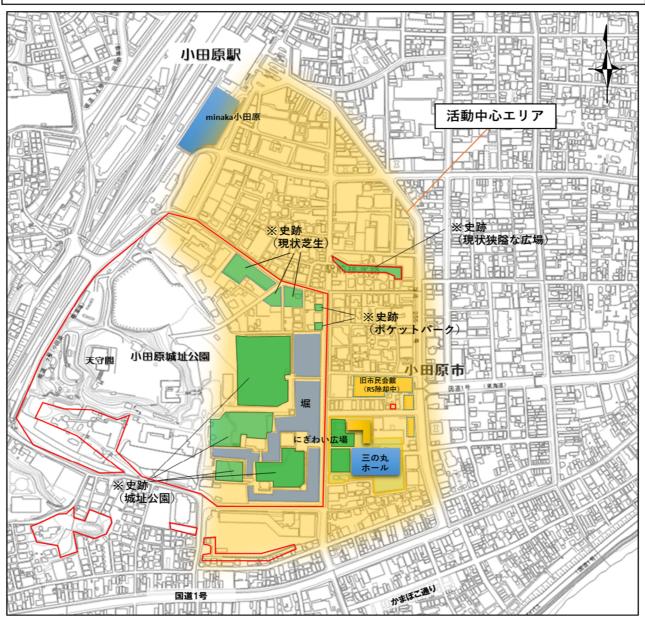
#### 小田原市エリアマネジメント組織等構築支援業務委託 仕様書別紙 〈第2条関係(業務対象エリアについて)〉

小田原市エリアマネジメント組織等構築支援業務の対象となるエリアについては、次の考 え方となる。

- 本業務は、下記位置図の活動中心エリア内にある公共空間・既存ストック等を活用し、当該エリアはもとより、周辺地域を巻き込んでエリアの価値の向上を図ることを目的とする。
- 業務の推進に当たっても、活動中心エリアのほか、関連する周辺エリアを含めての調整や 活動展開が必要となる。

#### ※留意点(史跡について)

下記位置図の「史跡」と表記した施設及び赤枠内の範囲は、国指定史跡としての位置付けがあり、活用に当たっては土地の目的外使用として可能な範囲の目的・内容とする制限があるとともに、「史跡小田原城跡保存活用計画」との整合の必要や文化庁等との調整が生じることを留意する。



## 小田原市国民健康保険第2期データヘルス計画に基づく データ分析及び保健事業業務(単価契約)仕様書

小田原市国民健康保険第2期データヘルス計画に基づくデータ分析及び保健事業業務 (単価契約) 仕様書

小田原市国民健康保険第2期データヘルス計画に基づくデータ分析及び保健事業 業務 (単価契約)

#### 2 目的

小田原市(以下、「発注者」という。)が平成30年4月に策定した第2期データ ヘルス計画及び第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画に基づき、レセプトデ ータと特定健診データのデータ分析を行い、健診異常値放置者受診勧奨等の保健事 業を効果的・効率的な保健事業を実施するとともに、被保険者が健やかで心豊な生 活が送れるよう健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

#### 3 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

#### 4 委託内容

委託内容は以下の通りとする。

- (1) データベースの作成(2) 健診異常値放置者受診勧奨
- (3) 生活習慣病治療中断者受診勧奨
- (4) 受診行動適正化指導
- (5) 医療費分析

#### 5 委託内容の詳細

データの提供は、別紙1「インターフェース仕様書」のとおりとする。 事業の詳細は、以下別紙の通りとする。

別紙2	データベースの作成の詳細
別紙3	健診異常値放置者受診勧奨の詳細
別紙4	生活習慣病治療中断者受診勧奨の詳細
別紙5	受診行動適正化指導の詳細
別紙6	医療費分析の詳細

また、各事業の納品物・納期については別紙7「納品物・納期」、予定数量について は別紙8「予定数量」、使用データ対象期間については、別紙9「使用データ対象期間」、

スケジュールについては発注者、受注者で別途調整するものとする。なお、「予定数量」 について、増減があった場合は、各事業の単価に乗じたものを支払総額から増減することとする。

#### 6 個人情報の保護

受注者はプライバシーマーク又は ISO27001/ISMS を取得していること。

#### 7 セキュリティ体制

データの受け渡し方法及びレセプトデータベースの作成を行う作業場所のセキュリティ対策については以下の通りであること。

(1) データの受け渡し

本業務に使用するデータはパスワードを設定した上で、セキュリティ便を用いて 受け渡しすること。

(2) 作業場の分割

データ入力を行う場所、業務サーバーを設置している場所を分けて管理すること。

(3) 入退管理の徹底

各作業場への入室には、IC カード認証などの入室制限を行い、予め登録しているものだけが作業できること。

(4) データ持ち出しの禁止

私物の持ち込みを禁止するとともに、USB 端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。

(5) 保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーも ラックに入れた状態で管理すること。

#### 8 特記事項

- (1) 受注者は、業務委託の全て又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) その他、仕様書上に定めのないことは発注者受注者双方協議して決定する。

(別紙1)

#### インターフェース仕様書

1 医科及び、DPC、調剤のレセ電コード情報ファイル (CSV データ) 厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、以下の3種類のファイルとする(歯科は対象外とする)。

医科···「21\_RECODEINFO\_MED. CSV」

DPC · · · 「22\_RECODEINFO\_DPC. CSV」

調剤・・・「24\_RECODEINFO\_PHA. CSV」

医科レセプトについては、入院・入院外とする。

2 被保険者データ (CSV データ) 国保情報集約システム (全件)

> SA04I001 資格情報 (世帯) 連携ファイル (次期国保総合連携用) CSV ファイル SA04I002 資格情報 (個人) 連携ファイル (次期国保総合連携用) CSV ファイル

3 特定健診データ (CSV データ)

FKAC131 特定健診受診者 CSV ファイル

FKAC163 特定健診結果等情報作成抽出 (健診結果情報) CSV ファイル

FKAC164 特定健診結果等情報作成抽出(その他の結果情報)CSV ファイル

(別紙2)

「データベースの作成」の詳細

#### 1 対象データ

データベースの作成は、医科・DPC・調剤レセプトを対象とする。 ただし、発注者より提供した被保険者データに含まれない被保険者は除く。

### 2 対象データの期間

レセプトデータ:令和4年4月診療分~令和5年3月診療分 特定健診データ:令和4年度受診分

#### 3 精度の高いデータベースの作成

次の (1) ~ (4) に示す条件で、医科・DPC・調剤レセプトのデータ及び特定健診データから分析用データベースを作成する。

- (1) レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為(薬剤、検査、手術、処置、 指導料など)を正しく結び付け、傷病名毎の医療費を算出した精度の高いデ ータベースとすること。実際には治療されていない傷病名に紐付されないよ うにすること。
- (2) レセプトに記載されている未コード化傷病名を可能な限りコード化すること。
- (3) 傷病名や薬剤(禁忌情報を含めた薬剤データベース)、診療行為等はもれな く最新情報を使用し、コード化に必要なマスタを最低月1回整備する環境が あること。
- (4) 作成した分析用データベース及び特定健診等データを用いて別紙3~別紙6 の業務を実施すること。

(別紙3)

#### 「健診異常値放置者受診勧奨」の詳細

#### 1 内容

医療機関受診勧奨にあたり、以下の内容を行うこと

- (1) 受診勧奨候補対象者の抽出
- (2) 受診勧奨通知の実施
- (3) 効果測定 (令和4年度事業分)

#### 2 受診勧奨候補対象者の抽出

- (1) 健診異常値放置者を対象とする
- (2) 抽出条件

別紙2のデータベースを使用してレセプトデータおよび特定健診データを基に 対象者の健康状態を詳細に分析し、以下に示す平成30年度厚労省発表の健診項 目の受診勧奨判定値に該当し、対象期間に生活習慣病で医療機関の受診が無い対 象者を抽出する。

- · 収縮期血圧 140 (mmHg) 以上
- · 拡張期血圧 90 (mmHg) 以上
- ·中性脂肪 300 (mg/dL) 以上
- ・HDL コレステロール 34 (mg/dL) 以下
- ・LDL コレステロール 140 (mg/dL) 以上
- ·空腹時血糖 126 (mg/dL) 以上
- HbA1c (NGSP) 6.5 (%) 以上

#### (3) 通知対象者の除外

レセプトデータを分析し、通知対象として適切でない患者 (がん、難病、精神疾 患、認知症等) を除外する。

#### (4) 通知対象者の決定

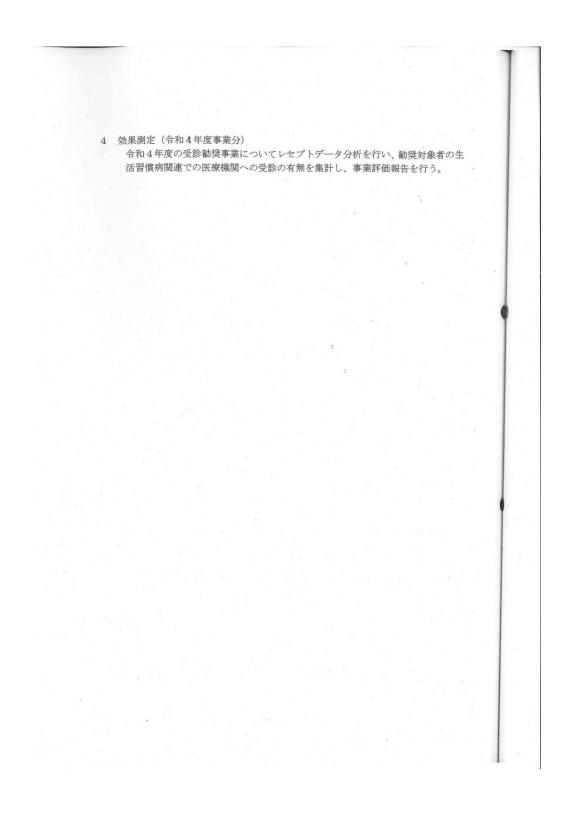
受注者は(1)に基づき受診勧奨候補対象者リスト(一人ひとりの健康状態が把握できるもの・750人を上限に、糖尿病と心血管病の発症リスクを分析し受診勧奨候補対象者リストに情報掲載する)を作成し、発注者に提出すること。発注者は当該リストをもとに、通知対象者を決定する。

#### 3 受診勧奨通知の実施

受診勧奨通知の作業を以下のとおり実施する。

- (1) 対象者への通知書送付
  - 通知対象者一人ひとりの健康状態にあわせた内容の受診勧奨通知を作成し、対象 者に郵送する。
- (2) 予定通知実施人数

300人



(別紙4)

「生活習慣病治療中断者受診勧奨」の詳細

#### 1 内容

生活習慣病治療中断者受診勧奨にあたり、以下の内容を行うこと

- (1) 受診勧奨候補対象者の抽出
- (2) 受診勧奨通知の実施
- (3) 効果測定(令和4年度事業分)

#### 2 受診勧奨候補対象者の抽出

- (1) 生活習慣病治療中断者を対象とする。
- (2) 抽出条件

別紙2のデータベースを使用してレセプトデータを分析し、令和3年4月~令和4年11月に生活習慣病の受診があり、令和4年12月~令和5年3月に生活習慣病の受診がない者を、治療を中断していると判断し、対象者を抽出する。

(3) 除外者

レセプトデータを分析し、通知対象として適切でない患者 (がん、難病、精神疾 患、認知症等) を除外する。

(4) 通知対象者の決定

受注者は(1)に基づき受診勧奨候補対象者リスト(生活習慣病有病数や中断期間等で優先度が高いものを抽出できるもの)を作成し、発注者に提出すること。 発注者は当該リストをもとに、通知対象者を決定する。

#### 3 受診勧奨通知の実施

受診勧奨通知の作業を以下の通り実施する。

(1) 対象者への通知書送付

通知対象者に対して、生活習慣病が悪化した際のリスクの説明や、特定健診の活用を促す内容の文書が記載された医療機関への受診勧奨通知を作成し、対象者に郵送する。

(2) 予定通知実施人数

300人

4 効果測定(令和4年度事業分)

令和4年度の受診勧奨事業についてレセプトデータ分析を行い、勧奨対象者の生活習慣病関連での医療機関への受診の有無を集計し、事業評価報告を行う。

#### 「受診行動適正化指導」の詳細

- 1 内容
  - 受診行動適正化指導にあたり、以下の内容を行うこと
- (1) 受診行動適正化指導対象者リストの作成
- (2) 受診行動適正化指導の実施
- (3) 効果測定(令和4年度事業分)
- 2 受診行動適正化指導対象者リストの作成 別紙2のデータベースを使用してレセプト及び特定健診データを分析し、受診行動 適正化指導対象者集団 (以下「対象者」という。)を特定、リスト化し、発注者に提 供する。
- (1) 同一疾患で複数の医療機関にかかっている患者を対象とする。
- (2) 医療機関の受診回数が多い患者を対象とする。
- (3) 同系の薬が同一期間に重複して処方されている患者を対象とする。
- (4) 通知対象として適切でない患者(がん、難病、精神疾患、認知症等)を除外する。
- (5)整形外科 (レセプト診療科区分「整形外科 11」) 受診者にフラグを立てる。
- 3 受診行動適正化指導の実施

受診行動適正化指導の作業を以下のとおり実施する。

- (1) 対象者の選定
  - 発注者は、受診行動適正化指導対象者リストより、指導対象者を選定し、電話番号を付与したものを受注者に提供する。
- (2) 受診行動適正化指導の事前案内の送付 発注者は、発注者名が明記された封筒を案内文書送付予定数分、受注者に提供し、 受注者は、対象者リストに記載された対象者に、案内文書を郵送する。
- (3) 受診行動適正化指導の実施 受注者は、保健師、看護師または管理栄養士等の専門職より電話で対象者に詳細 を説明し、訪問のアポイントメントをとる。指導対象者1人に対し1回の訪問指
- 導、その後1~2か月後に1回の電話指導を行う。 (4) 予定指導実施人数 30人
- 4 効果測定(令和4年度分)

令和4年度の受診行動適正化指導について、レセプトデータ分析を行い、対象者の 指導後の受診行動の改善有無を集計し、事業評価報告を行う。

## 決算特別委員会請求資料47 教育総務課

## 小中学校の特別教室 空調設備設置状況

NO	学校名	多目的	多目的	図書室	音楽室	音楽室	理科室	理科室	図工室	家庭科	被服室	木工室	金工室
		1	2	囚目王	1	2	1	2	(美術)	(調理)	拟派主	ハエエ	业工主
1	三の丸小	済						済	済	済			
2	新玉小	済		済									
3	足柄小	済		済	R5		R5						
4	芦子小	済	済	R5					R5				
5	大窪小	済			R5		R5		R5				
6	早川小			済	R5		R5		R5				
7	山王小		済	済									
8	久野小	済			済								
9	富水小		済	済	済	済							
10	町田小	済		済	済								
11	下府中小		済	済	済					済			
12	桜井小		済		済				済	済			
13	千代小	済			済		済			済			
14	下曽我小	済	済	済(生活)	済		済						
15	国府津小	済	済			済		済					
16	酒匂小		済	済									
17	片浦小				済					済			
18	曽我小	済	済		済								
19	東富水小			済	済		済						
20	前羽小	済			済								
21	下中小	R5	済	R5	R5								
22	矢作小	済		済	済				済	済			
23	報徳小			済	済								
24	豊川小	済	済	済	済		済						
25	富士見小	済			済		済			済			
26	城山中			済		済			済				
27	白鴎中	済											
28	白山中	済											
29	城南中												
30	鴨宮中	済			済								
31	千代中	済			済				済				
32	国府津中												
33	酒匂中				済	済			済				
34	泉中	済		済		済			済				
35	橘中												
36	城北中												
								!	!	!		:教室な	L

※令和5年度設置まで

(別紙6)

#### 「医療費分析」の詳細

別紙2で構築したデータベースを用いて、医療費の全体像及び医療費の負担額の 大きい疾患や将来的に医療費の負担が増大すると予測される疾患を明確にすること。 分析は下記項目を記載すること。

#### ① 疾病別医療費統計

厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類 (121分類)」ごとの医療費・ レセプト件数・患者数の統計資料を作成し、医療費の全体と疾患構成を明確にす ること。

- ② 高額なレセプトの疾病傾向分析 医療費が高額化している疾病のうち、予防可能な疾病を特定するため、高額なレ セプトに着目し、要因となる主要疾病を分析すること。
- ③ ジェネリック医薬品使用率 分析対象期間ごとの普及率を金額ベース及び数量ベースで算出すること。また、 分析対象期間の処方状況から、ジェネリック医薬品へ切り替え可能な金額・数量・ 患者数を算出すること。
- ④ 人工透析患者及び糖尿病患者に関する分析 人工透析患者については、腎症の悪化等重症化を阻止・遅延させることを目的と し、保健指導をすることにより効果が期待できる対象者数を算出すること。
- ⑤ 多受診患者に関する分析 重複受診・頻回受診・重複服薬の患者数を分析すること。また、その要因となる 疾病や薬剤を分析すること。
- ⑥ COPD (慢性閉塞性肺疾患) 患者に関する分析 COPD患者の人数、投薬治療の有無、医療費、併存患者等の分析を行うこと。 また、スパイロメータ (呼吸機能を検査するための医療機器) によるCOPD検 査の実績がある医療機関数等を集計すること。
- ⑦ 特定健診データ及びレセプトによる受診勧奨対象者における分析 特定健診データとレセプトデータを組み合わせ、特定健診データの有無や異常値 の有無、異常値に対する医療機関受診の有無、生活習慣病に係るレセプト(投薬) の有無を判定し、被保険者のグループ化を行い分析すること。また、それぞれの グループの人数を算出すること。

(別紙7)

「納品物・納期」

本事業の納品物および納期は以下の通りとする。

#### 1 健診異常値放置者受診勧奨

納品物名称	形式	媒体	数量	納期
健診異常値放置者受	MicrosoftExcel	CD-R、DVD-R	1部	令和5年10月上
診勧奨対象者リスト	形式		a .	旬
健診異常値放置者受		- 4	予定	令和5年11月下
診勧奨通知書発送	_	_ ,	数量	旬
健診異常値放置効果	MicrosoftExcel	CD-R、DVD-R	1部	令和5年9月下旬
測定リスト(令和4	形式		6 4	a <sup>r</sup>
年度事業分)				

#### 2 生活習慣病治療中断者受診勧奨

納品物名称	形式	媒体	数量	納期
生活習慣病治療中断 者受診勧奨対象者リ スト	MicrosoftExcel 形式	CD-R、DVD-R	1部	令和5年9月下旬
生活習慣病治療中断 者受診勧奨通知書発 送		-	予定数量	令和5年 11 月下 旬
生活習慣病治療中断 効果測定リスト(令 和4年度事業分)	MicrosoftExcel 形式	CD-R、DVD-R	1部	令和5年9月下旬

#### 3 受診行動適正化指導

納品物名称	形式	媒体	数量	納期
受診行動適正化指導 対象者リスト	MicrosoftExcel 形式	CD-R、DVD-R	1部	令和5年9月下旬
受診行動適正化指導 効果測定リスト (令 和4年度事業分)	MicrosoftExcel 形式	CD-R、DVD-R	1部	令和5年9月下旬

	4 医療費分析 纳品物名称	形式	媒体	数量	納期	
	ポテンシャル分析	MicrosoftExcel	CD-R、DVD-R	1部	令和5年9月下旬	
	N/ 2 2 4/2/3/01	形式	CD-K, DVD-K	THP	市和5年9万下町	
		7024				
			:			

(別紙8)

#### 予定数量

本事業に係るレセプトデータ、通知書等の予定処理数量は以下の通りとする。

#### 1 共通

		予定数量	
(	1)	レセプトデータのデータベース化(令和4年度分)	1年分
-(	2)	特定健診データのデータベース化 (令和4年度分)	1年分

#### 2 健診異常値放置者受診勧奨

	項目	予定数量
(1)	健診異常値放置者受診勧奨通知	300 件

#### 3 生活習慣病治療中断者受診勧奨

	項目	予定数量	
(1)	生活習慣病治療中断者受診勧奨通知		300 件

#### 4 受診行動適正化指導

	項目	予定数量
(1)	受診行動適正化指導案内文書作成・発送	100 通
(2)	受診行動適正化指導対象者	30 人

#### 5 医療費分析

	項目	予定数量
(1)	医療費分析	1式

#### 6 その他

0 20,	項目	予定数量
(1)	セキュリティ便	10 回

※本表の数値は、事業開始前の予定数量であり、実際の件数を保証するものではない。

(別紙9)

#### 使用データ対象期間

各事業において使用するデータの対象期間は以下の通りとする。

#### 1 共通

項目		対象期間
(1)	レセプトデータ	令和4年4月~令和5年3月診療分
(2)	特定健診データ	令和4年度特定健診データ

#### 2 健診異常値放置者受診勧奨

項目		対象期間		
対象者	リスト対象期間			
(1)	レセプトデータ	令和4年1月~令和5年3月診療分		
(2)	特定健診データ	令和4年1月~令和4年12月特定健診データ		

#### 3 生活習慣病治療中断者受診勧奨

項目		対象期間
対象者	リスト対象期間	
(1)	レセプトデータ	令和3年4月~令和5年3月診療分

#### 4 受診行動適正化指導

項目		対象期間		
対象者	リスト対象期間			
(1)	レセプトデータ	令和4年4月~令和5年3月診療分		

#### 5 医療費分析

項目		対象期間		
分析対	象期間			
(1)	レセプトデータ	令和4年4月~令和5年3月診療分		
(2)	特定健診データ	令和4年度特定健診データ		

平成30年度~令和5年度小田原こどもの森公園わんぱくらんどの駐車場 利用台数(市内・市外)・月別利用台数(令和4年度分・令和5年度分)

年度別駐車場利用台数

(台)

	市	力	市外		
年度 区分	А	В	А	В	
平成 30 年度	8, 238	6	39, 615	313	
令和元年度	7, 975	5	34, 666	232	
令和2年度	4, 925	14	26, 992	139	
令和3年度	6, 439	8	33, 937	170	
令和4年度	6, 002	15	30, 451	124	
令和5年度	5, 494	8	26, 680	123	

## 令和4·5年度月別利用台数

(台)

		令和 4 年度				令和5年度			
	市	市内市外		市内		市外			
区分月	Α	В	Α	В	Α	В	Α	В	
4月	548	0	3, 138	6	715	0	3, 104	4	
5月	813	0	3, 847	16	738	0	3, 068	9	
6月	368	0	2, 097	8	274	0	1, 397	8	
7月	289	0	1, 883	4	225	0	1, 312	2	
8月	376	1	2, 642	6	245	0	1, 569	4	
9月	432	0	1, 783	9	279	0	1, 685	10	
10 月	671	0	3, 168	28	593	2	2, 376	32	
11 月	673	9	2, 668	25	740	4	2, 996	22	
12 月	332	0	1, 759	2	319	0	1, 653	2	
1月	450	1	2, 207	0	459	0	2, 227	8	
2月	469	4	2, 272	5	328	2	1, 863	14	
3 月	581	0	2, 987	15	579	0	3, 430	8	
計	6, 002	15	30, 451	124	5, 494	8	26, 680	123	

<sup>※</sup> A →普通自動車及び準中型自動車

B→中型自動車及び大型自動車

#### 決算特別委員会請求資料 49 商業振興課

## 平成 30 年度以降の地下街の売上と特別会計決算の単年度実質収支額 及び空き区画数の推移

#### 1 売上

(単位:千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
売上額	1, 736, 942	1, 731, 876	1, 310, 064	1, 354, 180	1, 362, 007	1, 352, 981

#### 2 単年度実質収支額(小田原地下街事業特別会計決算額)

(単位:千円)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入	408, 361	437, 005	387, 418	403, 327	536, 997	590, 085
歳出	384, 935	413, 009	376, 935	389, 736	513, 315	577, 090
歳入歳出 差額	23, 425	23, 995	10, 482	13, 591	23, 681	12, 995
単年度実質 収支額※	23, 425	23, 995	△13, 513	△16, 891	△17, 409	△32, 496

※単年度実質収支額:歳入のうち、前年度繰越金及び基金繰入金を除外した額

#### 3 空き区画数

(年度末時点)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総区画	24	24	24	24	24	24
出店区画	23	24	22	23	20	18
差(空き)	1	0	2	1	4	6
参考 店舗数	24	25	22	22	20	18

<sup>・</sup>区画数と店舗数が相違するのは、1区画に2店舗出店しているケースや2区画で1店舗出店しているケースがあるため。

## 決算特別委員会請求資料 50 青少年課

## 平成 26 年度~令和 5 年度子ども会会員数と加入率の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童数 (人)	9, 606	9, 396	9, 255	9, 131	9, 089	9, 011	8, 817	8, 671	8, 476	8, 350
会員数	4, 270	3, 896	3, 610	3, 437	3, 086	2, 617	2, 090	1, 622	1, 145	917
加入率 (%)	44. 5	41. 5	39. 0	37. 6	34. 0	29. 0	23. 7	18. 7	13. 5	11. 0

## 令和5年度の学区・単位子ども会名の一覧

学区子ども会名 (単位子ども会数)	単位子ども会名				
	1区緑ヶ丘	2区わかば	17 区希望		
  三の丸 (11)	18区たかなし	19 区朝日	21 区丸の内		
	24 区かもめ	27 区仲よし	29 区山角町		
	30 区宮本	32区さいかち			
新玉(6)	5区みどり	11 区若菜	13 区陽光		
利玉(ひ)	14 区新宿	15 区潮	35 区早苗		
芦子 (5)	寺町	谷津	こまどり		
PT (5)	池上	荻窪			
早川(1)	早川				
桜井(1)	桜井				
   下曽我 (5)	神戸	別所	岸		
Teta (3)	原	谷津			
酒匂(1)	松風				
	東	学校前	ひかり		
国府津(7)	そよ風	南	風の子		
	田島				
   片浦(4)	石橋	米神	根府川		
77H (47	江之浦				
東富水(1)	堀之内東				
矢作(1)	若竹(鴨宮2区)				
報徳(1)	西栢山				
富士見(1)	青空				
13 学区	45 単位				

#### 過去5年間の車券売上金、入場者数及び過去2年間のミッドナイト競輪の売上、本市収益

#### (1)過去5年間の車券売上金及び入場者数

					年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本	場	開	催	日	数	49日	58日	70日	79日	80日
入		場	者		数	63,918人	37,729人	31,804人	39,980人	37,956人
車	券	発	売	金	額	12,430,415,400円	12,809,885,700円	17,482,152,700円	24,198,520,300円	32,256,791,100円
場	外	開	催	日	数	157日	170日	174日	235日	213日
入		場	者		数	211,719人	105,941人	102,975人	120,539人	104,688人
売		-	Ŀ		金	2,997,451,300円	2,209,450,100円	2,645,998,700円	2,710,523,200円	2,203,892,500円

#### (2)過去2年間のミッドナイト競輪の売上、本市収益

					令和4年度			令和5年度			
回				次	9回	13回	스린	7回	14回	<b>∆</b> =1	
日				程	1/8~10 1/13~15	4/1~3 7/28~30	合計	12/11~13 3/29 <b>~</b> 31	10/26~28 12/26~28	合計	
車	券	発	売	金	2,304,718,700円	2,327,723,800円	4,632,442,500円	2,390,628,700円	3,311,766,500円	5,702,395,200円	
そ	Ø	他	収	入	9,698,455円	6,993,333円	16,691,788円	9,865,132円	10,027,317円	39,525,414円	
歳	入		合	計	2,314,417,155円	2,334,717,133円	4,649,134,288円	2,400,493,832円	3,321,793,817円	5,741,920,614円	
払		戻		金	1,734,432,137円	1,751,939,800円	3,486,371,937円	1,793,186,400円	2,483,830,925円	4,277,017,325円	
そ		Ø		他	456,787,364円	457,344,992円	914,132,356円	468,366,100円	606,387,616円	1,168,124,401円	
歳	出		合	計	2,191,219,501円	2,209,284,792円	4,400,504,293円	2,261,552,500円	3,090,218,541円	5,445,141,726円	
収				益	123,197,654円	125,432,341円	248,629,995円	138,941,332円	231,575,276円	296,778,888円	

## 予防接種健康被害救済制度にかかる給付件数及び金額

	給付件数	金額
令和5年度	4 件	45, 093, 500 円
令和4年度	0件	

# 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱(現行・改正前)

(現行)

期緩

新型コロナウイルスワクテン機種対策費国庫負担金交付要綱

揮生労働省登録の119第12号 会 和 5 年 1 月 1 9 日

#### (JEBI)

1 略原療の予防及び感染病の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する 法律(令和4年法律第96号。以下「改正法」という。)構制數14条第1項の 規定により改み替えて適用する予防接種法(昭和23年法律第68号)第25条 第1項に基づく新型コロナウイルスワクテン技種に係る市町材の支井事業につい ては、予算の範囲内において変付するものとし、予防接種法、補助金等に係る予 算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、独助金等に係る 予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年社令第255号)及び厚生 労働省所管補助金等交付規則(平成12年 厚型省 令第6号)の規定によるほ か、この変付要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

2 この国産負担金は、改正池消測第14条第1項の規定により予防機種役類6条 第3項の規定により行われたものとみなされた厚生労働大臣の指示に基づく新型 コロナライルスワクチン接種を実施することを目的とする。

#### (変付の対象)

3 この国産負担金は、改正法計則第14条第1項の規定により誘み替えて適用する第25条第1項の市町付が行う支充事業を交付の対象とする。

#### (交付額の算定方法)

- 4 この国際負担会の実付額は、仮により算出された合計額とする。
  - (1) 次の妻の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の裏支出軽と を比較して少ない方の額を過ごする。
  - (2) (1)により湿定された動と総事業費から寄付金その他の収入制を控除 した動とを比較して少ない方の類に第4個に定める負担率を乗じて得た額 を交付続とする。

1 区分	2 基準類	3 対象経費	4 負担率
泰 和 花原松岩岩蚕	次により発定した額の合	改正独附则第 14	10/10
第1項の規定によ	H 割	条第1項の規定	
り読み替えて選用		により踏み替え	*
する第25条第1項	(1) 接種実施者	て適用する第 25	
の市町材が行う支	2,277円 <sup>3</sup> ×接種实施回数	条第1項の規定	
<b>井李</b> 孫	湖2,070 円×河豐根	に基づいて市町	. ,
		村が支弁する新	
.,	(2) 予診のみ	型コロナウイル	
	1,691 川*×干段のみ実施	スワクチン接種	
	回数	に要する費用	
	部1,845 肖×清養視		
		·	
	.(3) 6酸米薬の加算		
	726円 <sup>8</sup> ×(1)及び(2)		
1	において 6 歳米濱の小児		
	の子診実施回数		
	器660 門×宿費根		
-		,	,
	(4) 時間外加算		
	803 四半×医療機関におけ		
	る時間外での予防実施回		
	焚		
	到730 丹×海費提		·
	(5) 休日加舞	Ì	
	2,343 円 <sup>平</sup> ×医療機関にお		
	ける休日での予診実施回		
	<b>X</b>		
	短2,180 円×清費視		
		,	

#### (交付の条件)

- 5 この国庫負担金の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣 の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を単止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が準備50万円以上の機 機、器具及びその他の財際については、補助金等に係る予算の執行の邀正 化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大軍が 別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの国 車負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担 保に供し、又は選集してはならない。
  - (5) 博生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国連に続けさせることがある。
  - (6) 事業により取得し、又は残雨の増加した財産については事業の完了後においても善良な管理者の往意をもって管理するとともに、その効率的企業 飛を図らなければならない。
  - (7) この国庫負担金と事業に係る拡製書類等の管理については次によるものとする。

負担金と事業に保る予算及び決算との関係を明らかにした別紙模式第 1による調査を作成し、これを負担金の額の確定の日(事業の中止又は 廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終 了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得 し、又は効用の増加した財産がある場合は、前間の期間を経過後、当該 財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に保る予算の執行の適正化 に関する私律核行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が 別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなけれ ばならない。 (8) 植助事業完了後に、信費税及び地方信費費の申告により負绌会に係る情費税及び地方消費税に係る仕入控除股額が確定した場合(仕入控除税額がの門の場合を含む。)には、別紙様式第9により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月8の日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、補助金に係る化入控除限額があることが確定した場合には、当 核化入控除限額を国連に返還しなければならない。

#### (中語手続)

- 6 この図慮負担金の交付の申請は、次により行うものとする。
  - (1) 市町財長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を終えて、都道府県 知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
  - (2) 部道府県知事は、(1)の申請書を受理したときは、これを審査し、 取りまとめのよ、別紙標本第3により弱係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

#### (独平航中更全)

7 この国家負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手續に従い別に定める申までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略 することができるものとする。

## (交付決定までの標準的期間)

8 この国産負担金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

都道府県知事は、6の(1)又は7による申請委が到達した日から超算して 原則として1月以内に厚生労働大量に提出するものとし、厚生労働大量は認道。 府県知事から申請委が選達した日から超算して2月以内に変付の決定(決定の 変更を含む。)を行うものとする。

## (負担金の経算仏)

9 厚生労働大単は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認機の 範囲内において採算払むすることができる。

#### (変付決定の通知)

10 認道府県知事は、6に係る国庫負担金について厚生労働大臣の交付決定通知又 は変更交付決定通知があったときは、市町村に対し別紙様式第4又位別紙様式第 5により連やかに交付決定の通知を行うものとする。

## (突續報告)

- 11 この国産負担金の事業実績報告書は、次により行うものとする。
  - (1) 市町村長は、省該年度の事業が完了したときは、別紙様式繁6による事業実績報告書に関係書類を添なて、都道府県知事が定める日(5の(2)により事業の中止又は廃土の承認を受けた場合には、省該承認通知を受理した日から1カ月を経過した日、以下消じ。)までに都道府県知事に提出するものもする。
  - (2) 認道府県知事は、(1)の報告書を受理したとき位、これを審査し、数りまとめのよ、知紙機式第7により、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

## (負担金の額の確定通知)

12 超遺病果知事は、11 に保る国連負担金について専生労働大臣の交付機の確定 があったときは、市町村に対し別紙様式第8により連やかに確定の通知を行うものとする。

#### (負担金の選選)

13 厚生労働大定は、交待すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額 や超える負担金が交付されているとさは、期限を定めて、その超える部分につい て国庫に返還することを命ずる。 (その値)

114 特別の事情により4、5、7及び11 に定める算定方法、平数によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

期紙

#### 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱

厚生労勵省新継 0222 類 1 号令 和 3 年 2 月 22 日

#### (通期)

1 予防接種法(昭和23年性律数68号) 財制第7条第3項の規定により強み替えて適用する第25条第1項に基づく新型コロナウイルスワクチン接種に係る市町村の支充事業については、予算の動原内において交付するものとし、予防接種法、部款金等に係る予算の執行の適正的に関する法律(昭和30年後律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適定化に関する法律施行令(昭和30年政会数255号)及び原生労働省所管植助金等交付規則(學成12年 等高省 分類6号)の規定によるほか、この交付要額の定めるところによる。

#### (変性の目的)

2 この国電負担金は、予防接觸法附別第7条第2項の規定により読み替えて適用する第6条第1項に基づく符型コロナライルスワクチン接觸を実施することを目的まする。

#### (変付の対象)

3 三の医療負担金は、予防接種法附則熱7条第3項の規定により踏み替えて適用 する第25条第1項の市可耐が行う支弁事業を交付の対象とする。

#### (変付額の算定方法)

- 4 この国庫負担金の交付額は、決定より算出された合計額とする。
  - (1) 次の表の第2欄に定める基準複と第3欄に定める対象経費の実支出積と を比較して少ない方の複名選定する。
  - (2) (1)により選定された類と総事業費から寄付金号の他の収入類を整除 した割とを比較して少ない方の類に第4項に定める負担率を乗じて得た額 を変け数とする。

1 (医分)	2 基準額	3 対象経費	4 負担率
予防接種社附別第	次により算定した福の合·	予防接種仏附則	10/10
7条第3項の規定	計都	第7条第3項の	
により路み替えて		規定により踏み	
適用する第25条第	(1) 接種裏庭者	特点で適用する	
1項の事町付が行	2,277 门 <sup>8</sup> × 按豫实验但数	第 25 条第1項の	
多支弁事業	运2,670 円×消費提	規定に基づいて	
		市可制的支充分	
	(2) 予診のみ	る新型コロナウ	
	1, 694 川 *× 子段のみ実施	オルスワクチン	
	回数	接種に要する費	
	掛I,640円×消費模	<b></b>	
and the second of the second o	(3)6 般未満の加算		·
	726 中華 × (1)及び(2)		
	定約いても厳米側の小児		
	の予診実施国数		
	墨600 州×消費根		
		•.	
	•		
		•	
	•		

#### (交付の条件)

- 5 この国家負担念の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣 の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を学止し、又は恋止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、遂やかに厚生労働大臣に報告してその情報を受けなければならない。
  - (4) 事業により取得し、又は熱邪の増加した偏路が単衡50万四以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適定 化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が 別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの医 取負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、但 保に供し、又は廃棄してはならない。
  - (5) 停告労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に続付させることがある。
  - (6) 事業により取得し、又は効果の増加した財産については事業の完了後に おいても普良な管理者の往倉をもって管理するとともに、その効率的な運 兼を図らなければならない。
  - (7) この国旗負担金と事業に係る証拠事類等の管理については次によるもの とする。

負担金と事業に係る子算及び決算との関係を明らかにした別紙様式舞 またよる調書を作成し、これを負担金の額の確定の日(事業の中止文は 廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終 了後3年間展替しておかなければならない。ただし、事業により取得 し、又は効準の増加した財産がある場合は、他能の期間を軽過後、当該 財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る子舞の執行の適正化 に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が 別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保骨しておかなけれ ばならない。 (8) 植助季業完了後に、信養税及び地方信養税の申告により食継会に係る信養税及び地方消費税に係る仕入陸除税額が確定した場合(仕入陸除税額が0月の場合を含む。)には、別紙様式第9により進やかに、遅くとも舗め事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、補助金に係る化入煙発視額があることが適定した場合には、許 核仕入搾発機機を国軍に返還しなければならない。

#### (申請手続)

- 6 この国連教担金の交付の申請は、次により行うものとする。
  - (1) 市町村長は、別紙様式第2による申請委に関係書類を備えて、認道府外 知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
  - (2) 都道府県知事は、(1)の申請書を受理したとさは、これを審査し、 取りまとめの上、別紙様式第3により関係書類を終えて、別に定める日ま でに原生労働大量に提出するものとする。

#### (変更申請平線)

7 この国職負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手数に満い別に定める日までに行うものおする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略 することができるものとする。

## (交付決定までの標準的期間)

8 この医魔負担金の交付の決定までの標準的期間は、後のとおりとする。

都道府県知事は、6の(1)又は7による申請書が割達した日から起算して 原制として1月以内に厚生労働大軍に提出するものとし、厚生労働大臣は都道 府外知事から申請書が影達した日から起算して2月以内に交付の決定(決定の 変更を含む。)を行うものとする。

#### (負担金の鉄算法)

9 厚生労働大軍は、必要があると認める場合においては、国の支払問頭承認額の 範囲内において振算払をすることができる。

#### (変付決定の通知)

10 都道府県知事は、6に保る国庫負徳金について厚生労働大臣の交付決定通知又 は変更交付決定通知があったときは、市町村に対し別紙様式第4又は別紙様式第 5により建やかに交付決定の通知を行うものとする。

## (安績報告)

- 11 この国産負担金の事業実践報告書は、次により行うものとする。
  - (1) 市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙構式第6による事業実績報告書に関係書類を添えて、報道府県知事が定める日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受難した日から1カ月を経過した日。以下同じ。)まで記都道府県知事に提出するものとする。
  - (2) 杉道府県知事は、(1)の報告書を受理したとさは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第7により、翌年度6月末日までに準生労働大臣に提出するものとする。

### (負担金の額の確定通知)

12 超道府県如審は、11 に係る国庫負担金について厚生労働大臣の交付機の確定 があったときは、市町村に対し別紙様式第8により速やかに確定の通知を行うも のとする。

## (負担金の返還)

13 厚生労働大連は、交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、別級を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

## (その他)

16 特別の事権により4、6、7及び11に定める算定方役、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

# 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 交付要綱(令和4年度~令和5年度)

(令和4年度)

別紙

令和4年政新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国産補助金交付翌綱

呼乐労働省先館0203第4号 令 和 5 年 2 月 3 日

## (通算)

1 新型コロナウイルスワクチン接種体制強保事業に係る国庫権勤金については、 予算の範囲内において変付するものとし、組動金等に係る予算の執行の適正化に 新する法律(昭和30年法律第179号)、植物金等に係る予算の執行の適正化 に関する法律を行令(昭和30年政令第255号)及び原生労働省所管補助金等 変付規則(平成12年 原生省 令第6号)の規定による確か、この変付要綱の定 あるところによる。

#### (交付の目的)

2 この国産組織会は、新型コロナウイルスワクテン接種体制確保の事業を行うことにより、新型コロナウイルスワクチンの接種のために必要な体制を、実際の接種より前に確実に整備することを目的とする。

#### (交付の対象)

- 3 この国庫補助金は、沃の事業に必要な経費を交付の対象とする。
  - (4) 令和2年10月23日健労1023第3号厚生労働省健康局長追加の別紙「新型コロナウイルスワクテン接種体制業保事業実施要額」により認道 府界、市町村(地方自治社第281条第1項に定める特別区を含む。以下 同じ。)が行う事業
  - (2) 昭和52年3月7日衛発第186号厚生者公泰衛生局長通知「予防接種 位及び標板予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」の第 10により市町村において設置された予防接種健康被牽額立委員会(以 下単に「予防接種健康被牽調査委員会」という。)が行う予助接種によ 与健康被牽に関する関査等の費用に対して市町村が行う事業(ただし、 衛型コロナウイルスワクチン接種に係るものに限る。)

## (交付制の算定方法)

- 4 この国際補助金の交種額は、次により算出された合計額とする。この場合において、区分ごとの算出額に 1,000 円米満の超数が生むた機合には、これを切り拾てるものとする。
  - (1) 次の数の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第5 欄に定める対象経費の裏支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (2) (1)により選定された額と出該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を特除した額とも比較して少ない力の額に第4欄に定める補助率を乗 じて得た額を交付額とする。

1 (4/3)	2 基準額	5 対象経費	4 補助本
新型コロナウイル	厚急労勵大臣が必	都道府県が宍道する新型	10/10
スワクテン接種性	要是認為定額	コロナウイルスワクチン	
初降保事業(都道		接種學用確保事業に必要	
府界实施)		な給料、職員子当等、共済	
		費、貸金、報酬、謝金、会	
		基費、旅費、常用費(消耗	
	·	品費、燃料費、印刷製本	
		費、光熱水費)、役務費、	
·		委託科、使用科及び貨幣	
		村、工事請负責、薦品關人	
· ·		費、負担金	
		<b>游予防接種健康被客隔查</b>	
		委員会について、市阿什	
		からの委任により都道府	
		県が実施した場合は、本	
	!	壁費の対象とする。なお、	
		対象観費については、千	
		功接種亦故所生國查費を	
		基本とするが、想達府県	
		の何新により迫加するこ	
		とも可能。	

1 逐分	2 基準制	3 対象経費	4 推動率
新型コロナライル	厚生労働大臣が必	市町村が裏塩する新型コ	10/10
スワクチン機像体	要上都的左新	ロナウイルスワクチン接	
初降岸本業 (市町		種学制確保事業に必要な	
村実施)		統科、職員手当等, 共济	,
		費、貸金、穀削、酢金、会	
		發表, 旅費, 衛用費 (衛科	
		品費、燃料費、印刷製本	
		<b>费、光热水费),役防费、</b>	
		委託科、使用特及び貨借	•
·		料、工事請負費、頒品購入	
		費、負担金	
予防接種事故是生	厚色労働大臣が必	予防接種健康接害關查委	10/10
到查费	要と認めた額	員会が行う予防接種によ	
·		る健康被害に関する関支	
·		等に必要な報酬、報舊費、	
		<b>就費、需用費(食料費、印</b>	
		別製率費)、使用料及び貨	
	,	指料	

## (交付の条件)

- 5 この国庫権助金の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 事業内容の変更(軽数な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣 の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、这やかに原生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 事業により取得し、又は効器の増加した価格が単価50万円以上の機 機、器具及びその他の財産については、植助金等に係る予算の執行の適正

他に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が 別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの国 職権助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担 保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 原生労働大臣の承認を受けて財政を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国軍に輸付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効節の増加した財産については事業の完了後に おいても善良な管理者の程念をもって管理するとともに、その効率的な運 用を図らなければならない。
- (7) この国庫構助会と事業に係る証約書類等の管理については次によるものとする。

補効金等と事業に採る予算及び供算との関係を明らかにした別無様式 第1による調査を作成し、これを補効金等の額の確定の日(事業の中止 又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度 の終了後3年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取 得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前間の期間を超過後、当 該財産の財産処分が完下する日、又は補助金等に係る予算の額行の適正 化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣 が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなけ ればならない。

(8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に採る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)には、別紙業式第11により連やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

## (申請子總)

- 6 この国産組動金の交付の申請は、次により行うものよする。
  - (1) 市町財が行う事業

ア 市町財民は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、都道府 県加事が定める日までに影道府県加事に提出するものとする。

- イ 認道府別知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式数さにより関係書類を能えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1) 以外の事業

別征援式第4による申請書に関係書類を作えて、別に定める日までに厚 生労働大臣に提出するものとする。

## (変更申請手線)

7 この国産組動会の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して達加交付申請等多行う場合には、6に定める申請手級に獲い別に定める日までに行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類を内容に変更がないものについては、提出を省略 することができるものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

- 8 この国産舗勤会の交付の快定までの標準的期間は、次のとおりとする。
  - (1) 認道符別知事は、5の(1)のア又は7による申請書が到達した日から 起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労 働大臣は部道府別知事から申請書が到達した日から起算して2月以内に交 付の決定(決定の変更を含む。(2)において満じ。)を行うものとす る。
  - (2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、6の(2)又は7による申請費が到 達した日から超算して原則として2年以内に交付の決定を行うものとす。

## (補助金の紙買払)。

9 原生労働大国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の 範囲内において傾算払をすることができる。

#### (交付決定の通知)

10 起道府県知事は、6の(1)に係る国連補助金について厚生労働大量の交付決

定通知又は変更変付決定通知があったときは、市町材に対しが紙構式第5又は別 紙様式第6により連やかに交付決定の通知を行うものとする。

#### (書積報告)

- 11 この国家植物金の事業実種報告書は、次により行うものとする。
  - (1) 市町材が行う事業
    - ア 市町財長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第7による事業実績報告書に関係書類を嵌えて、都道府県知事が定める日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1カ月を経過した日。以下回じ。)までに認道所県知事に提出するものとする。
    - イ 認道府県知事は、アの報告書を受理したもおは、これが審査し、取りまとめの上、別紙様式態をにより、翌年度6月末日までに厚生労働大臣 に提出するものとする。
  - (2) (1) 以外の事業

当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第9による事業実績報告書 に関係書類を消えて、事業の完了した日から起算して1カ月を経過した日 又は翌年度の6月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するも のとする。

#### (植物金の額の確定通知)

12 認道府県加事は、11 の(1) に係る国軍補助会について厚生労働大軍の交付 機の確定があったときは、市町村に対し別紙模式第10により連むかに確定の通 加を行うものとする。

## (補助金の返還)

13 厚生労働大型は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとさは、別限を定めて、その超える部分について国軍に返送することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4、6、7及び11 ビ定める算定方他、手腕によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

## (令和5年度(令和4年度からの繰越分))

別紙

令和5年度(令和4年度からの縁越分)新型コロナウイルスワクチン 接種体制療保事業費国庫被助金変付要稱

> 令和5年4月23日軍主労働行機 0523第1号 軍 生 労 働 事 務 次 宮 通 知 (一部政正 令和5年10月2日) (一部政正 令和5年1月4日)

#### (通則)

1 新型コロナライルスワクチン接種体制強保事業に係る困事権効金については、 予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に 獨する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化 に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所領額助金等 交付規則(平成12年 厚生省 令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定 めるところによる。

## (交付の目的)

2 この国産組制金は、新型コロナウイルスワクデン接種体制確保の事業を行うことにより、新型コロナウイルスワクチンの接種のために必要な体制を、実際の接種より前に着実に整備することを目的とする。

## (交付の対象)

- 3 この国産組制会は、次の事業に必要な経費を変付の対象とする。
  - (1) 令和2年10月23日継第5023第3号厚生労働省継審局長通知の別紙 「新型コロナウイルスワクテン接種体訓練保事業実施優額」(以下単に 「実施要額」という。)により都道府県、市町村(地方自治征第231条 第1項に定める特別区を含む。以下同じ。)が行う事業

(2) 昭和52年3月7日衛衛第186号摩生省公衆衛生局長通知「予防接種 他及び結核予防払の一部を改正する法律の一部等の處行について」の第 10により市町村において設置された予防接種健康被害額查委員会(以 下単に『予防接種健康被害額查委員会』という。)が行う予防接種による健康被害に関する調查等の費用に対して市町村が行う事業(ただし、 新型コロナウイルスワクチン接種に係るものに関る。)

## (交付額の算定方法)

- 4 この国産補助金の交付額は、次により算出された合計額とする。この場合において、区分ごとの算出額に 1,000 円米線の函数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 次の表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準額(消費 視込み)と第3欄に定める対象経費の裏支出額とを比較して少ない方の額 を選定する。
  - (2) (1) により運定された新と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入類を控除した額とを比較して少ない力の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 (3.5)	2 基準額	8 対象経費	4 植助率
接種作物確保事業	<b>率生労働大臣が必要</b>	都遂府県が実施する	10/10
(都遂府界実施) 據	と認めた額(変費精	新型コロナウイルス	
图接種事業以外	<b>(4)</b>	ワクチン接種体制強	
		民事兼に必要な結構。	· }
淡予防使性健康技	•	<b>融资于当等,共济费、</b>	
書別査委員会につ		資金、報酬、對金、会	
いて、市町材からの		藏費、旅費、雷用費(消	
委任により都道府		<b>耗品費、燃料費、印刷</b>	
県が突起した場合		製字費、発熱水費)。	
は、本区分の対象と		<b>發務費、委託料、使用</b>	
する。なお、対象経		科及び貨債料、工事調	
費については、予防		負責、國品購入費、負	
极穩率故范生團查		继金	
費を基本とするが、			
都道府外の判断に	·		
より追加すること			
も列館。			
接種作制發保事業	4,228 円×幾回接箱		10/10
(都遂府県実施) 撰	会場での接種国数		
团接種事業(令和5	-		
年4月1日から同	その他学生労働大臣		
作8月 88 日まで実	が必要と認めた額(合	,	
施分)	和5年4月時点で見	,	
	進しが間に合わない		
	などやむを得ない場		
	含柱,各和5年8月末		
	までに新要類が上部		
	の合計機の範囲とな		
	るよう見直しを行い、		
	その間、令和5年4月		

1 (4)	2 基準板	5 対象経費	4 複動率
	から8月末までの間		
	の経過措置として。原	+ 1.	
	<b>生美國大區紅內容•額</b>		
	参周が出た上で、上記	,	,
	の合計機を超えた植		
	駒を可能とする。)		· ·
接種作制確保事業	4,338 円×無団接種		10/10
(都造府外央場) 瓜	会場での予定接種回		
同接種事業(令和5	数 .		
年9月1日から国			
年12月31日東で裏			
魅分)			
接插体制發保事業	厚生労働大臣が必要		10/10
(都道府界実施)孫	と認めた場合に限り、		
<b>同接稿事業(令和 6</b>	岩藤市徽に保る経費		
年1月1日から向	は、4,303 円×集団綾	•	
集牙地田 18 民名本	種会場での子定接種	· ·	
<b>魅分</b> )	回数(注1)の範囲内		
	で植物を可能とする。		
	認められる条件は、令		
	和5年12月1日付布		
	器連絡「令和6年1月		
	以路の新型コロナウ	·	
·	イルスワクテン接種		
	年制護保事業につい		
	て」を参照すること。		

1 区分	· 2 基準額	3 対象経費	4 権助率
接種作制確保事業	以下の①~②の合計	市町村が実施する新	10/10
(市町村実施) 幾回	<b>20</b>	型コロナウイルスワ	r
接種及びコロナワ	① 中務費 (接種游, 应	クテン接種作用確保	
クチン機種に特別	報費等) として 685円	事業に必要な給料。職	
に必要となる事業	×干定接種回數	員爭当等, 共济費, 貸	·
以外(令和5年4月	②コールセンター経	金、報酬、薪金、会議	
1日かも歯年8月	費をして 1,203 円×	費、蘇賽、稱用費(箱	
31 H 生で実施分)	<b>予定接種</b> 国数	<b>耗异费、燃料费、印刷</b>	
	③個別接種促進のた	製本費、光熱水費)。	
	めの支援軽蔑として	役務費、委託科、使用	
	413 円区居住着が蟹	科及び宣情将、工事前	,
	別医療機関で接種を	负责、德品購入費、負	
	受けた回数(実施契綱	注念、 植助及び交付金	
	で定める事業実施領		
	間の接種)		
	その他厚生労働大臣		1
	が必要と認めた額(令		
	和5年4月時点で見		
	直しが間に合わない		
	などやむを得ない様		
	合社,令和5年8月末		
	までに高要額が上記		
	の合計額の範囲とな	;	
	るよう見難しを行い、		
	老の間、会和5年4月	,	
	から8月末までの間		
	の経過措置として、厚		
	生芳蘭大亞に內容·動		
	を届け出た上で、上記		
	の合計額を超えた橋		

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 権制率
	効を可能とする。)		
			1
接種作制確保事業	4,338 円×集団接種	,	10/10
(市町村英雄) 趣団	会場での接種回数		
接種亦業(合和5年			
4月1日から间年	その他厚生労働大臣		
8月 31 日まで実施	が必要と認めた種(令		
<i>\$</i> })	初5年4月時点で見	-	
	直しが間に合わない		
	などやむを得ない場		
	合は、令和5年8月末		
	までに所要額が上記		
	の合計機の範囲とな		·
·	るよう見面しを行い、		
	その間、令和5年4月		
	からお月末までの間。	·	
	の経過措置として、阿		
	生労働大臣に内容。額		
	を届け出た上で、上部		
·	の合計額を超えた槽		,
	効を可能とする。)		
接種作制發保事業	以下の①一②の合計		10/10
(市町村実施) 熱団	<b>4</b>		
接種及びコロナワ	①事務費 (接種券、広		
クチン接種に特別		·	
に必要となる事業	×平定接種回數		
以外(全和5年9月	②コールセンター鑑		
1月から60年 12月	費をして 1,203 円×		
31 日まで実施分)	子定接部區發		

1 KD	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
·	<b>愛園別接種促進の</b> な		•
	めの支援軽費をして		
	413 四×穩則医療變		
	闘での予定接種国数		
:	(実施要組で定める)		
	<b>享乗実施熊間の接種)</b>	•	
接種作制發保事業	4, 339 円×幾回接種		10/10
(市町村雲嶺) 奧団	会場での予定接種回		
接種事業 (合和5年	数		
9月1日から阿年	:	-	
12月31日北で英嫡		•	
9)			
接種作制確保事業	以下の①一②の合計		10/10
(市町付宴施) 總団	糖	•	_
	①事務費《接種鄉、広		
	報費等) たして 685 円		
に必要となる事業	×千定侵種回数	•	
以外(令和6年1月	◎コールセンター経		
1日から岡年8月	養として 1,203 円×		
31 日生で実施分)	子定核穩定及		
	@個別接種促進のた		
	めの支援経費として		
	413 四米個別医報機		
	調での予定接種国数		
	(注2) (実施更綱で		
	這める事業実施期間	·	
	の接種)		

- 1 KØ	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
接插作胡確保事業	厚生労働大臣が必要	-	10/10
(市町村雲蓮) コロ	と認めた新(楽費精		
ナワクチン接種に	<b>3</b> (1)		
特別に必要となる	ただし、令和6年1月		
事業	1月から同年3月51		
	日の間に集団接種を	1	
	実施する場合は、原生		
	労働大災が必要と認		
	めた場合に限り、当該		
	事業に係る框費は、		
	4,338 円×集団接箱		
	会場での予定接種国		
	敷 (注3) の範囲内で		
	植物を可能とする。認		
	められる条件は、分和		
	5年12月1日付事務		
	連絡「令和6年1月以		
	降の新型コロナウイ		
	ルスワクチン優種体		
	制御保事業について」		
	を容問すること。	·	·
予防接種事故発生	厚生労働大臣が必要	<b>辛防接種健康被害關</b>	10/10
到企費	<b>岩製めた類(実費精</b>	査委員会が行う予防	
	))	接種による健康被害	
	,	に関する国玄等に必	
		观心神通、神勇畏、旅	
•		費、霜用費(食料費、	
		科用對,(費本)和原印	
		及び貨借料	

1 149	2 基準額	3 対象経費	4 植物率
令和4年近新型コ	摩生労働大臣が必要	令和4年度に実施し	10/10
ロナウイルスワク	と認めた類(合和4年	た新型コロナウイル	
チン接種体制薄保	政(令和3年度からの	スワクチン接種体制	
<b>李裳</b>	縁越分)新型コロナウ	商保事業に必要な結	
·	イルスワクテン接種	科、韓貴子尚等、共資	·
	作制途保事業費国庫	費、賃金、餐閒、酬金。	
	被助金数05令和4年	会議費、旅費、採用費	
	ルトやヤコニ巨溶処	(信柱品費、燃料費、	
	スワクチン接種作用	到 即 製 本 費 、 光 熱 木	
	發展事業費用車補助	費)、役務費、委託料、	
	金交付要劉の 4 交付	使用特及び貨債料、工	·
	種の算定方法により	本簡負費、備品鎖人	
	舞出した物から、国か	費、角班金	
	ち都道府県又は市町	令和4年度に予防援	-
	村へ交付した報告除	員後查觸客路密動起	
	1/完金額(実養精算))	会が行った予防後種	
		による健康被害に関	
		する調査等に必要な	
		和爾, 報實數、新數、	
		書用養(食料費、印刷	T-100
		製本費) 、使用料及び	
		資併科	

(注) 注1~注3の合計数が予定接種合計数を超過しないこと

#### (交付の条件)

- 5 この国軍権効金の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 事業治容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生 労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を争止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を 受けなければならない。
  - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 事業により取得し、又は弦涌の増加した価格が単価50万円以上の機 棟、器具及びその他の財産については、植助金等に係る予算の執行の適低 化に関する池律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大型が 別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの国 車権助金の交付の目的に反して使用し、護渡し、交換し、貸し付けし、担 保に供し、又は廃棄してはならない。
  - (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国連に納付させることがある。
  - (8) 事業により取得し、又は効果の増加した財産については事業の完了後に おいても善良な管理者の独意をもって管理するとともに、その効率的な運 用を図らなければならない。
  - (7) この医準摘助金と事業に係る紅鉛書類等の骨種については次によるものとする。

補助金等と事業に係る予算及び決算との關係を明らかにした別無線式 第1による調査を作成し、これを補助金等の額の確定の日(事業の中止 又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度 の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により設 得し、又は効用の増加した財産がある場合は、他記の期間を経過後、当 該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する社律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣 が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなけ ればならない。 (8) 植助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入榜除税額が確定した場合(化入榜除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式第11により連やかに、遅くとも被助事業完了日の属する年度の翌ヶ年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければなるない。

## (申請手続)

- 6 この国産組励会の交付の申請は、次により行うものとする。
  - (1) 市町材が行う事業
    - ア 市町財長は、別紙機式第2による申請書に関係書類を添えて、都道府 県加事が定める日までにお道府県加事に提出するものとする。
    - イ 認道府県知事は、アの申請書を受選したときは、これを審査し、取り まとめの上、別紙様式第8により関係書類を節えて、別に定める日まで に厚生労働大臣に提出するものとする。
  - (2) (1) 以外の事業

別紙構式第412よる申請書に關係書類を鍛えて、別に定める日までに厚 生労働大算に提出するものとする。

## (整平杭中夏多)

7 この国産組織会の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して適加交付申請等を行う場合には、もに定める申請手続に続い別に定める日までに行うものとする。

を約、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略 することができるものとする。

#### (交付決定までの標準的期間)

- 8 この国権補助金の交付の決定主での標準的期間は、次のとおりとする。
  - (1) 認道府県知事は、6の(1)のアヌは7による申謝書が到達した日から 超算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労 働大臣は都道府県知事から申謝書が到達した日から起算して2月以内に交 付の決定(決定の変更を含む。(2)において終じ。)を行うものとす

Ž.

(2) (1) 以外の場合、原生労働大臣は、6の(2)又は7による申請書が到 連した日から起算して原則として2月以内に交付の決定を行うものとす る。

## (補助金の餐算法)

9 厚生労働大量は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の 範囲内において振算払をすることができる。

### (を付決定の通知)

10 認道商基知事は、6の(1)に係る国産組動金について厚差労働大臣の交付決 定通知又は変更交付決定通知があったときは、市町財に対し別紙様式第5叉は別 紙様式第6により建やかに交付決定の通知を行うものとする。

#### (実績報告)

- 11 この国軍補助金の事業実験報告書は、次により行うものとする。
  - (1) 市所財源行う事業
    - ア 市町村民は、当該年度の事業が完了したもさは、別紙様式第7による。 事業実績報告書に関係書類を能えて、部道府県知事が定める日(5の (2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認 通知を受理した日から1カ月を経過した日。以下同じ。)までに認道 時界知事に提出するものもする。
    - イ 報道府県知事は、アの報告書を受選したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙構式数8により、翌年度6月末日までに厚任労働大臣に提出するものとする。
  - (2) (1) 以外の事業

当該年度の事業が完了したときは、別紙鐵式第9による事業実績報報書書 に関係書類を添えて、事業の完了した日から超算して1カ月を経過した日 又は翌年度の6月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するも のとする。

## (補助金の額の確定通知)

12 松道府県知事は、11 の (1) に係る国庫補助金について厚金労働大軍の交付 額の確定があったときは、市町村に対し別紙様式第 1 0 により連やかに確定の通 知を行うものとする。

## (補助金の返還)

18 厚生労働大選は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額 を超える補助金が交付されているとさは、期限を定めて、その超える部分につい て国庫に返還することを命ずる。

## (その他)

14 特別の事情により4、6、7及び11に定める算定方法、手貌によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

## (令和5年度)

세ボ

参和5年度新型コロナウイルスワクチン 接種性制確保事業費用車補助金交付要稱

> 年6年1月5日平全米新行業数0105第3号 平 完 労 働 亦 務 次 實 通 如

## (達別)

1 新型コロナウイルスワクチン接種体制機保事業に係る国庫補助金については、 予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に 関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化 に関する法律域行令(昭和30年改令第255号)及び厚生労働者所管補助金等 交付規則(平成12年 <sup>厚生省</sup> 令第6号)の規定によるほか、この交付要組の定 めるところによる。

## (交付の目的)

2 この区庫舗約会は、新型コロナウイルスワクチン接種体制線保の事業を行うことにより、新型コロナライルスワクチンの接種のために必要を作用を、実際の接種よりがに着実に整備することを目的とする。

## (交付の対象)

- 3 この国産補助金は、次の事業に必要な経費を交付の対象とする。
  - (1) 令和2年10月23日健選5023第3号伊生労働省健康局長適知の別紙「新型コロナウイルスワクテン接種件別確保事業実施要欄」(以下単に「実施要欄」という。)により都道府県、市町村(地方會給優第231条第3項に定める特別区を含む。以下同じ。)が行う事業
  - (2) 昭和52年3月7日衛発第126号率生省公金衛生局長通知「予防接種 位及び結核予防徒の一部を改正する注律の一部等の施行について」の第

10により市町村において設置された予防後種健康被害爾査委員会(以 下単に「予防接種健康被害調査委員会」という。)が行う予防接種による健康被害に関する関査等の費用に対して市町村が行う事業(ただし、 新型コロチウイルスワクチン接種に係るものに限る。)

## (交付額の算定方法)

- 4 この国産額納金の交付額は、次により算出された合計額をする。この場合において、区分ごとの算出額に 1,000 円米湾の剝数が生じた場合には、これを切り捨てるものをする。
- (1) 次の海の第1機に定める事業区分ごとに、第2機に定める基準額(消費 税込み)と第3機に定める対象経費の突支出額とを比較して少ない方の額 を選定する。
  - (2) (1)により選定された額と出該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない力の額に第4欄に定める補助率を譲じて得た額を交付額とする。

1 (医分)	2 基準額	5 対象経費	4 複動率
接種作制發保事業	厚生労働大臣が必要	都造府県が実施する	10/10
(都進府県実施) 換	と認めた制(実費精	新型コロナウイルス	
团接和事業以外	<u>)</u>	ワクチン機種体制線	
		保事業に必要な結特。	,
<b>菜予防接種醫療技</b>		磁員平当等, 共濟費,	
書到査委員会につ		資金、報酬、謝金、会	
いて、市町材からの		菠要、涂要、罄用蛋(消	
委屈により都進麻		<b>耗异费、燃料费、印刷</b>	
原が実施した場合		製率費、光熱水費)。	
位、本区分の対象と	,	<b>後務費、委託料、使用</b>	
才多。你我、対象链:		科及び貨債特、工事請	
費については、予防		负责、商品關人費、負	
接種事故発生關查		組金	:
費を基準とするが、			·
都道府県の判断に			
より追加すること	,		
专利能。			
接種作制確保市業	4,338 円×集団接種		10/10
(都港府界其場) 鄉	会都での接種国数		
周接種事業(令和5	•		
年4月1日から同	その他厚生労働大臣		
年8月31日まで実	が必要と認めた著(令		
煌分)	和5年4月時点で見		
	直しが間に合わない		
	などやむを得ない場		
	<b>治は、令和5年8月末</b>	-	
	までに所要額が上間		
	の合け種の範囲とな		
	あよう見直しを行い、		
	その間、令和5年4月		

1 ED	2 基準額	S 対象経費	4 植物率
	から8月米までの間		
	の経過措置として、原		
	生労働大臣に内容·新		
	を届け出た上で、上記	•	
	の合計観を超点た相		•
	効を可能とする。)		
		,	
接觸化制確保事業	4,239 円×幾回接箱		10/10
(都遂府外实施) 集	会場での予定接種回	•	
同懷循事業(令和5	校		
年9月1日から回			
年12月31日出で書			
處分)			
	·		
接種作制確保事業	厚生労働大臣が必要		10/10
(都道府歷実施) 乘	と認めた場合に関す、		
同侵種事業(令和6	当該事業に集る経費		
年1月1日から同	は、4,338円×集圧接		
年8月31日末で実	種会場での半定接種	I	
<b>焙</b> 分)	国数 (注 1) の勤婦内		] .
	で植物を判能とする。		
	認められる条件は、令		
	和5年12月1日付事		
	務連絡「令和6年1月		
	以降の新型コロナウ		
	イルスワクチン接種		
	作別線保事業につい		
	て」を参照すること。		

1 (£3)	2 基準額	3 対象経費	4 植助과
接觸作制確保事業	以下の①~①の合計	市町村が実施する新	10/10
(市町村実施) 熱団	極	型コロナウイルスワ	
接種及びコロナワ	①中務費 (接種等、点	クテン接種体制確保	
クチン接種に幹別	報費等) として665円	事業に必要な給料。職	,
に必要となる事業	×予定後種回點	量, 養務共, 奉尚手具	
以外(令和5年4月	②コールセンター経	金、韓剛、對金、公開	
1日から岡年8月	要として 1,203 円×	費、旅費、儋用費(消	
31 日本で実施分)	予定接種回数	耗品费、燃料费、印刷	
	◎個別優穣促進の立	製料費、光熱水費)、	
	めの支援騒動として	役務費、委託料、使用	
	413 円×居供着が酸	科及び貨借料、工事制	
	別民激機関で接縁を	負妻、儋島購入費、負	
	受けた国数(实施要納・	但金、植助及び变付金	
	は就実条車をの宝で		
	御の接種)		·
	その他率生労働大臣	•	
	が必要と認めた額(合		
	和5年4月時点で見	·	
	直しが配に合わない		
	などやむを得ない場		
	会は、令和5年8月米		
	までに消擾動が上部		
-	の合計額の範囲とな	,	
	るよう見直しを行い、		
1	その間、令約5年4月		
	から8月末までの間		
	の経過措置だして、呼		
	<b>生労働大塩に内容・薊</b>	"	-
	を励け出た上で、上記		
,	の合計額を超えた植		~

1 [2]	2 基準額	3 対象座費	4 権効率
	効を可能とする。)		-
		,	
	•	,	ı
接種化初發保事業	4,535 円×集団接種		10/10
(市町村安施) 幾同	会機での接種回数	,	10,10
接種事業(合和5年	A 1 Sec. 1 1 Sec. 1 Sec		
4月1日から同年	・ その他厚生労働大臣		•
8月31日北で実施	が必要と認めた額(合		•
9))	和5年4月時点で見	,	
	直しが間に合わない		
	などやむを得ない類		
	   含胜, 分和 5 年 8 月 末		
	までに消費額が上部		
	の合計機の範囲とな	:	
	るよう民意しを行い、		
	その間、令和5年4月		
	から8月末までの間		
	の経路措置として、呼	. •	
·	皇労働大型に内容・航		
	を届け出た上で、上記		
	の合計極を超えた情		
	めを可能とする。)		
接種化和發保事業	以下の①一〇の合計		10/10
(市町村雲箔) 幾何	初		2
接種及びコロナワ	①事務費 (接種券, 広		
クチン協働に特別	報費等)として685円		
に必要となる事業	×千定侵種回数		
以外(令和5年9月	②コールセンター経		. '
1日から同年 12月	数として 1,203 円×		
31 日まで実施分)	予定接種區数	. `	

1 (4%)	2 基電氦	3 対象経費	4 複動率
	②個別接種促進のた		
	めの支援騒動として	÷ .	
	413 円×個別医張騰		
	関での予定接種国際		
	(実施要額で定める		
	事業実施期間の接種)		
接種作制發保事業	4,338 円×無団接種		10/10
(市町村雲塩) 熱団	会場での予定接種回		
接種事業(令和5年)	\$ <del>\tau</del>		,
9月1日から同年			
12月31日まで実施		. 11	
<b>(3)</b>			·
		·	
接種作制確保事業	以下のの一切の合計		10/10
(市町村実施) 魏団	<b>1</b>		,
接種及びコロナワ	_ , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	報費等)として685円		
に必要となる事業。	X千定接種回航	·	
	- 図コールセンター経		
1日から岡年3月	要として 1,203 円×	-	
31 日まで実施分)	予定後種信歌	:	
	③関別接種促進のた		
	めの支援経費として		
	413 円×掘別医放機		
	関での予定後種国数		
	(作2) (英族更綱で		
	定める事業実施期間		·
	の接種) 		

1 (4.5)	2 基準額	3 対象経費	4 植動車
接種化制確保事業	厚生労働大臣が必要		10/10
(市町村雲廟) コロ	と認めた額(実費精		
ナワクチン接種に	漢)		
特別に必要となる	ただし、令和6年11月		
集市	1月から同年3月 31		
	日の間に無団機構を	-	•
	実施する場合は、原生		
	労働大量が必要と認		
	めた場合に担り、当該		
	事業に係る組費は、	,	
	4,338 門×總同接稱		
	会場での予定機種回		
·	数 (注3) の範囲内で		
	植物を可能とする。認		
	められる条件は、令和		
	5年12月1日付事務		
	連絡「令和6年1月以		
	降の新型コロナウイ		
	ルスワクチン機働体	·	
	刑簿保事業について』		
	を参照すること。		
予防接種事故格生	厚生労働大臣が必要	子防接種健康被害酮	10/10
別亞費	と扱めた額(雲貴精	遊委員会が行う予防	
	(美)	接種による健康被害	
		に関する関査等に必	
		要な報酬、制強費、旅	
		費、喬用費(食料費、	
		<b>空別製本費)、使用特</b>	
·		及び貨借料	

1 (5%)	2 法律额	3 対象経費	4 権助率
令和4年政新型コ	厚生労働大臣が必要	令和4年度に実施し	10/10
ロナタイルスワク	と認めた極く合和4年	た新型コロナウイル	
チン接種作制療保	度(全和3年度からの	メロクチン接種停削	
事薬	繰越分)新型コロナウ	商保事業に必要な給	
	イルスワクテン接種	料、職員爭出等、長济	
	体制硬保事業費国庫	贡、货金、物酬、耕金、	•
	補助金及母命和4年	会職費、除費、幣用費	
	政新型コロナタイル	(消耗品費、機料費、	
	スワクチン接種修制	<b>到</b> 即劉孝貴、光熱木	
	雅厚事業貴国車補助	費)、役務費、委託料、	
	金交付要額の4交付	在,科別登切及科用的	
ļ	概の算定力油により	事請負責、 簡品購入	
	野出した複から、国か	費、負他会	
	ら都造府原又は市町	令和4年度に予防接	
	材へ変付した複要除	具健康被害鬻查委員	
,	いな金額(芸養物質))	会が行った予訪接種	
		による健康後害に関	
		する高査等に必要な	
		<b>张嗣、张賁敦、於費。</b>	
		新用費 (食料費、印刷	
	,	製本費)、発用料及び	
		黄曲科	

(注) 注1~注3の合計数が予定接種食計費を超過しないこと

#### (変付の条件)

- 5 この国産権効金の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 事業非常の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに厚供 労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業を申止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を 受けなければならない。
  - (8) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 事業により取得し、又は登津の増加した価格が単価50万円以上の機 減、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により専生労働大臣が 別に定める期間を経過するまで、原生労働大臣の承認を受けないでこの国 車補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、賃し付けし、担 保に供し、又は選集してはならない。
  - (5) 原生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部区は一部を国軍に結付させることがある。
  - (6) 事業により取得し、又は然策の増加した財産については事業の完了後に おいても善良な管理者の経意をもって管理するとともに、その効率的な運 策を図らなければならない。
  - (7) この四準相助金と事業に係る就到書類等の管理については次によるもの とする。

補助金等と事業に保る子質及び決算との関係を明らかにした別紙様式 第1による調査を作成し、これを補助金等の額の確定の目(事業の中止 又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度 の終了後3年間保管しておかなければならない。ただし、事業により改 得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前紀の期間を経過後、当 該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に保る予算の執行の適正 化に闘する社律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣 が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなけ ればならない。 (8) 植物事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により額助金に保る消費税及び地方消費税に保る仕入控除税額が確定した場合(仕入持除税額が0件の場合を含む。)には、別無線式第11により連やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

#### (申請手続)

- 6 この国家舗勘会の交付の申請は、次により行うものとする。
  - (1) 市町財が行う事業
    - ア 市町村長は、別紙様式第2による申請者に関係者類を散えて、都道府 界加事が定める日までに掲道府県加事に提出するものとする。
    - イ 認道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第8により関係書類を始えて、別に定める日までに厚生労働大運に提出するものとする。
  - (2) (1) 以外の事業

別紙様式第4による申請書に関係書類を能えて、別に定める日までに厚 生労働大争に提出するものおする。

#### (変更申請手線)

7 この医療補助金の変行決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加変 行事請募を行う場合には、もに定める申請手機に後い別に定める日本でに行うも のとする。

なお、当初申請時の提出書類を内容に変更がないものについては、提出を省略 することができるものとする。

#### (交付後定までの領準的期間)

- 8 この国産補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。
  - (1) 認道府界知事は、6の(1)のア又は7による申請書が到達した日から 超算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労 働大臣は部道府界知事から申請書が到達した日から超難して2月以内に交 付の決定(決定の変更を含む。(2)において険じ。)を行うものとす。

Σ.

(2) (1) 以券の場合、厚生労働大臣は、5の(2)又は7による申請書が對達した日から超算して原則として2月以内に交付の決定を行うものとずる。

#### (補助金の餐算法)

9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払針函承認額の 範囲内において頻算払をすることができる。

#### (交付決定の通知)

10 報道府県知事は、6の(1)に係る国産組制金について厚条労働大臣の交付決定通知又は変更交付決定通知があったとさは、市町制に対し別紙様式第5又は別紙様式第6により建やかに交付決定の通知を行うものとする。

#### (実績報告)

- 11 この国連組励金の事業実績報告書は、次により行うものとする。
  - (1) 市町村が行う事業
    - ア 市町村長は、出版年後の事業が完了したときは、別紙様式第7による事業実績報告費に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日(5の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当額承認 通知を受理した日から1カ月を経過した日。以下同じ。)までに認道 府県知事に提出するものとする。
    - イ 認道府県知事は、アの報告書を受職したときは、これを審査し、取りまとめの上、別紙様式第8により、翌年度6月末日までに厚生労働大臣 に提出するものとする。
  - (2) (1) 以外の事業

高核年度の事業が完了したときは、別紙様式第9による事業書積報信書 に関係書類を添えて、事業の完了した日から起算して1カ皇を経過した日 又は翌年度の6月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するも のとする。

# 決算特別委員会請求資料57 観光課・小田原城総合管理事務所

# 令和5年度当初予算における新規事業に占める国・県支出金の財源内訳(商工費)

(単位 円)

目	小事業	新規事業内容 (委託の内訳)	決算額	国庫支出金	県支出金	その他 一般財源
観光振興費 まち歩き観光推進事業		デジタルスタンプラリー制作	2,695,000	1,347,500	0	1,347,500
		・デジタルスタンプラリー制作等業務委託	2,695,000	1,347,500	0	1,347,500
		石垣山一夜城誘客促進環境整備事業費	11,423,500	4,424,750	0	6,998,750
		・観光アプリケーション「小田原さんぽ」改修業務委託	7,700,000	3,850,000	0	3,850,000
観光施設費 史跡等管理活用事業	・石垣山一夜城樹木伐採及び剪定業務委託	2,475,000	0	0	2,475,000	
	・石垣山史跡説明板等製作設置業務委託	1,149,500	574,750	0	574,750	
		・石垣山一夜城遺構保護箇所安全柵設置業務委託	99,000	0	0	99,000

#### (補助金の額の確定通知)

12 都道府県知事は、11 の(1)に係る国連補助金について厚生労働大臣の交付 額の確定があったときは、市町村に対し別無機式第 1 のにより連やかに確定の通 短を行うものとする。

## (補助金の辺運)

13 博生労働大組は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

#### (その値)

16 特別の事情により4、6、7及び11に定める算定方法、平親によることができない場合には、あらかじめ準生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

感染症予防事業における広告掲載料とその回数及び新型コロナワクチン接種券の作成・封入封緘業務委託料、新型コロナワクチン接種券の郵送料(令和4年度~令和5年度)

## 【広告掲載料とその回数】

	金額	回 数
令和5年度	8, 799, 600 円	19 回
令和4年度	20, 188, 400 円	55 回

## 【新型コロナワクチン接種券の作成・封入封緘業務委託料】

	金額
令和5年度	25, 619, 981 円
令和4年度	37, 094, 200 円

## 【新型コロナワクチン接種券の郵送料】

	- 12   - 12
	金額
令和5年度	9, 722, 151 円
令和4年度	20, 749, 374 円

## 決算特別委員会請求資料 58 教育指導課

## ステップアップ調査と同様の調査を令和5年度に実施した自治体一覧

1 県単位で実施した自治体

埼玉県、福島県、千葉県、滋賀県、鳥取県、高知県、福岡県

2 市町村単位で実施した自治体

神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、宮城県白石市、東京都三鷹市、

大阪府堺市、島根県益田市、広島県福山市、徳島県鳴門市

(「令和5年度参加自治体連絡協議会」資料による)

# 決算特別委員会請求資料 59 高齡介護課

# 家族介護用品支給事業(紙おむつ) 支給実績一覧(過去5か年度分)

	支給	合者数	
	実人数	延人数	事業決算額
令和元年度	313 人	434 人	3, 229, 084 円
令和2年度	300 人	411 人	3, 119, 477 円
令和3年度	300 人	421 人	3, 036, 758 円
令和4年度	332 人	457 人	3, 496, 658 円
令和5年度	208 人	266 人	2, 264, 551 円

令和5年度小田原市国民健康保険事業協力補助金実績報告書

績 報 告 書

令和6年3月29日

小田原市久野115-2 一般社団法人 小田原医師会 会 長 渡邊 清治

令和5年6月9日付け保険指第1号で交付決定を受けた令和5年度小田原市国民健康保険事業協力補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

## 1 事業実績

補助金額	923,400円
実施期間	2023年4月1日から2024年3月31日まで
活動内容	別添結果報告書のとおり

## 2 成果の自己評価

成果目標	国民健康保険事業の円滑な実施、市民の健康維持増進に寄与する
成果実績	別添結果報告書のとおり

#### 3 収支実績

別紙収支決算書のとおり

#### 4 添付書類

- 結果報告書
- · 収支決算書

#### \* 審查欄 (所管課記入欄)

審査基準	審査欄(〇・×)
1 実績申請書・収支決算書に未記入はないか。	0
2 添付書類は指定したものが提出されているか。	9
1 活動内容は、交付申請時の内容どおりか。	9
2 成果目標が達成されているか。また、目標が達成されなかった場合、その原因が団体の責によらないものか	9
1 収支決算書には経費内容が具体的に記載されているか。	9
2 経費の配分、使用実績は交付申請時の内容に相当しているか。	0
した場合の内容】	
	<ol> <li>実績申請書・収支決算書に未記入はないか。</li> <li>添付書類は指定したものが提出されているか。</li> <li>活動内容は、交付申請時の内容どおりか。</li> <li>成果目標が達成されているか。また、目標が達成されなかった場合、その原因が団体の責によらないものか</li> <li>収支決算書には経費内容が具体的に記載されているか。</li> </ol>

## 令和5年度小田原市国民健康保険事業協力補助金に係る結果報告書

日本の死因の第1位を占めているがんから命を守るためには、早期発見・早期治療が必要であり、定期的ながん検診の受診が非常に大切であることをがん征圧月間である9月にタウンニュースに掲載し、市民への啓発を図った。

今回は、部位別第2位である大腸がんを取り上げ、予防に関する正しい知識の徹底 と早期発見の有用性や生活習慣の改善の重要性を啓発するとともに40歳を過ぎた 方への積極的な検診受診を促した。

また、引き続くコロナ禍における医療と介護の多職種連携についてなど地域住民への保健衛生に関する広報活動を始め、講演会・各委員会については、参集、web 形式等で開催するとともに会員相互の連絡調整を図り、会務・事業報告として纏め上げ情報を共有した。

## 収支決算書

(収入)

単位:円

経費名	本年度予算額	本年度決算額	決 算 内 訳
小田原市補助金	923,400	923,400	国民健康保険事業協力補助金
その他の収入	1,646,600	1,128,953	法人会計からの繰出金
合 計	2,570,000	2,052,353	

(支出)

単位:円

経 費 名	本年度予算額	本年度決算額	決 算 内 訳
広報活動費	1,000,000	1,069,475	がん征圧企画掲載 [神奈川新聞]
			44,000
			がん検診啓発記事掲載
			[タウンニュース]
			726,000
,			会務事業報告書作成 299,475
会議費	1,570,000	982,878	成人がん対策委員会 202,158
			医療保険委員会 113,000
		A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	勤務医・学術委員会 119,710
			環境産業医委員会 232,060
			災害対策委員会 315,950
合 計	2,570,000	2,052,353	·

 (収支差額)
 0円

 (翌年度繰越額)
 0円



## 実績報告書

令和6年3月29日

小田原市長 様

申請者住所 小田原市南鴨宮2-27-19申請者氏名 一般社団法人小田原歯科医師会代表者職氏名 会長 安西 由充

令和5年6月9日付保険指第2号で交付決定を受けた令和5年度小田原市国民健康保険事業協力補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

## 1 事業実績

補助金額	461,700円			•
実施期間	2023年4月1日から2024年3月31日	-	,	
活動内容	別添事業報告書のとおり			

#### 2 成果の自己評価

成果目標	小田原市の国民健康保険事業に協力し、住民の福祉を増進する。
成果実績	別添事業報告書のとおり

3 収支実績 経費の配分及び使用方法は別紙収支決算書のとおり

## 4 添付書類

- ・結果報告書
- ・収支決算書

## ※審査欄(所管課記入欄)

審査項目	審査基準	審査欄(〇・×)
A material of Linkship	1.実績報告書・収支決算書に未記入はないか	<u> </u>
①記載項目・添付書類	2. 添付書類は指定したものが提出されているか	9
CAN (C. L. J	1.活動内容は、交付申請時の内容どおりか	Q
②活動内容・成果目標 の達成度	2.成果目標が達成されているか。また、目標が達成されなかった場合、	1 0
V//##/WIX	その原因が団体の資によらないものなのか	
	1.収支決算書には単価・内容が具体的に記載されているか	Q
③収支実績	2.経費の配分、使用実績は交付申請時の内容に相当しているか	0
	3. 施設整備の場合、財産目録に反映されているか	
【審査欄に×を記載し7	と場合の内容】	
【審査欄に×を記載し)	と項目への対応】 (次年度の補助金額への反映を含む)	

<sup>※</sup>この実績報告書及び添付書類は公文書として取り扱われ、公開請求があるときは、個人情報など「小田原市情報公開条例」において非公開情報とされている部分を除き、すべて公開されます。

## 令和5年度小田原市国民健康保険事業協力補助金に係る補助事業実施報告書

本会は地域社会に貢献すべく、一般社団法人として定款に則り保健・医療・福祉の増進を図り、地域住民の生活向上に寄与すべく、次のとおり事業を実施したので報告します。

## 令和5年度第1回医療保険講習会

日 時 令和5年9月2日(土)

場 所 UMECO 会議室

演 題 「新生支払基金と医療保険のおさらい」

講師社会保険診療報酬支払基金神奈川支部

診療報酬請求書審查委員会 副審查委員長 大野 晋 先生

参加者 歯科医師 47名

## おくちのけんこうフェスティバル

日 時 令和5年6月4日(日)

場 所 お堀端コンベンションホール

演 題 「大切な子どものために歯と口のはなし」

講 師 昭和大学口腔衛生学講座 弘中祥司教授

小田原保健福祉事務所保健福祉課長 中條和子

参加者 歯科医師 21名 小田原薬剤師会 4名 行政関係者 5名 一般参加者 48名

#### その他啓発活動

・タウンニュース紙掲載

啓発事業告知・休日急患歯科診療所紹介・地域支援歯科連携室紹介

• 神静民報掲載

啓発事業告知・休日急患歯科診療所紹介・地域支援歯科連携室紹介

1回

#### 事業実施委員会の開催

学術委員会(事業関連)

医療保険委員会(事業関連) 1回

公衆衛生委員会(事業関連) 1回

## 様式第11号(別表関係)

# 収支決算書

(令和5年度小田原市国民健康保険事業協力補助金)

〈収入〉

単位(円)

経	費	名	本年度予算額	本年度決算額	決算内訳
補	助	金	461,700	461,700	小田原市補助金
70	の他リ	以入	383,300	209,810	小田原歯科医師会本会計
合		計	845,000	671,510	

〈古出〉

単位(円)

経	費	名	本年度予算額	本年度決算額	決算内訳(項目名と金額を記載)
					講師謝礼 80,000円
			-		講師謝礼 80,000円
報		陋	400,000	265,000	学術委員会 5,000×8 人=40,000
,					医療保険委員会 5,000×8 人=40,000
					公衆衛生委員会 5,000×5 人=25,000
会	議	費	20,000	0_	
旅	真交让	重費	10,000	7,120	講師交通費
研	修	費	0	. 0.	·
通	言運捷	般費	. 0	. 0	
賃	借	料	0	. 0	会場使用料、器具使用料
広	告宣信	云費	400,000	386, 100	タウンニュース社 386,100 円
印	削製ス	大費	. 0	0	
渉.	外	費	10,000	12,960	講師土産 4,320×3つ
消	耗品	費	0	0	
雑		費	5,000	330	振込手数料
		-			
合		計	845,000	671,510	

 〈収 支 差 額〉
 0 円

 〈翌年度繰越金〉
 0 円



## 実績報告書

R6年3月29日

小田原市長 様

申請者住所 申請者氏名

小田原市栄町2丁目13番1号

中謂有氏名 公益任代表者職氏名 会

公益社団法人 小田原薬剤師会 会 長 渡邊 千括 印

令和 5 年 6 月 9 日付け保険指第 3 号で交付決定を受けた令和 5 年度小田原市国民健康保険事業協力補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

## 1 事業実績

ナ ノベンマルバ	
補助金額	192,375 円
実施期間	2023年4月1日~2024年3月31日
活動内容	別添結果報告書のとおり

#### 2 成果の自己評価

成果目標	国民健康保険事業を円滑に実施し、もって地域住民の健康保持に寄与す
	<b>ర</b> .
成果実績	結果報告書のとおり

3 収支実績

経費の配分及び使用方法は別紙収支決算書のとおり

- 4 添付書類
- 結果報告書
- 収支決算書

## ※審査欄(所管課記入欄)

審査項目	審査基準	審査欄(〇・
<b>-</b> 2		×)
①記載項目·添付書	1. 実績報告書・収支決算書に未記入はないか。	9
類	2. 添付書類は指定したものが提出されているか。	9
○江動内穴 □□□	1. 活動内容は、交付申請時の内容どおりか。	Q
②活動内容・成果目標の達成度	2. 成果目標が達成されているか。また、目標が達成されなかっ た場合、その原因が団体の責によらないものか。	0
	1. 収支決算書には単価・内訳が具体的に記載されているか	Q
③収支実績	2. 経費の配分、使用実績は交付申請時の内容に相当しているか	0
	3. 施設整備の場合、財産目録に反映されているか	
V	1 27 A - 1 who \$	

【審査欄に×を記載した場合の内容】

【審査欄に×を記載した項目への対応】(次年度の補助金額への反映を含む)

## 結果報告書

## 1、事業の目的

国民健康保険事業を円滑に実施し、もって地域住民の健康保持増進に寄与する。

## 2、事業内容

地域密着型の広告媒体へ記事を掲載することにより、地域住民への医薬分業の啓発活動を行い、かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師を持つ意義を積極的に広める。

タウンニュ	2 回	
H	Web 掲載	3 回
開成町暮ら	1回	
RUN 伴協賛	金	2 回

以上

## 様式第11号(別表関係)

## 収支決算書

(収入)

単位:円

経費名	本年度予算額	本年度決算額	決算内訳
小田原市補助金	192,375	192,375	
その他の収入	268,625	305,381	
合計	461,000	497,756	

(支出)

単位:円

経費名	本年度予算額	本年度決算額	決算内訳
広告掲載事業費			·
広告宣伝費	330,000	494,320	タウンニュース新年号
			121,000、Web 掲載料
Į.			16,500、ホームページ管理料
			165,000
			一般公開講座広告 171,820、
			RUNTOMO 20,000
支払報酬	15,582	2,226	広告原稿等作成費 1,113×2 回
支払手数料		1,210	振込料
会議費	96,000		
雑費	19,418		
合計	461,000	497,756	

(収支差額)	0	円
(翌年度繰越額)	0	円

<sup>\*</sup>団体活動の一部の事業を補助対象としている場合は、当該事業に関する決算書とする。

この場合、別途団体全体の決算書を添付させる。



実績報告書

月6年3月29日

7258-0023

申請者住所 足柄上郡開成町宮台 228-

申請者氏名 公益社団法人 神奈川県柔道整復師会 小田原支部長 田代 昌孝

令和5年6月9日付け保険指第4号で交付決定を受けた令和5年度小田原市国民健康保険事業協力補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

#### 1 事業実績

補	助	金	額	38,475円
実	施	期	間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
活	動	内	容	別添結果報告書のとおり

#### 2 成果の自己評価

成	果	目	標	国民健康保険事業に協力し、地域住民の健康保持に寄与する。
成	果	実	績	別添事業報告書のとおり

## 3 収支実績

経費の配分及び使用方法は別紙収支決算書のとおり

## 4 添付書類

- 結果報告書
- ・収支決算書

#### ※審查欄(所管課記入欄)

審 査 基 準	審査欄(〇・×)
1 実績報告書・収支決算書に未記入はないか。	0
2 添付書類は指定したものが提出されているか。	0
1 活動内容は交付申請時の内容どおりか。	0
2 成果目標が達成されているか。また、目標が達成されなかった場合、	
その原因が団体の責によらないものか。	0
1 収支決算書には単価・内訳が具体的に記載されているか。	Q
2 経費の配分、使用実績は交付申請時の内容に相当しているか。	Ω
3 施設整備の場合、財産目録に反映されているか。	
	<ol> <li>実績報告書・収支決算書に未記入はないか。</li> <li>添付書類は指定したものが提出されているか。</li> <li>活動内容は交付申請時の内容どおりか。</li> <li>成果目標が達成されているか。また、目標が達成されなかった場合、その原因が団体の責によらないものか。</li> <li>収支決算書には単価・内訳が具体的に記載されているか。</li> <li>経費の配分、使用実績は交付申請時の内容に相当しているか。</li> </ol>

【審査欄に×を記載した場合の内容】

【審査欄に×を記載した項目への対応】(次年度の補助金額への反映を含む)

## 令和5年度小田原市国民健康保険事業協力補助金事業報告書

## ① 講師打ち合わせ

日時:令和5年12月9日 13

13時~

場所:リモート

内容:講演内容打ち合わせ

参加者: 2名

#### ② 学術講演会の準備役員会

日時:令和6年3月9日

20時~

場所:支部長宅

内容:学術講演会の事前準備

参加者: 4名

#### ③ 学術講演会

日時:令和6年3月16日 16時00分~

場所: 総務部長施術所

結果:講演会を通して各会員の医学的知識を深め、施術技術の向上を図ることができた。 また、講演会で得た内容をチラシなどにまとめ、各施術所において来院する患者に対して 伝達することで未病に関しての啓蒙を図ることができた。

講師:小林病院 理事長 小林 泉

演題:運動器疾患につかえる漢方

内容: 処方がなく使える漢方など知見を高めることで、施術者のスキル・知識を引き上げ、

より多角的に市民の健康を維持・増進することを目的に学術研修会を開催する。

参加者:19名

(うちリモート参加3名 対面参加16名)

# 収支決算書

# (収入)

経費名	本年度予算額	本年度決算額	決算内訳
小田原市補助金	38,475 円	38,475 円	小田原市国民健康保険事業協力補助金
その他の収入	24,965 円	24,965 円	柔道整復師会 本会計より繰り入れ
合計	63,440 円	63,440 円	

# (支出)

経費名	本年度予算額	本年度決算額	決算内訳
報酬額	40,000 円	40,000 円	講師謝礼 40,000 円×1 名
<b>2</b>	18,000 円	18,000 円	講演会にかかる役員会費用 3000 円×4名×1回 講師打ち合わせ会費用 3000×2名×1回
需用費	440 円	440 円	講演会資料印刷代 10 円×44 枚
使用料及び貸借料	5,000円	5,000 円	会場代
合計	63,440 円	63,440 円	•

(収支差額)	0 円
(翌年度繰越金)	0円

## 決算特別委員会請求資料 61 保険課

# データヘルス計画関連事業及び受診行動適正化事業の対象者と実施者数(令和3年度 ~令和5年度)

	50	代	60	代	70	代	総計			
	対象者数	実施者数	対象者数	実施者数	対象者数	実施者数	対象者数	実施者数		
令和3年度	2	1	8	4	18	7	28	12		
令和4年度	3	2	4	4	11	8	18	14		
令和5年度	2	1	9	2	16	5	27	8		
計	7	4	21	10	45	20	73	34		

# 消防力適正配置調査業務報告資料

1. 消防	広域化前の運用効果・		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	1
1. 1	消防署所の運用効果		٠.																		٠.		1
1. 2	ポンプ車の運用効果		٠.										٠.								٠.		3
1.3	救急車の運用効果		٠.										٠.								٠.		9
1. 4	救助工作車の運用効果					•					•			•	•		•		•	•	٠.		11
2. 消防	広域化後の運用効果 A													•									13
2. 1	消防署所の運用効果		٠.																		٠.		13
2. 2	ポンプ車の運用効果		٠.										٠.								٠.		15
2. 3	救急車の運用効果		٠.										٠.								٠.		21
2. 4	救助工作車の運用効果	•		•		•					•						•		•		٠.	1	23
3. 消防	広域化後の運用効果 B	-								•			-	ı	•			•					25
3. 1	消防署所の運用効果		٠.										٠.								٠.	1	25
3. 2	ポンプ車の運用効果		٠.																		٠.		27
3 3	数争車の運田効里																						33

令和6年3月

(一財)消防防災科学センター

## 1. 消防広域化前の運用効果

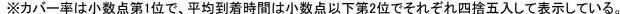
ここでは、小田原市消防本部が、2013年3月に足柄消防組合を統合し広域化する前の消防体制として、小田原市は小田原市消防本部、ほかの市町は足柄消防組合消防本部がそれぞれ管轄するものとしたときの運用効果を算定する。

#### 1.1 消防署所の運用効果

消防署所の運用効果は、火災と救急事案件数を基にした消防需要指標値を評価指標としている。 運用効果を示したものが図 1.1 と表 1.1 であり、署所からの走行時間を色分け表示したものが 図 1.2 である。広域化前、2 つの消防本部の境界線付近では、走行時間が長くなる傾向にある。

<u>+</u>	订名:	<b>₹</b>	指標値	到着でき	<b>尽積.%)</b>	平均走行							
Щ	1) 10 (	lalı,	7日1示 10	4.5分以内	5.5分以内	6.5分以内	8.5分以内	10.5分以内	時間(分)				
小 田	]原	市	658,841	67	81	88	94	97	4.2				
南足	具柄	市	120,614	68	86	94	99	99	3.9				
中	井	町	36,342	35	54	82	94	95	5.2				
大	井	町	55,629	22	43	69	97	100	5.7				
松	田	町	42,393	80	83	84	84	84	4.7				
山	北	町	43,430	58	69	75	81	83	6.5				
開	成	町	42,751	44	77	93	100	100	4.7				
全		域	1,000,000	63	78	87	94	96	4.4				

表 1.1 署所の運用効果(広域化前)



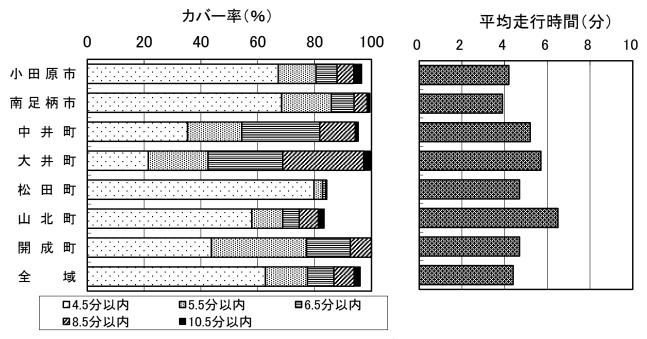


図1.1 署所の運用効果(広域化前)

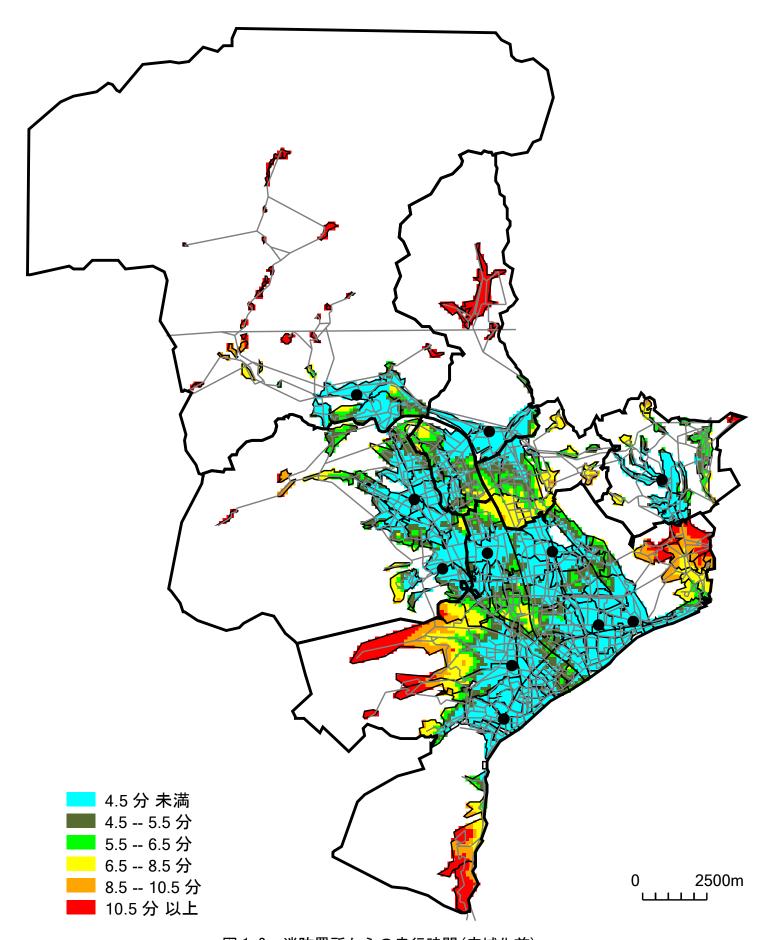


図 1.2 消防署所からの走行時間(広域化前)

## 1.2 ポンプ車の運用効果

#### (1) 最先着ポンプ車

ポンプ車の運用効果は、火災件数を評価指標としている。なお、各市町村内の分布は世帯数按分としている。最先着ポンプ車の運用効果を示したものが表 1.2 と図 1.3 であり、走行時間を色分け表示したものが図 1.6 である。広域化前、2 つの消防本部の境界線付近では、走行時間が長くなる傾向にある。

市町名称	建物火災	到着で	平均走行				
川山山石が	件数(件)	4.5分以内	5.5分以内	6.5分以内	8.5分以内	10.5分以内	時間(分)
小田原市	145	66	80	88	94	97	4.2
南足柄市	29	69	87	95	99	99	3.8
中井町	9	34	53	82	94	95	5.3
大 井 町	14	22	43	69	97	100	5.7
松田町	9	79	82	83	84	84	4.8
山 北 町	11	61	73	80	86	88	5.5
開成町	9	44	78	93	100	100	4.7
全 域	226	62	77	87	94	97	4.4

表 1.2 最先着ポンプ車の運用効果 (広域化前)

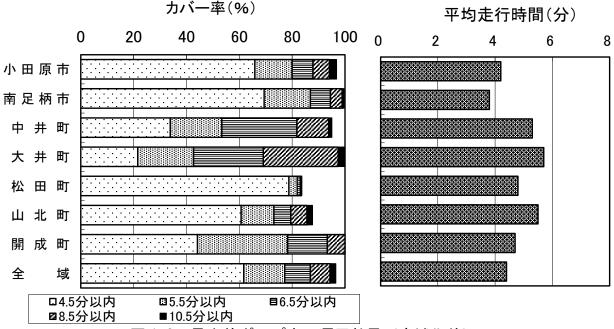


図 1.3 最先着ポンプ車の運用効果(広域化前)

#### (2) 第2着ポンプ車

ポンプ車の運用効果は、火災件数を評価指標としている。なお、各市町村内の分布は世帯数按分としている。第 2 着ポンプ車の運用効果を示したものが表 1.3 と図 1.4 であり、走行時間を色分け表示したものが図 1.7 である。ポンプ車が 2 台配置されている署所を直近とする地区では最先着と第 2 着ポンプ車は同着となり、他の地区では最先着ポンプ車は直近の署所から、第 2 着ポンプ車は隣接する署所から出動することとなる。

市町名称	建物火災	到着で	到着できる火災の割合(カバー率)(累積.%)						
川町石砂	件数(件)	5.5分以内	6.5分以内	8.5分以内	10.5分以内	15分以内	時間(分)		
小田原市	145	46	68	88	93	99	6.0		
南足柄市	29	57	65	79	93	99	5.7		
中井町	9	0	0	0	1	15	17.2		
大 井 町	14	43	69	96	99	100	5.7		
松田町	9	82	83	84	84	88	4.8		
山北町	11	5	11	40	67	83	11.1		
開成町	9	78	93	100	100	100	4.7		
全 域	226	46	64	82	89	94	6.5		

表 1.3 第 2 着ポンプ車の運用効果 (広域化前)

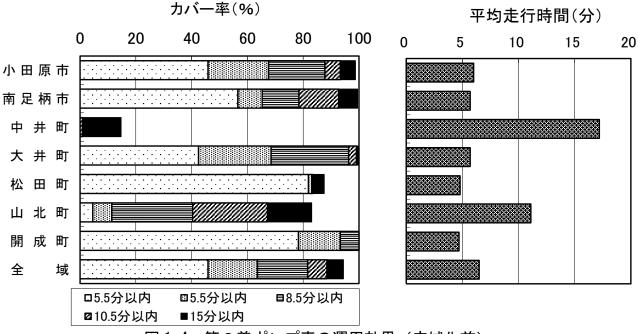


図1.4 第2着ポンプ車の運用効果(広域化前)

#### (3) 第3着ポンプ車

ポンプ車の運用効果は、火災件数を評価指標としている。なお、各市町村内の分布は世帯数按分としている。第3着ポンプ車の運用効果を示したものが表1.4と図1.5であり、走行時間を色分け表示したものが図1.8である。である。ポンプ車を3台配置されている署所は無いことから、第3着ポンプ車は隣接もしくは更に遠方から出動することとなる。

市町名称	建物火災 件数(件)	到着で	平均走行				
		6.5分以内	8.5分以内	10.5分以内	15分以内	20分以内	時間(分)
小田原市	145	28	66	82	95	99	8.3
南足柄市	29	36	72	93	99	100	7.5
中井町	9	0	0	1	15	94	17.2
大 井 町	14	4	43	83	100	100	8.9
松田町	9	5	39	74	84	84	11.2
山北町	11	11	40	67	83	91	11.1
開成町	9	64	98	100	100	100	6.3
全 域	226	26	62	80	92	99	8.7

表 1.4 第3着ポンプ車の運用効果(広域化前)

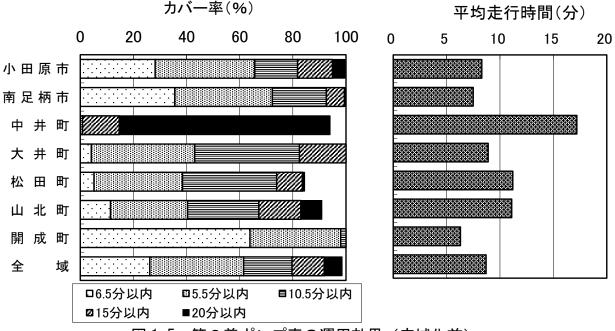


図1.5 第3着ポンプ車の運用効果(広域化前)

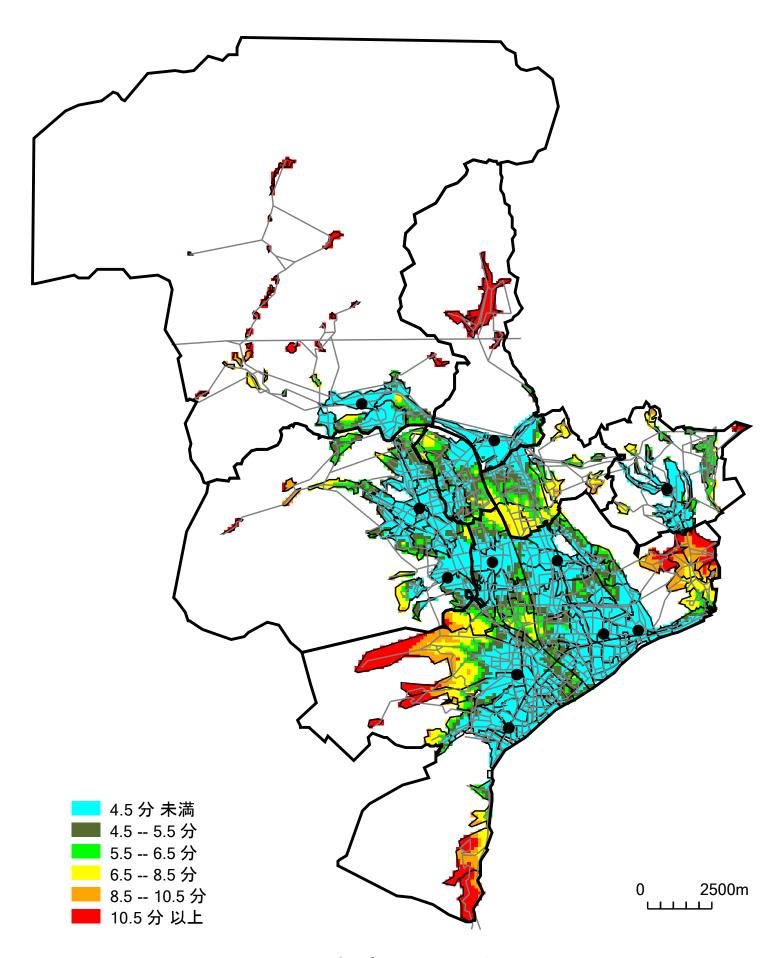


図 1.6 最先着ポンプ車の走行時間(広域化前)

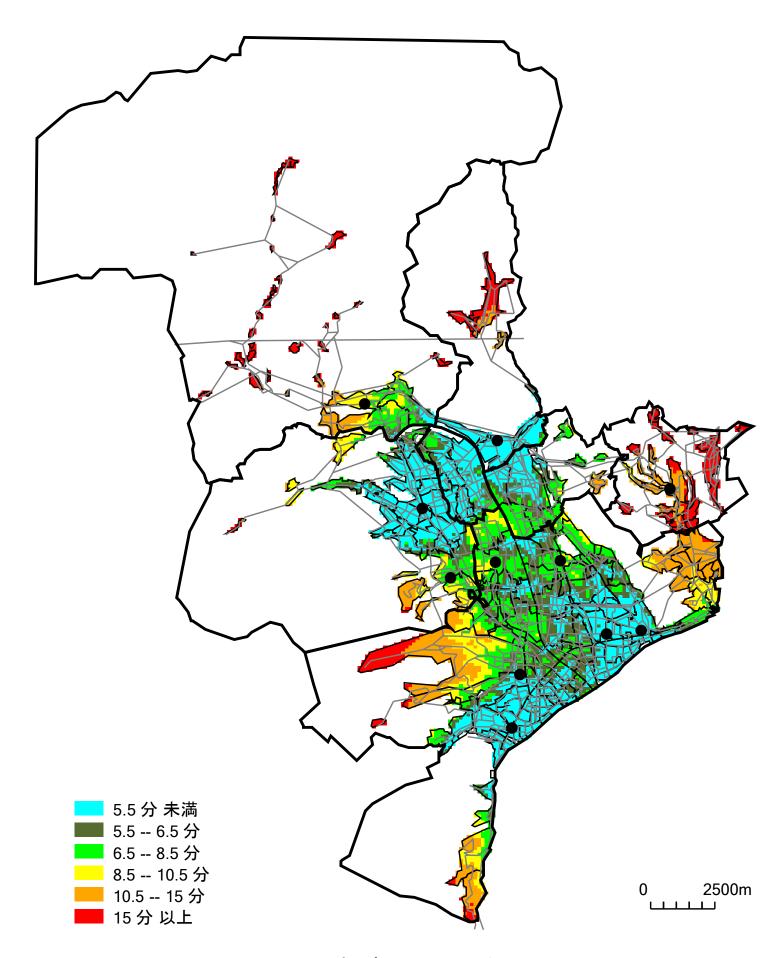


図 1.7 第 2 着ポンプ車の走行時間(広域化前)

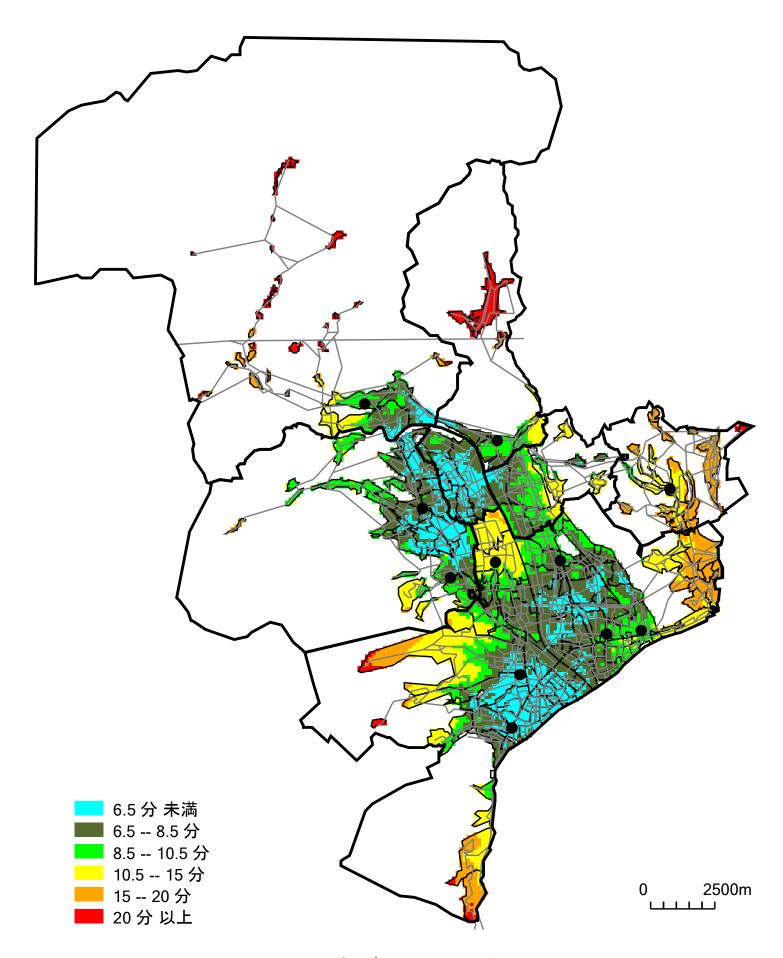


図 1.8 第3着ポンプ車の走行時間(広域化前)

#### 1.3 救急車の運用効果

救急車の運用効果は、救急事案件数を評価指標としている。また、救急事案は件数が多く、先に発生した救急事案に対応しているため、必ずしも最寄りの救急車が対応できないこともあることから、救急車の出動件数や活動時間を基にして出動して不在となる確率を求め、最寄りに加え第2番目、第3番目に近い救急車の出動確率も加味して運用効果を算定している。

救急車の運用効果を示したものが表 1.5 と図 1.9 であり、走行時間を色分け表示したものが図 1.10 である。広域化前、2 つの消防本部の境界線付近では、走行時間が長くなる傾向にある。

市町名称	救急件数 (件)	到着できる指標値の割合(カバー率)(累積. %)					平均走行
		4.5分以内	5.5分以内	6.5分以内	8.5分以内	10.5分以内	時間(分)
小田原市	33,125	49	67	80	91	95	5.2
南足柄市	5,532	58	79	90	97	99	4.5
中井町	1,610	27	37	56	93	96	6.0
大 井 町	2,416	6	22	53	94	100	6.4
松田町	2,203	54	78	82	85	85	6.4
山北町	1,871	46	60	66	73	77	8.4
開成町	2,238	25	65	89	99	100	5.3
全域	48,995	46	65	79	92	95	5.4

表 1.5 救急車の運用効果 (広域化前)

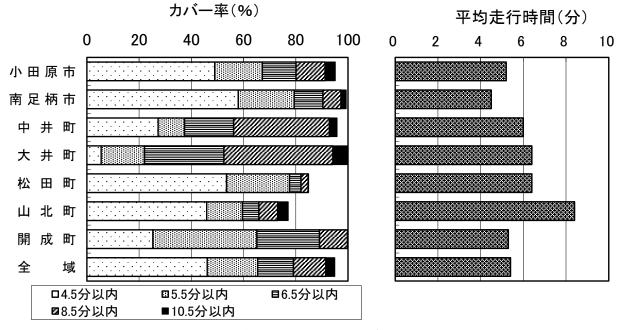


図1.9 救急車の運用効果(広域化前)

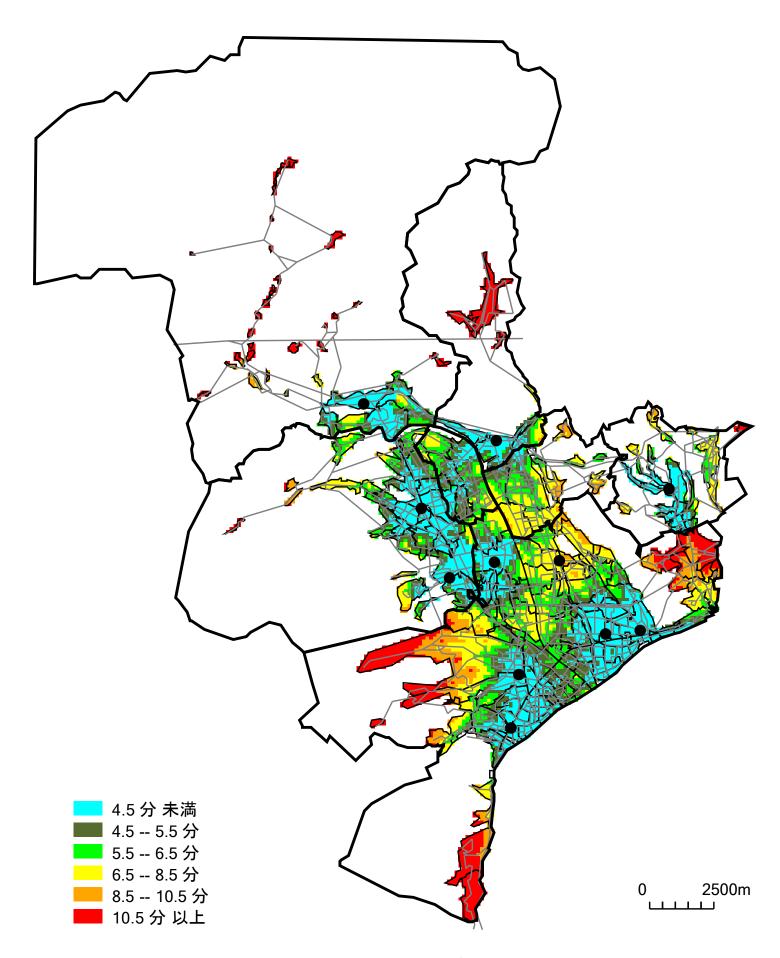


図 1.10 救急車の走行時間(広域化前)

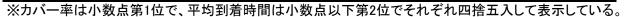
## 1.4 救助工作車の運用効果

救助工作車の運用効果は、救助事案件数を評価指標としている。

救助工作車の運用効果を示したものが表 1.6 と図 1.11 であり、走行時間を色分け表示したものが図 1.12 である。広域化前、2つの消防本部の境界線付近では、走行時間が長くなる傾向にある。

表 1.0 教助工作事の連用効果(広域に前)							
市町名称	救助事案 件数(件)	到着できる	平均走行				
		10分以内	15分以内	20分以内	25分以内	30分以内	時間(分)
小田原市	495	82	98	99	100	100	6.1
南足柄市	118	31	79	96	100	100	12.0
中井町	22	2	35	98	100	100	15.9
大 井 町	31	91	100	100	100	100	6.4
松田町	56	56	67	99	100	100	8.6
山北町	137	8	16	23	29	53	27.9
開成町	24	100	100	100	100	100	5.5
全 域	883	61	80	87	89	93	10.7

表 1.6 救助工作車の運用効果 (広域化前)



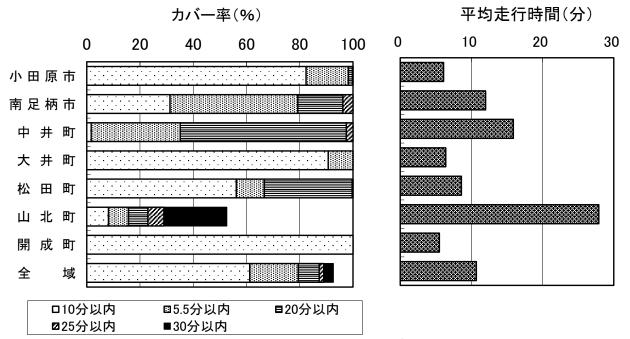


図 1.11 救助工作車の運用効果(広域化前)

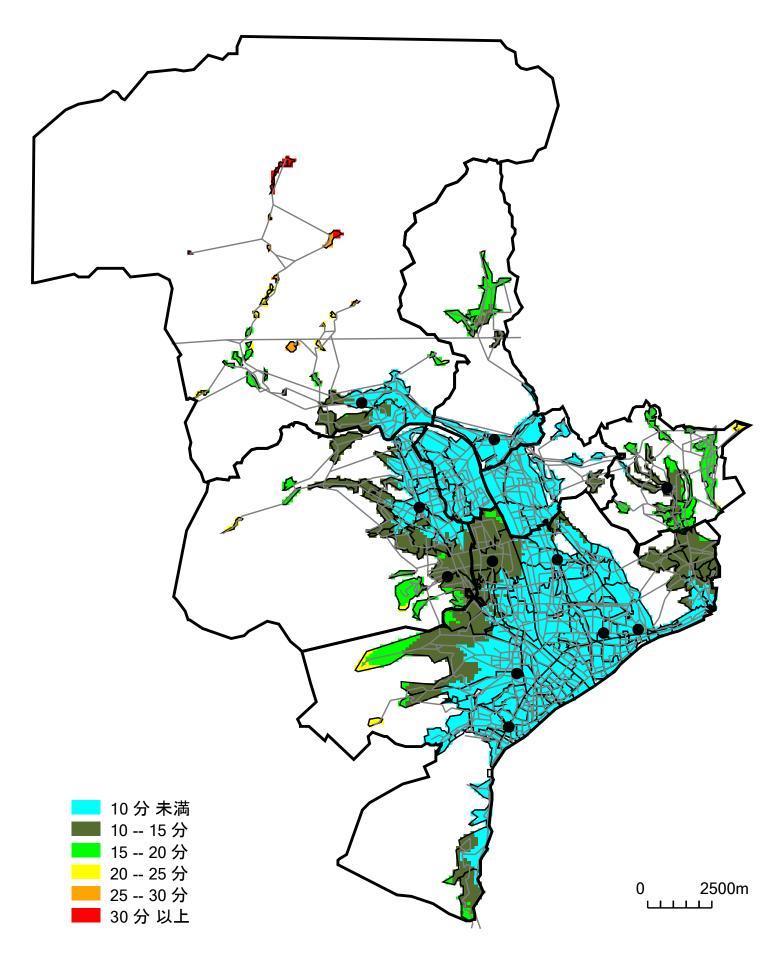


図 1.12 救助工作車の走行時間(広域化前)

# 2. 消防広域化後の運用効果A

ここでは、小田原市消防本部が、2013年3月に足柄消防組合を統合し広域化した後の消防体制として、広域化直後の署所と消防車両配置での運用効果を算定する。

### 2.1 消防署所の運用効果

消防署所の運用効果は、火災と救急事案件数を基にした消防需要指標値を評価指標としている。 運用効果を示したものが図 2.1 と表 2.1 であり、署所からの走行時間を色分け表示したものが図 2.2 である。広域化で 2 つの消防本部の境界線が解消したことにより、旧境界付近の走行時間が短 縮し、大井町、小田原市及び南足柄市に効果が見られる。

市町名称	指標値	ž	到着	できる	指標値	の割合	(力/	<b>ヾー</b> 率)	(累積	. %)		平均流	<del></del> 走行
川川石柳	拍标胆	4.5分以	内	5.5分	以内	6.5分	以内	8.5分	以内	10.5分	·以内	時間	(分)
小田原市	658,841	68	(1)	82	(1)	89	(1)	96	(2)	98	(1)	4.1	(-0.1)
南足柄市	120,614	69	(1)	86	-	94	-	99	-	99	-	3.9	-
中井町	36,342	35	-	54	-	82	-	94	-	95	-	5.2	-
大 井 町	55,629	33 (	11)	63	(20)	87	(18)	99	(2)	100	-	5.1	(-0.6)
松田町	42,393	80	-	83	-	84	-	84	-	84	-	4.7	-
山 北 町	43,430	58	-	69	-	75	-	81	-	83	-	6.5	-
開成町	42,751	44	-	77	-	93	-	100	-	100	-	4.7	-
全 域	1,000,000	64	(1)	79	(1)	89	(2)	95	(1)	97	(1)	4.3	(-0.1)

表 2.1 署所の運用効果(広域化後 A)

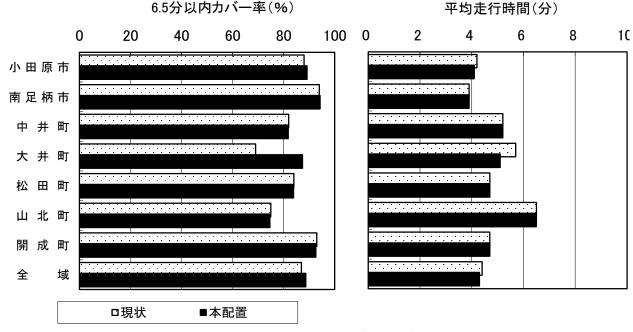


図 2.1 署所の運用効果 (広域化後 A)

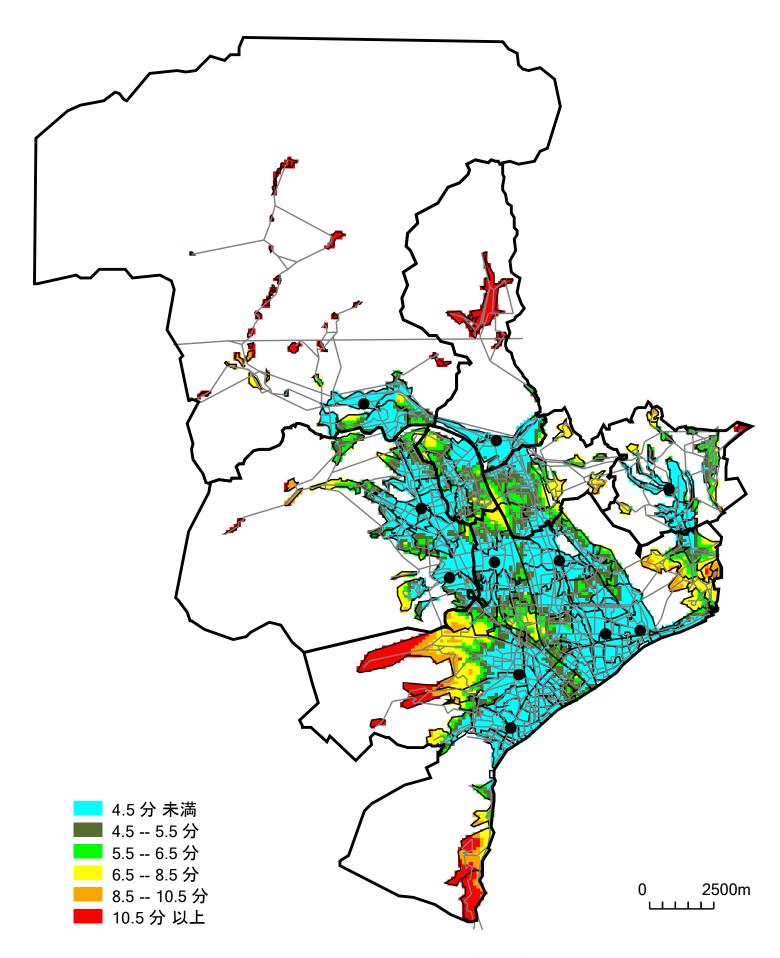


図 2.2 消防署所からの走行時間(広域化後 A)

# 2.2 ポンプ車の運用効果

#### (1) 最先着ポンプ車

ポンプ車の運用効果は、火災件数を評価指標としている。なお、各市町村内の分布は世帯数按分としている。最先着ポンプ車の運用効果を示したものが表 2.2 と図 2.3 であり、走行時間を色分け表示したものが図 2.6 である。広域化で 2 つの消防本部の境界線が解消したことにより、旧境界付近の走行時間が短縮し、大井町、小田原市及び南足柄市に効果が見られる。

<del></del>	町名	私	建物火災		到湋	手できる	火災	の割合	(カバ・	一率)(	累積.	%)		平均	走行
П	叫石	小小	件数(件)	4.5分	以内	5.5分	以内	6.5分	以内	8.5分	以内	10.5分	以内	時間	(分)
小日	田 原	中	145	67	(1)	81	(1)	89	(1)	96	(2)	98	(1)	4.1	(-0.1)
南只	足柄	市	29	70	(1)	87	-	95	-	99	-	99	-	3.8	-
中	井	町	9	34	-	53	-	82	-	94	-	95	-	5.3	-
大	井	町	14	33	(11)	64	(21)	88	(19)	99	(2)	100	-	5.1	(-0.6)
松	田	町	9	79	-	82	-	83	-	84	-	84	-	4.8	-
山	北	町	11	61	-	73	-	80	-	86	-	88	-	5.5	-
開	成	町	9	44	-	78	-	93	-	100	-	100	-	4.7	-
全		域	226	63	(1)	79	(2)	89	(2)	96	(2)	97		4.3	(-0.1)

表 2.2 最先着ポンプ車の運用効果(広域化後 A)

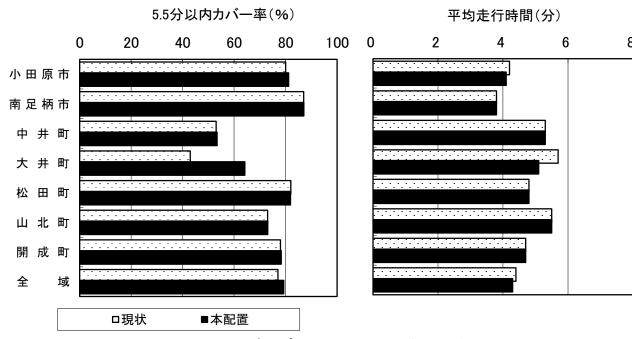


図 2.3 最先着ポンプ車の運用効果(広域化後 A)

## (2) 第2着ポンプ車

ポンプ車の運用効果は、火災件数を評価指標としている。なお、各市町村内の分布は世帯数按分としている。第2着ポンプ車の運用効果を示したものが表2.3と図2.4であり、走行時間を色分け表示したものが図2.7である。ポンプ車が2台配置されている署所を直近とする地区では最先着と第2着ポンプ車は同着となり、他の地区では最先着ポンプ車は直近の署所から、第2着ポンプ車は隣接する署所から出動することとなる。広域化で2つの消防本部の境界線が解消したことにより、直近の署所や隣接署所がより近くなる地区では走行時間が短縮し、中井町、南足柄市、小田原市、大井町に効果が見られる。

市町名称	建物火災		到清	手できる	火災	の割合	(カバ・	一率)(	累積.	%)		平均流	走行
川川石か	件数(件)	5.5分	以内	6.5分	以内	8.5分	以内	10.5分	·以内	15分	以内	時間(	(分)
小田原市	145	51	(5)	74	(6)	91	(3)	96	(3)	99	-	5.6	(-0.4)
南足柄市	29	69	(12)	81	(16)	90	(11)	95	(2)	99	-	5.0	(-0.7)
中井町	9	0	-	0	-	0	-	1	-	36	(21)	16.2	(-1.0)
大 井 町	14	48	(5)	80	(11)	97	(1)	99	-	100	-	5.5	(-0.2)
松田町	9	82	-	83	-	84	-	84	-	88	-	4.8	-
山 北 町	11	5	-	11	-	40	-	67	-	83	-	11.1	-
開成町	9	78	-	93	-	100	-	100	-	100	-	4.7	-
全 域	226	51	(5)	70	(6)	85	(3)	90	(1)	96	(2)	6.2	(-0.3)

表 2.3 第 2 着ポンプ車の運用効果(広域化後 A)

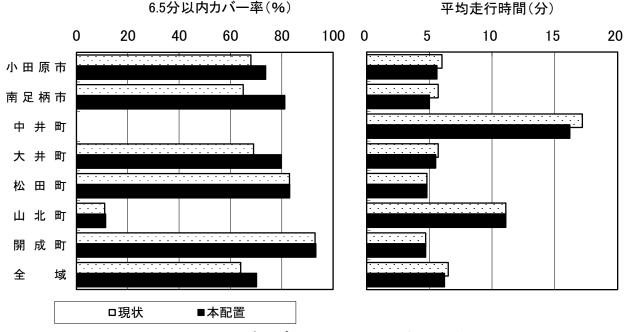


図2.4 第2着ポンプ車の運用効果(広域化後A)

## (3) 第3着ポンプ車

ポンプ車の運用効果は、火災件数を評価指標としている。なお、各市町村内の分布は世帯数按分としている。第3着ポンプ車の運用効果を示したものが表2.4と図2.5であり、走行時間を色分け表示したものが図2.8である。である。ポンプ車を3台配置されている署所は無いことから、第3着ポンプ車は隣接もしくは更に遠方から出動することとなる。広域化で2つの消防本部の境界線が解消したことにより、最先着~第3着ポンプ車がより近くの署所から出動する地区では走行時間が短縮している。このため、大井町、小田原市、中井町、南足柄市、松田町、開成町に効果が見られる。

	町名	孤	建物火災		到清	手できる	5火災	の割合	(カバ-	一率)(	累積.	%)		平均	走行
11.	лшJ <del>(</del>	ነ የሃነ	件数(件)	6.5分	以内	8.5分	以内	10.5分	以内	15分	以内	20分	以内	時間	(分)
小	田原	市原	145	34	(6)	76	(10)	91	(9)	99	(4)	99		7.5	(-0.8)
南	足材	有市	29	36	-	75	(3)	94	(1)	99	-	100	-	7.4	(-0.1)
中	井	町	9	0	-	0	-	1	-	25	(10)	94	-	16.9	(-0.3)
大	井	町	14	32	(28)	88	(45)	98	(15)	100	-	100	-	7.2	(-1.7)
松	田	町	9	5	-	39	-	76	(2)	84	-	85	(1)	11.1	(-0.1)
山	北	町	11	11	-	40	-	67	-	83	-	91	-	11.1	-
開	成	町	9	65	(1)	98	-	100	-	100	-	100	-	6.3	-
全		域	226	32	(6)	72	(10)	87	(7)	95	(3)	99	-	8.1	(-0.6)

表 2.4 第 3 着ポンプ車の運用効果(広域化後 A)

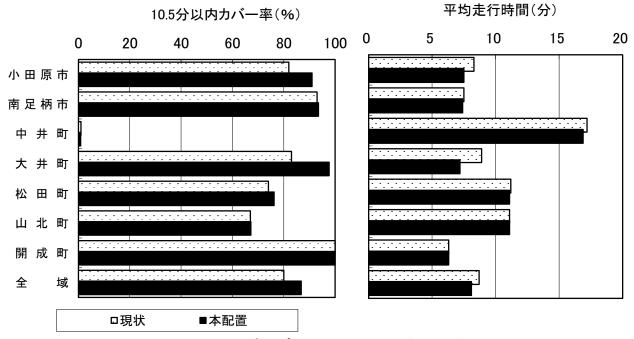


図2.5 第3着ポンプ車の運用効果(広域化後A)

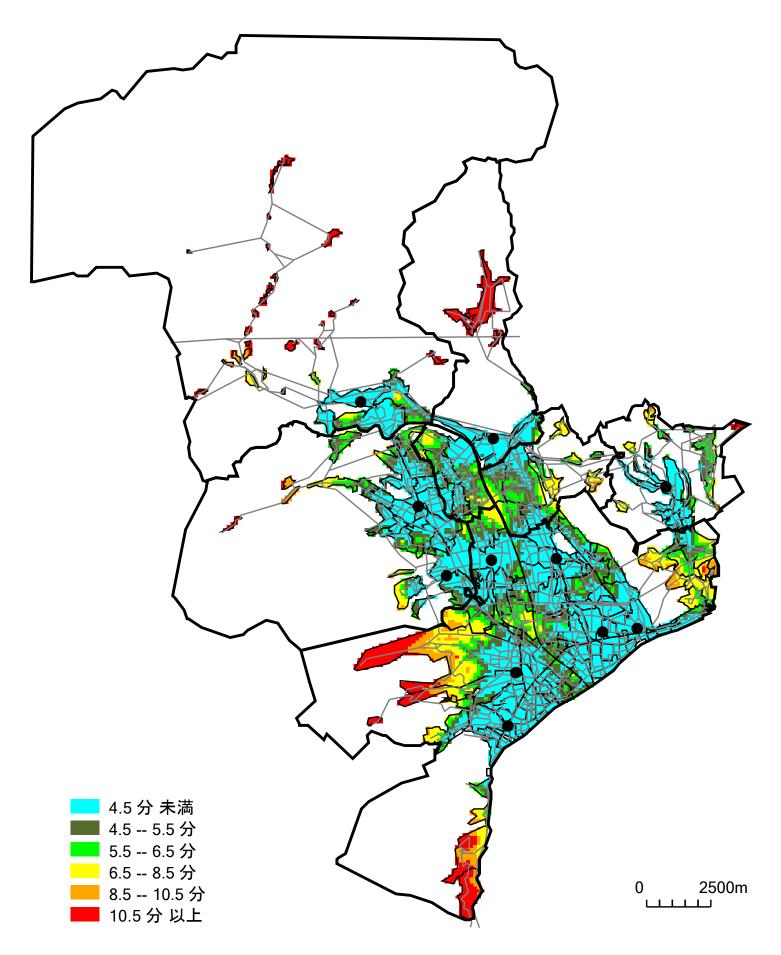


図 2.6 最先着ポンプ車の走行時間(広域化後 A)

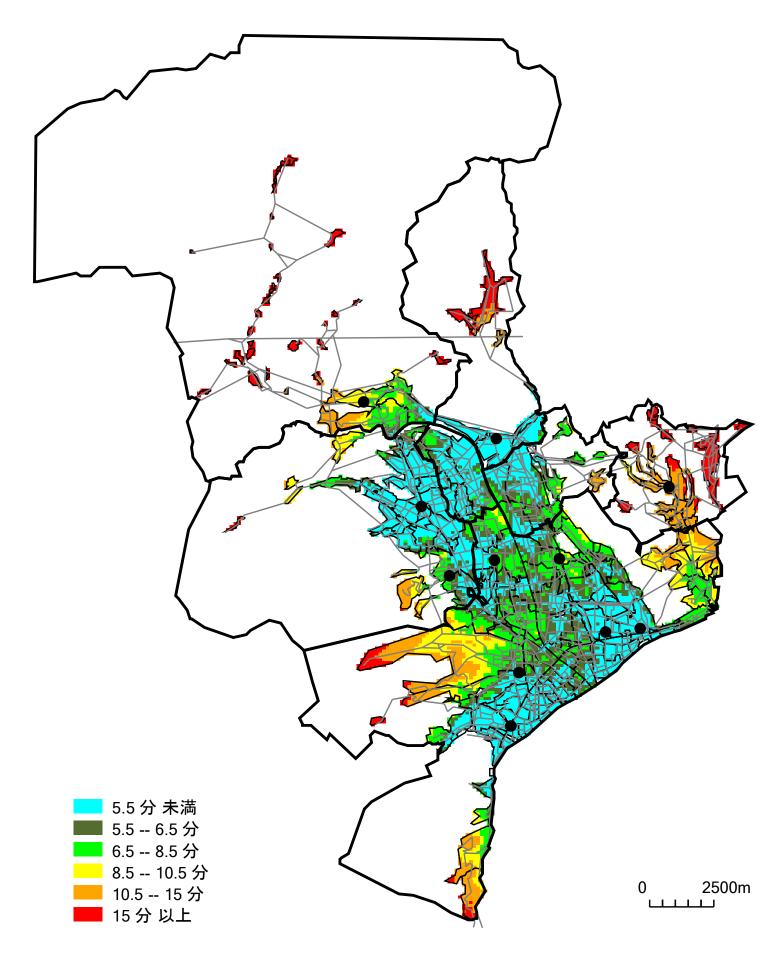


図 2.7 第 2 着ポンプ車の走行時間(広域化後 A)

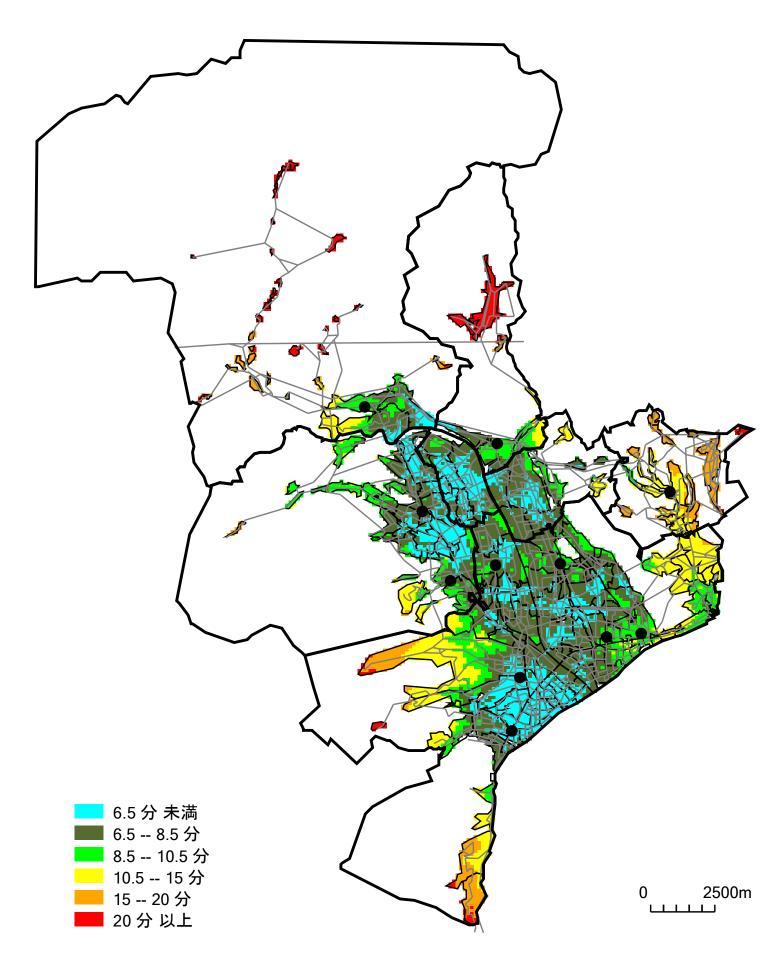


図 2.8 第 3 着ポンプ車の走行時間(広域化後 A)

## 2.3 救急車の運用効果

救急車の運用効果は、救急事案件数を評価指標としている。また、救急事案は件数が多く、先に発生した救急事案に対応しているため、必ずしも最寄りの救急車が対応できないこともあることから、救急車の出動件数や活動時間を基にして出動して不在となる確率を求め、最寄りに加え第2番目、第3番目に近い救急車の出動確率も加味して運用効果を算定している。

救急車の運用効果を示したものが表 2.5 と図 2.9 であり、走行時間を色分け表示したものが図 2.10 である。広域化で 2 つの消防本部の境界線が解消したことにより、救急車の配置署所がより近くなる地区では走行時間が短縮している。その結果、大井町、小田原市、松田町、開成町では運用効果が向上している。また、中井町や一部の市町では運用効果が低下している時点もあるが、これは最寄りの署所に配置された救急車の出動頻度が増加し、不在率が高くなったためである。

市町名称		救急件数		到着	できる	指標値	の割合	(カ/	<b>ヾー</b> 率)	(累積	. %)		平均流	走行
川町石柳		(件)	4.5分	以内	5.5分	以内	6.5分	以内	8.5分	以内	10.5分	·以内	時間	(分)
小田原	市	33,125	50	(1)	69	(2)	82	(2)	93	(2)	96	(1)	5.1	(-0.1)
南足柄	市	5,532	57	(-1)	79	-	91	(1)	97	-	99	-	4.5	-
中井田	Д	1,610	23	(-4)	34	(-3)	47	(-9)	91	(-2)	96	-	6.4	(0.4)
大 井 町	ļŢ	2,416	6	-	25	(3)	63	(10)	95	(1)	100	-	6.2	(-0.2)
松田田	ļŢ	2,203	55	(1)	79	(1)	82	-	85	-	85	-	6.3	(-0.1)
山北田	ļŢ	1,871	46	-	60	-	66	-	73	-	77	-	8.4	-
開成田	ΙŢ	2,238	26	(1)	66	(1)	89	-	99	-	100	-	5.2	(-0.1)
全 均	芃	48,995	47	(1)	66	(1)	80	(1)	93	(1)	96	(1)	5.3	(-0.1)

表 2.5 救急車の運用効果(広域化後 A)

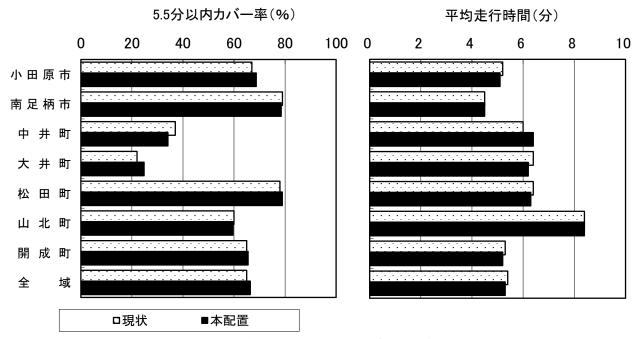


図 2.9 救急車の運用効果 (広域化後 A)

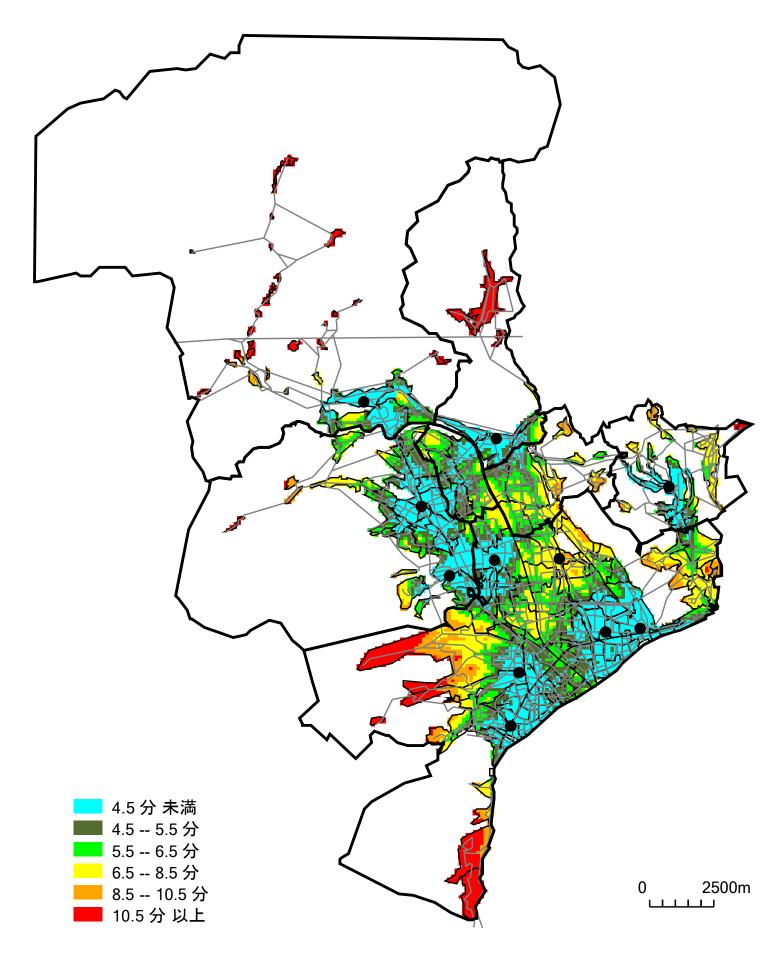


図 2.10 救急車の走行時間(広域化後A)

## 2.4 救助工作車の運用効果

救助工作車の運用効果は、救助事案件数を評価指標としている。

救助工作車の運用効果を示したものが表 2.6 と図 2.11 であり、走行時間を色分け表示したものが図 2.12 である。広域化で 2 つの消防本部の境界線が解消したことにより、救助工作車の配置署所がより近い署所となる地区では走行時間が短縮し、中井町、小田原市、南足柄市で効果が見られる。

	救助事案		到着で	できる救	助事	案の割	合(カ	<b>バー</b> 率)	(累積	長. %)		平均流	走行
市町名称	件数(件)	10分	以内	15分	以内	20分月	以内	25分」	以内	30分以	以内	時間	
小田原市	495	85	(3)	99	(1)	99	-	100		100		6.0	(-0.1)
南足柄市	118	31	-	82	(3)	96	-	100	-	100	-	11.9	(-0.1)
中 井 町	22	2	-	45	(10)	98	-	100	-	100	-	15.6	(-0.3)
大 井 町	31	91	-	100	-	100	-	100	-	100	-	6.4	-
松田町	56	56	-	67	-	99	-	100	-	100	-	8.6	-
山 北 町	137	8	-	16	-	23	-	29	-	53	-	27.9	-
開成町	24	100	-	100	-	100	-	100	-	100	-	5.5	-
全域	883	63	(2)	80	-	87	-	89	-	93	-	10.6	(-0.1)

表 2.6 救助工作車の運用効果 (広域化後 A)

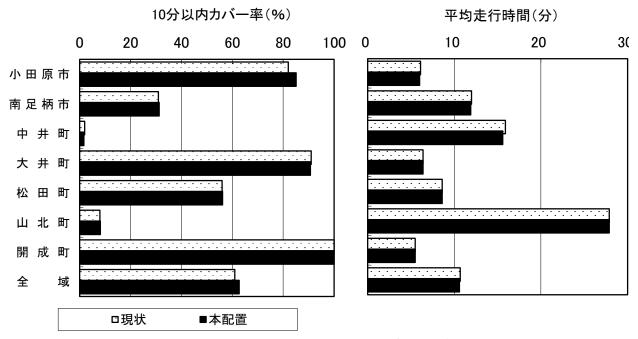


図 2.11 救助工作車の運用効果(広域化後A)

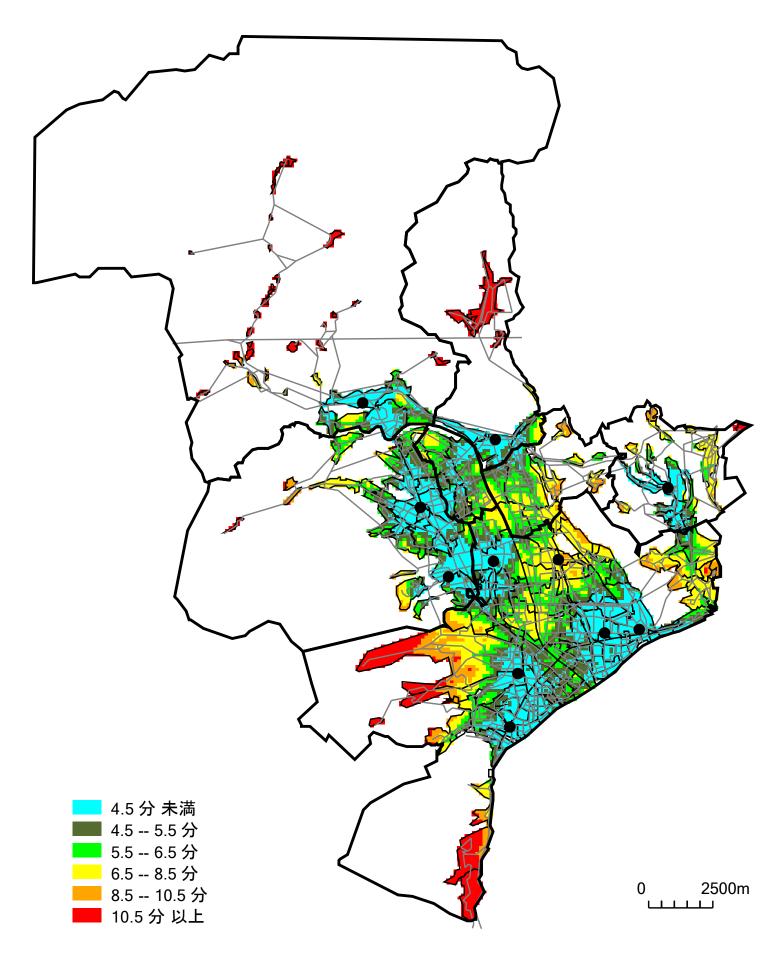


図 2.12 救助工作車の走行時間(広域化後A)

# 3. 広域化後の運用効果B

ここでは、小田原市消防本部が、広域化後に実施してきた消防体制として、現在の署所と消防車両配置での運用効果を算定する。具体的には、西大友出張所と国府津出張所を成田出張所に整理統合しているほか、岡本出張所、山北出張所を現地に建て替えしている。

# 3.1 消防署所の運用効果

消防署所の運用効果は、火災と救急事案件数を基にした消防需要指標値を評価指標としている。 運用効果を示したものが図 3.1 と表 3.1 であり、署所からの走行時間を色分け表示したものが図 3.2 である。広域化前と比べ、大井町、小田原市及び南足柄市に向上が見られる。

市町名称	指標値		到着	できる	指標値	の割合	(カ/	<b>ヾー</b> 率)	(累積	. %)		平均流	走行
川川石柳	拍标胆	4.5分↓	以内	5.5分	以内	6.5分	以内	8.5分	以内	10.5分	·以内	時間	(分)
小田原市	658,841	71	(4)	83	(2)	88	-	95	(1)	98	(1)	4.1	(-0.1)
南足柄市	120,614	69	(1)	86	-	94	-	99	-	99	-	3.9	-
中井町	36,342	35	-	54	-	82	-	94	-	95	-	5.2	-
大 井 町	55,629	23	(1)	49	(6)	81	(12)	98	(1)	100	-	5.5	(-0.2)
松田町	42,393	80	-	83	-	84	-	84	-	84	-	4.7	-
山 北 町	43,430	58	-	69	-	75	-	81	-	83	-	6.5	-
開成町	42,751	44	-	77	-	93	-	100	-	100	-	4.7	-
全 域	1,000,000	65	(2)	80	(2)	88	(1)	95	(1)	97	(1)	4.3	(-0.1)

表 3.1 署所の運用効果(広域化後B)

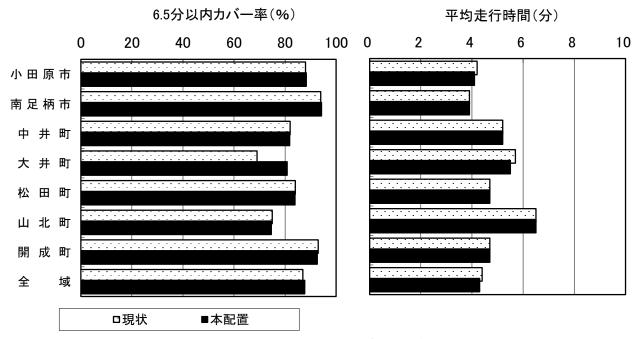


図3.1 署所の運用効果(広域化後B)

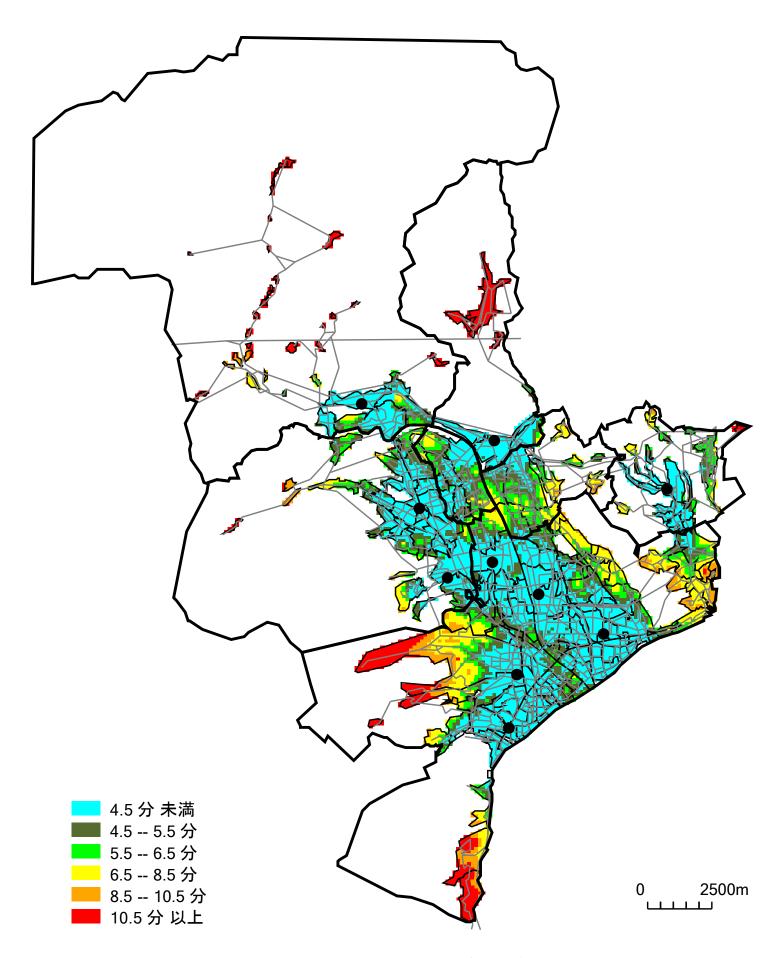


図3.2 消防署所からの走行時間(広域化後B)

# 3.2 ポンプ車の運用効果

#### (4) 最先着ポンプ車

ポンプ車の運用効果は、火災件数を評価指標としている。なお、各市町村内の分布は世帯数按分としている。最先着ポンプ車の運用効果を示したものが表 3.2 と図 3.3 であり、走行時間を色分け表示したものが図 3.6 である。広域化前と比べ、大井町、小田原市及び南足柄市に向上が見られる。

	建物火災		到清	手できる	火災	の割合	(カバ-	一率)(;	累積.	%)		平均流	卡行
市町名称	件数(件)	4.5分	以内	5.5分	以内	6.5分	以内	8.5分	以内	10.5分	·以内	時間	
小田原市	145	70	(4)	83	(3)	89	(1)	95	(1)	98	(1)	4.1	(-0.1)
南足柄市	29	70	(1)	87	-	95	-	99	-	99	-	3.8	-
中井町	9	34	-	53	-	82	-	94	-	95	-	5.3	-
大 井 町	14	23	(1)	49	(6)	81	(12)	98	(1)	100	-	5.5	(-0.2)
松田町	9	79	-	82	-	83	-	84	-	84	-	4.8	-
山北町	11	61	-	73	-	80	-	86	-	88	-	5.5	-
開成町	9	44	-	78	-	93	-	100	-	100	-	4.7	-
全 域	226	65	(3)	80	(3)	88	(1)	95	(1)	97	-	4.3	(-0.1)

表 3.2 最先着ポンプ車の運用効果(広域化後B)

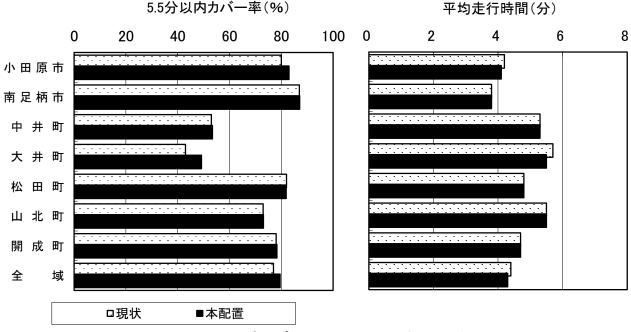


図3.3 最先着ポンプ車の運用効果(広域化後B)

## (5) 第2着ポンプ車

ポンプ車の運用効果は、火災件数を評価指標としている。なお、各市町村内の分布は世帯数按分としている。第2着ポンプ車の運用効果を示したものが表3.3と図3.4であり、走行時間を色分け表示したものが図3.7である。ポンプ車が2台配置されている署所を直近とする地区では最先着と第2着ポンプ車は同着となり、他の地区では最先着ポンプ車は直近の署所から、第2着ポンプ車は隣接する署所から出動することとなる。広域化前と比べ、南足柄市、中井町、小田原市、大井町に向上が見られる。

_	<b>町</b> 夕	私	建物火災		到清	<b>手できる</b>	火災	の割合	(カバ・	一率)(	累積.	%)		平均流	走行
_ m	町名	小小	件数(件)	5.5分	以内	6.5分	以内	8.5分	以内	10.5分	以内	15分.	以内	時間(	(分)
小「	田 原	中	145	41	(-5)	61	(-7)	83	(-5)	94	(1)	99		6.2	(0.2)
南	足板	市	29	69	(12)	81	(16)	90	(11)	95	(2)	99	-	5.0	(-0.7)
中	井	町	9	0	-	0	-	0	-	1	-	25	(10)	16.9	(-0.3)
大	井	町	14	48	(5)	80	(11)	97	(1)	99	-	100	-	5.5	(-0.2)
松	田	町	9	82	-	83	-	84	-	84	-	88	-	4.8	-
山	北	町	11	5	-	11	-	40	-	67	-	83	-	11.1	-
開	成	町	9	78	-	93	-	100	-	100	-	100	-	4.7	-
全		域	226	45	(-1)	62	(-2)	80	(-2)	89	-	95	(1)	6.6	(0.1)

表 3.3 第 2 着ポンプ車の運用効果(広域化後B)

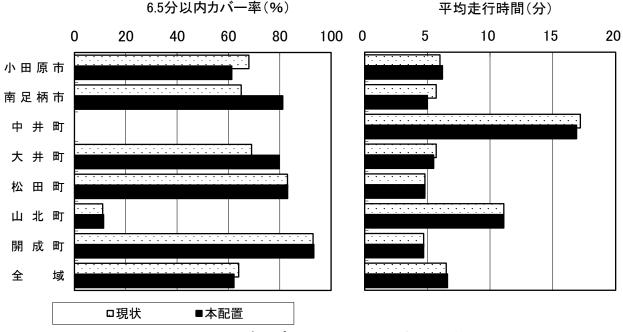


図3.4 第2着ポンプ車の運用効果(広域化後B)

## (6) 第3着ポンプ車

ポンプ車の運用効果は、火災件数を評価指標としている。なお、各市町村内の分布は世帯数按分としている。第3着ポンプ車の運用効果を示したものが表3.4と図3.5であり、走行時間を色分け表示したものが図3.8である。である。ポンプ車を3台配置されている署所は無いことから、第3着ポンプ車は隣接もしくは更に遠方から出動することとなる。広域化で2つの消防本部の境界線が解消したことにより、最先着~第3着ポンプ車がより近くの署所から出動する地区では走行時間が短縮している。このため、大井町、南足柄市、小田原市、開成町に効果が見られる。

#	i町名	私	建物火災		到清	手できる	火災	の割合	(カバ-	一率)(	累積.	%)		平均流	走行
112	I III ) 1	小小	件数(件)	6.5分	以内	8.5分	以内	10.5分	以内	15分.	以内	20分月	以内	時間(	(分)
小	田原	中	145	33	(5)	66	-	81	(-1)	97	(2)	99		8.1	(-0.2)
南	足标	市	29	43	(7)	81	(9)	94	(1)	99	-	100	-	7.1	(-0.4)
中	井	町	9	0	-	0	-	1	-	15	-	94	-	17.2	-
大	井	町	14	10	(6)	74	(31)	94	(11)	100	-	100	-	7.9	(-1.0)
松	田	町	9	5	-	39	-	74	-	84	-	84	-	11.2	-
山	北	町	11	11	-	40	-	67	-	83	-	91	-	11.1	-
開	成	町	9	65	(1)	98	-	100	-	100	-	100	-	6.3	-
全		域	226	31	(5)	65	(3)	80	-	93	(1)	99	-	8.5	(-0.2)

表3.4 第3着ポンプ車の運用効果(広域化後B)

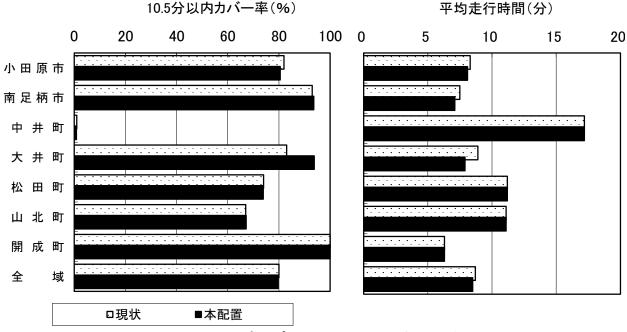


図3.5 第3着ポンプ車の運用効果(広域化後B)

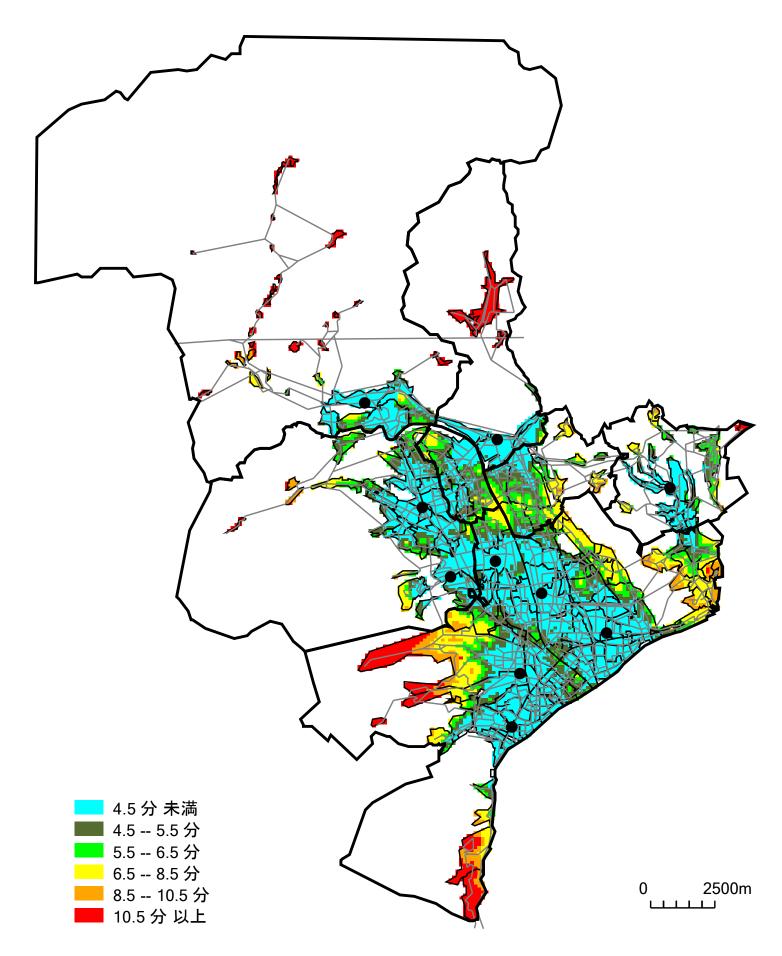


図 3.6 最先着ポンプ車の走行時間(広域化後B)

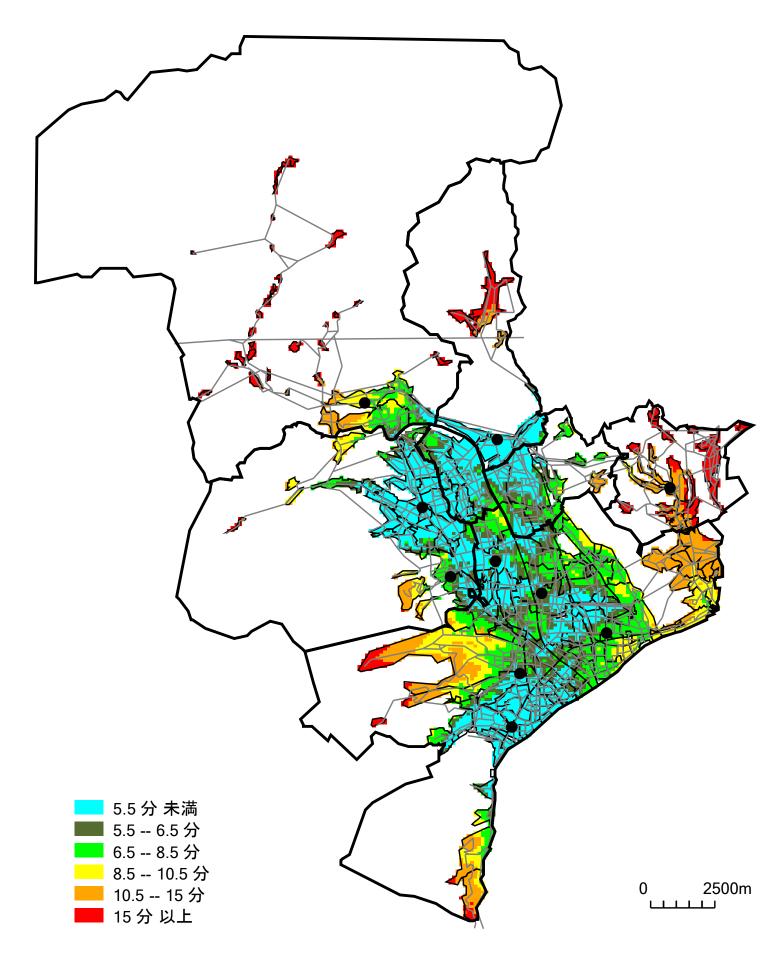


図3.7 第2着ポンプ車の走行時間(広域化後B)

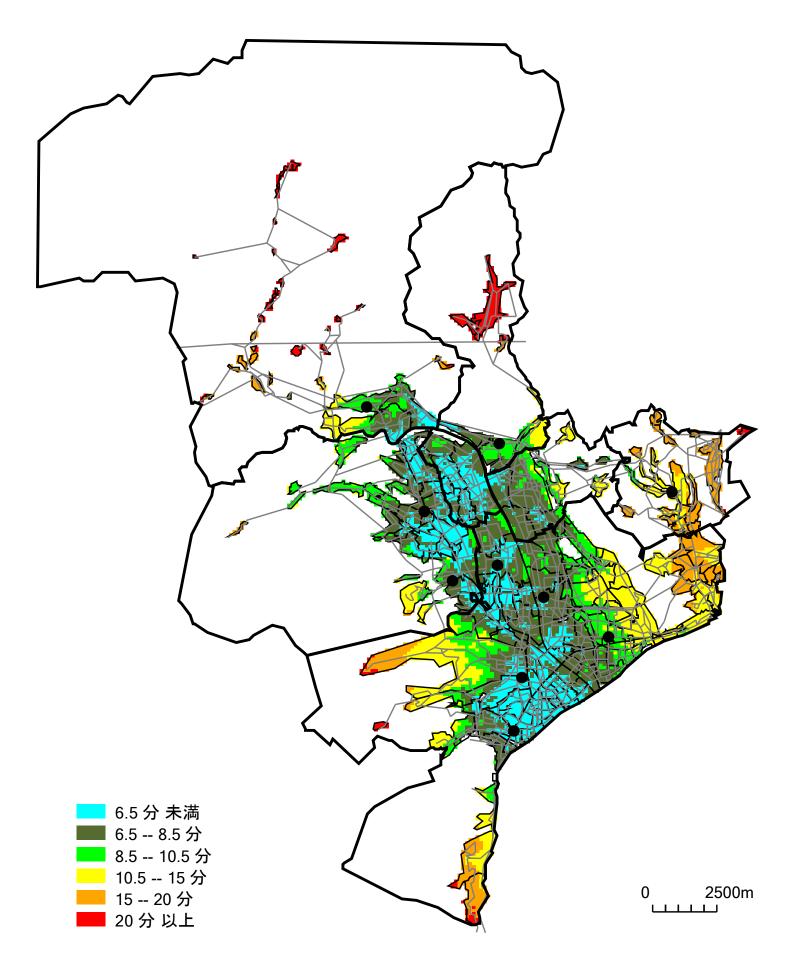


図3.8 第3着ポンプ車の走行時間(広域化後B)

## 3.3 救急車の運用効果

救急車の運用効果は、救急事案件数を評価指標としている。また、救急事案は件数が多く、先に発生した救急事案に対応しているため、必ずしも最寄りの救急車が対応できないこともあることから、救急車の出動件数や活動時間を基にして出動して不在となる確率を求め、最寄りに加え第2番目、第3番目に近い救急車の出動確率も加味して運用効果を算定している。

救急車の運用効果を示したものが表 3.5 と図 3.9 であり、走行時間を色分け表示したものが図 3.10 である。大井町、小田原市、松田町、開成町では向上が見られる。また、中井町や一部の市町では運用効果が低下している時点もあるが、これは最寄りの署所に配置された救急車の出動頻度が増加し、不在率が高くなったためである。

市町名称	救急件数		到着	できる	指標値	の割合	う(カ/	<b>ヾー</b> 率)	(累積	. %)		平均流	走行
111111 (1111)	(件)	4.5分	以内	5.5分	以内	6.5分	以内	8.5分	以内	10.5分	以内	時間	(分)
小田原市	33,125	49	-	72	(5)	83	(3)	92	(1)	96	(1)	5.1	(-0.1)
南足柄市	5,532	57	(-1)	79	-	91	(1)	97	-	99	-	4.5	-
中井町	1,610	18	(-9)	31	(-6)	42	(-14)	88	(-5)	95	(-1)	6.7	(0.7)
大 井 町	2,416	7	(1)	29	(7)	71	(18)	95	(1)	100	-	6.1	(-0.3)
松田町	2,203	57	(3)	80	(2)	82	-	85	-	85	-	6.3	(-0.1)
山 北 町	1,871	46	-	60	-	66	-	73	-	77	-	8.4	-
開成町	2,238	26	(1)	66	(1)	89	-	100	(1)	100	-	5.2	(-0.1)
全 域	48,995	46	-	69	(4)	81	(2)	92	-	96	(1)	5.3	(-0.1)

表 3.5 救急車の運用効果 (広域化後B)

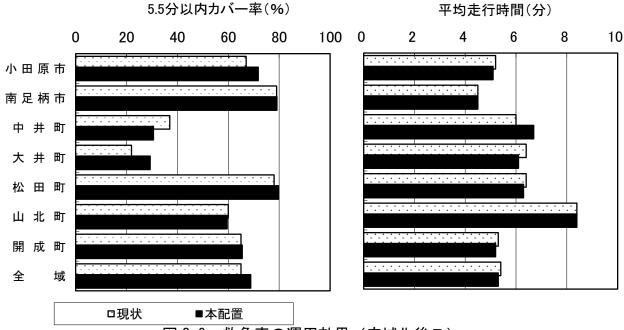


図3.9 救急車の運用効果(広域化後B)

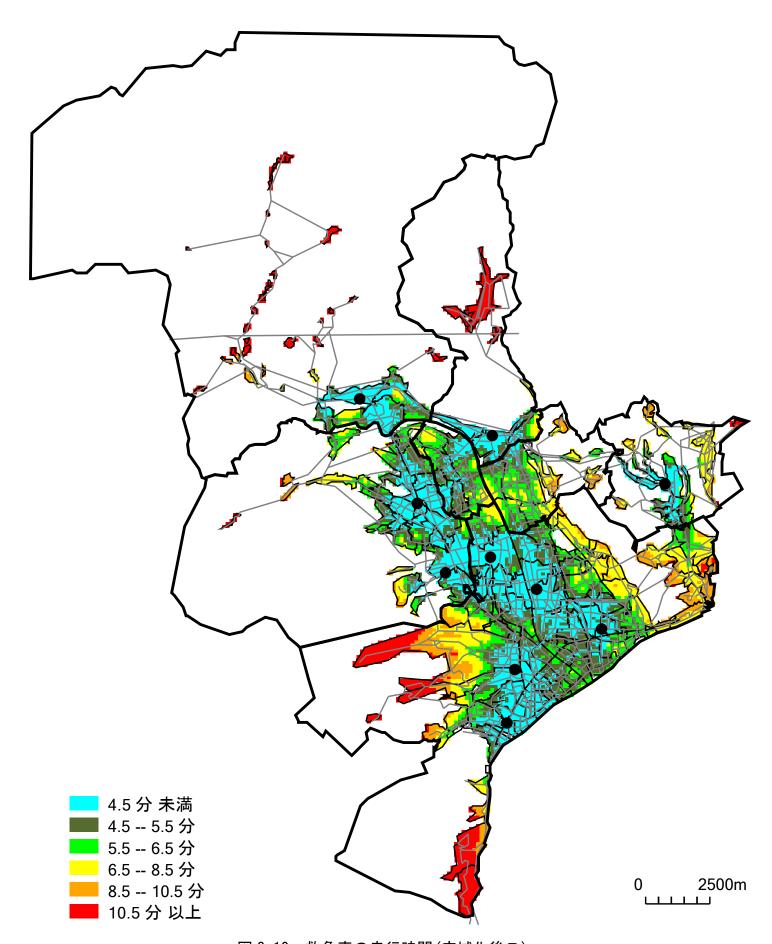


図 3.10 救急車の走行時間(広域化後B)